

星を合せて、一文字三星紋を形成し、又は三星に一文字を合せて、三星一文字紋を形成せるが如き是なり。其他、巴に合せたる巴一文字紋、菊に合せたる菊一文字紋等、數へ來らばその數頗る多し。其他毛利氏は、一文字三星に更に小形の一文字を加へて、二文字三星となし、以て有功の重臣に賜ひたり。例へば福原氏兒玉氏が二文字三星を賜はりたるが如き是なり。

甲、一字より成るもの

- 一、眞書一文字
- 二、行書一文字 (鎌一文字)
- 三、角書一文字 (箱一文字)

乙、二字より成るもの

白黒一文字

丙、他の紋章と合成せるもの

- 一、雲ニ一文字
- 二、巴ニ一文字
- 三、鶴丸ニ一文字
- 四、藤丸ニ一文字
- 五、菊ニ一文字

六、木瓜内一文字

- 七、鬘内一文字
- 八、地紙内一文字
- 九、井桁内一文字
- 一〇、竹丸一文字
- 一一、軍配團扇内一文字
- 一二、丸内割桔梗一文字
- 一三、尾長鳥丸内一文字
- 一四、遠鷹羽ニ一文字
- 一五、一文字ニ葛葉
- 一六、輪違内一文字
- 一七、五本骨扇内一文字

○一文字は首藤流代表の家紋

一八、萬ニ一文字

一九、下藤丸内纏一文字

二〇、一文字ニ久文字

二二、一文字ニ九曜

二三、一文字ニ蝶

二四、一文字ニ三星

姓氏關係

一文字紋を用ゐしものにては、山内・須藤、及、鎌田の三氏名を知られたり。山内氏は藤原氏に出づ。左大臣師尹六世の孫を資清と云ふ。主馬首たり。由つて首藤氏を稱す。資清の弟を資房といふ。下野那須に住し、那須太郎といふ。その曾孫は、與一宗隆にして、屋島の戦にその名を知られたり。那須系圖に據れば、その家紋、初め丸内ニ一文字を用ゐ、幕紋には黒一文字を用ゐたり。干本・福原の二氏、那須氏より出で、いづれも一文字紋を用ゐたり。資清の子を資通と云ふ。資通に三子あり。長を通清と云ひ、鎌田氏を稱す。家紋、亦、一文字を用ゐたり。次を首藤義通と云ふ。その子俊通、相模鎌倉郡山内に居りて山内氏と稱す。一門繁衍して諸國に分居す。文治中其曾孫季基、頼朝の奥州征伐に従軍せるものあり。功を以て地を陸奥會津大沼の二郡に賜はり、子孫世世會津郡伊北山入に居る。その家紋一文字を用ゐたり。季基の孫俊衡、同郡横田に居り、横田氏と稱す。亦、一文字を家紋とす。蘆名家記二に、横田ニハ横田刑部大輔、是ハ山内ノ嫡家ニテ、幕ノ紋一文字ナリとある是なり。第三子を親清といふ。之を備後・播磨・遠江・越前の山内氏の祖とす。戰國時代、首藤流にして、名を知られたるもの、東國に於いては、美濃・尾張、及、遠江の山内氏とす。中にも尾張の山内氏最もその名を知られたり。天文永祿中、尾張の山内氏に但馬守盛豊とい

○會津の山内氏
○横田氏の一文字を用ゐし理由

○替紋は本紋より重用せらる

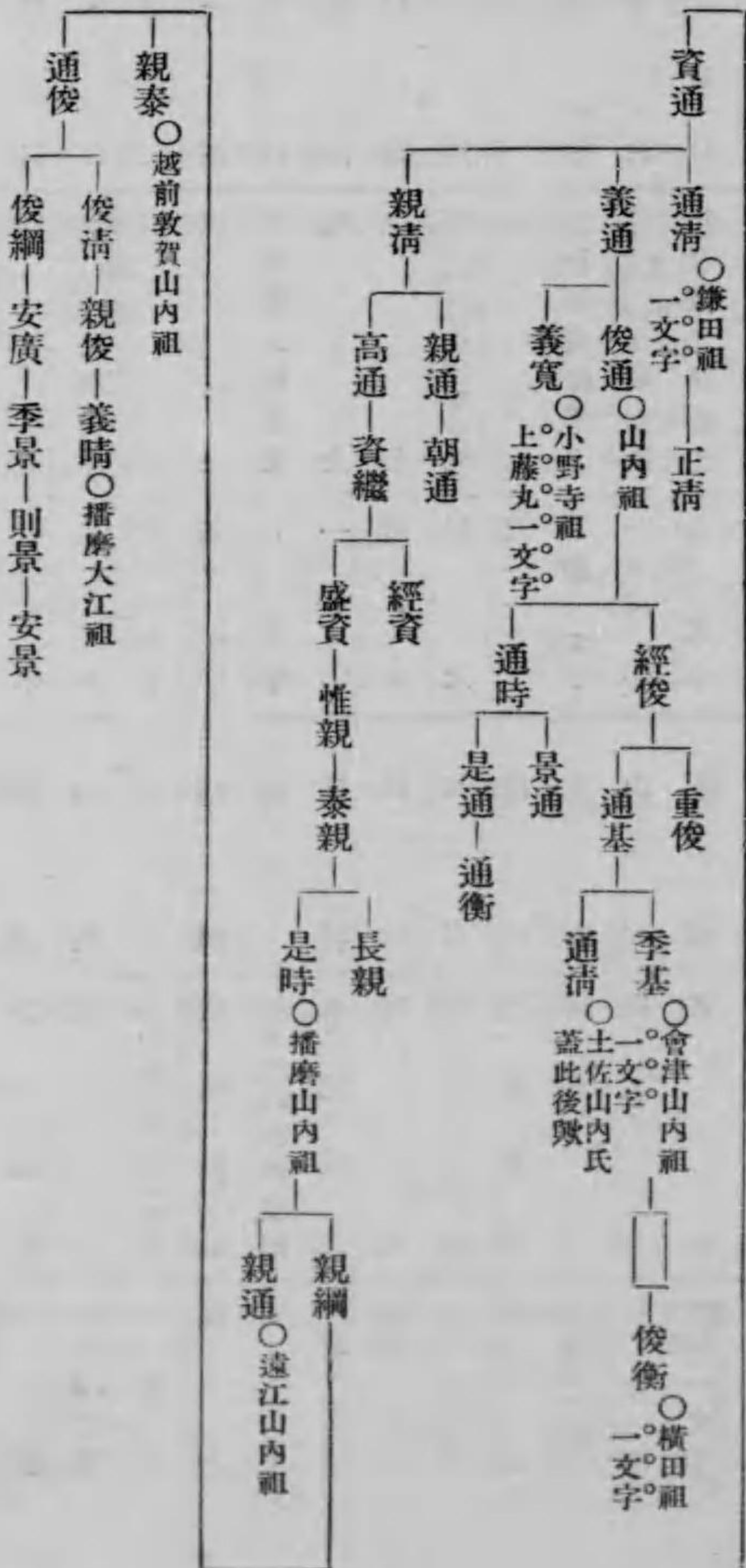
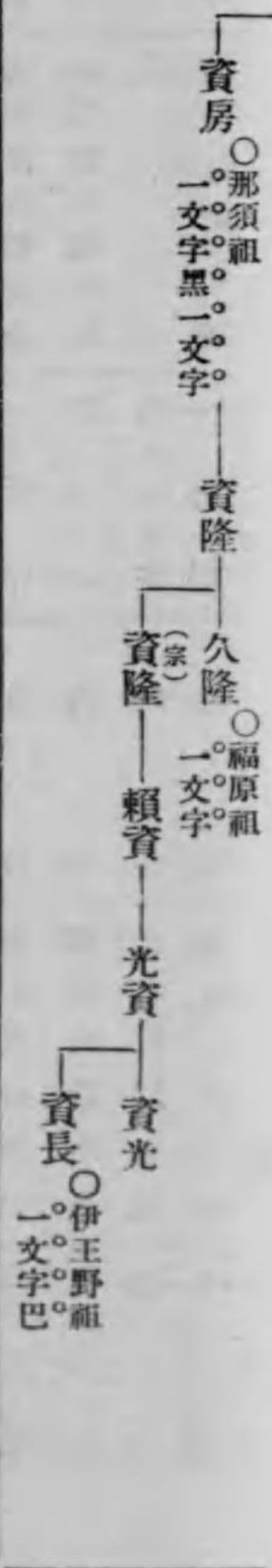
ふものあり。同國岩倉城主織田伊勢守信安に仕へ、これを助けて信長と抗争し、遂にその滅ばす所となる。今、尙、此地方の民間に山内氏を稱するものありて、その家紋一文字を用ゐたり。盛豊の子を對馬守一豊と云ふ。徳川氏時代の初、土佐國主となる。その家紋白黒一文字を用ゐたり。山内氏由来本紋として三葉柏を用ゐる替紋として白黒一文字を用ゐたりき。然れども替紋たる白黒一文字はその本紋たる三葉柏に比して重用せられたり。その家傳に據るに、これその本紋たる三葉柏は、山内氏を稱するものの家紋たるも、白黒一文字は、藤原氏首藤流を代表する紋章たるを以てなりと。又、首藤流にして西國に居りしは、丹波・播磨・備後・伊豫の山内氏とす。いづれも一文字を用ゐたり。中にも備後の山内氏は、鎌倉時代以後、世世惠蘇郡智鋪郷に居り、その後裔隆通の時、一時勇威を四近に振ひしも、天文中毛利氏の幕下に屬し、爾後その客臣となりて明治の初に至れり。

右述べたるが如く、首藤山内氏は全国各地に分布し、いづれも一文字紋を用ゐたるも、獨山内氏のみに限られたるにあらずして更に、鎌田・那須・蘆谷・福原・千本・小野田等の諸氏に用ゐられ、廣く首藤流の間に行はれたれば、即ち、一文字紋は、藤原氏首藤流の代表家紋たることを知るべし。

○首藤山内氏略系

○師尹…中略…資清○首藤祖

○山内氏の出自に關しては、藤原氏秀郷流と、藤原氏師尹流と藤原氏長家流との三説あり。一文字紋使用の關係より見るときは、師尹流信すべきが如し。第三篇第十四章柏紋條には、秀郷流系譜を取れるも、茲には師尹流を取り、彼此互に参照することとせり。

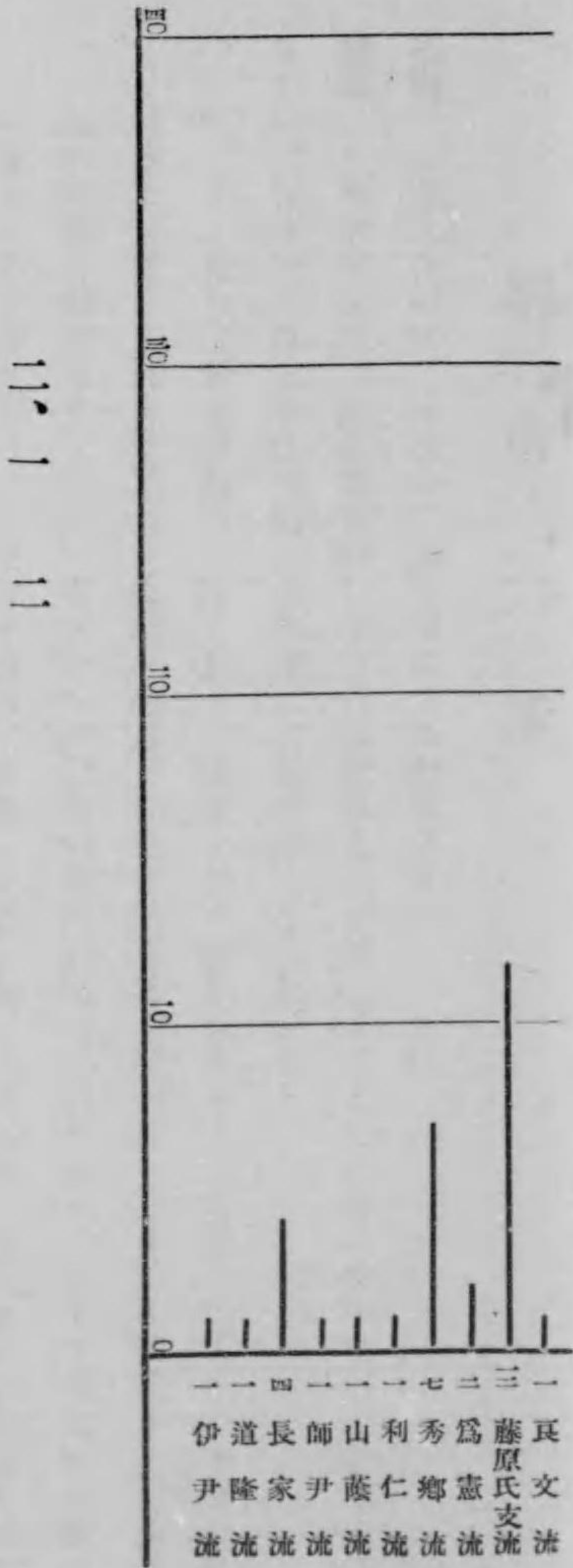
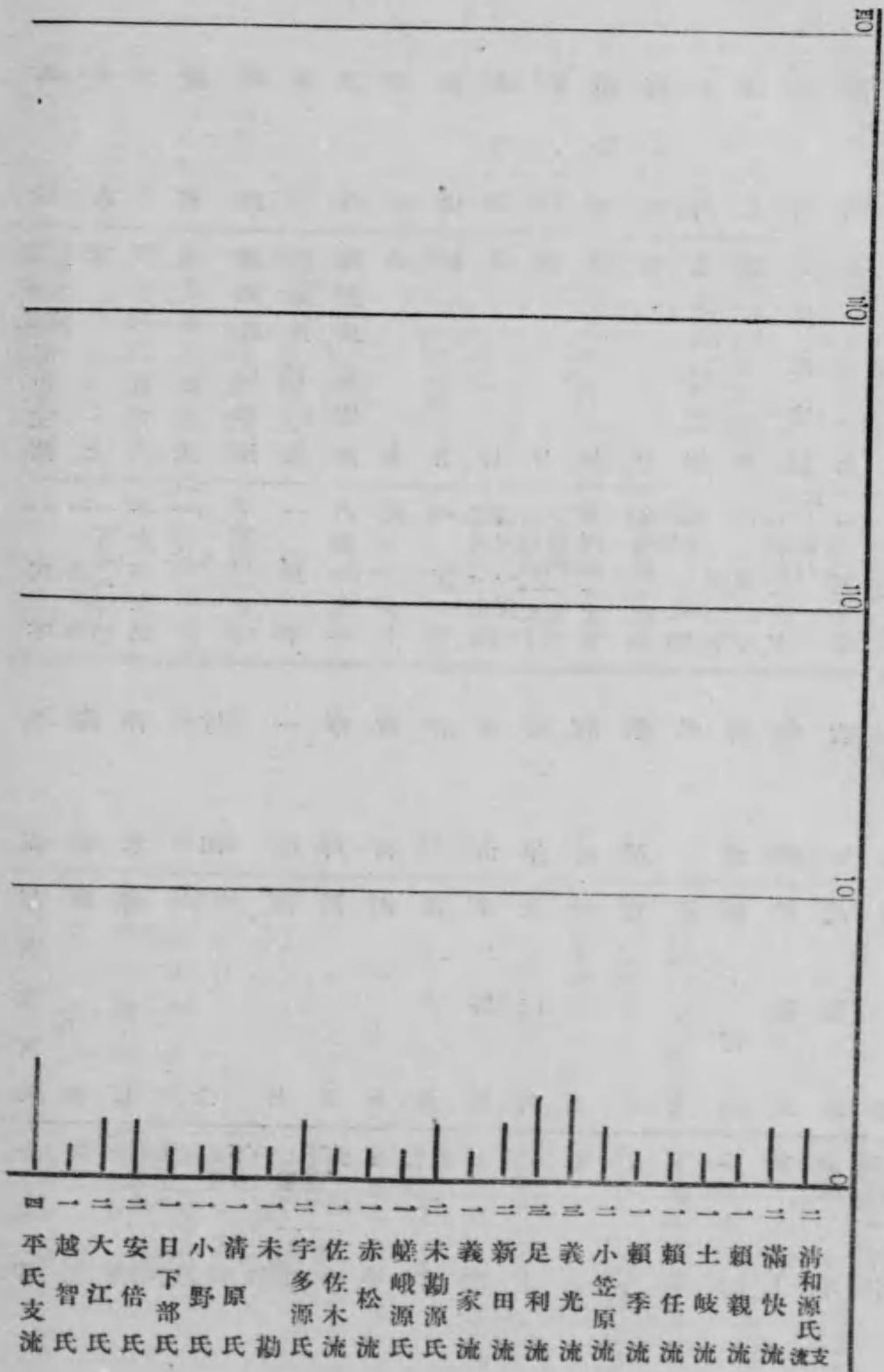


○一文字紋所用姓氏一覽表

松平瀧	北角	田沼	關口	柳原	安田	服部	野澤	志村	林村	藤井	菅沼	三河	朝日	夏目	林田	柴田
清和源氏義家流	清和源氏新田支流	清和源氏足利支流	清和源氏義光流	清和源氏義光流	清和源氏義光流	清和源氏義光流	清和源氏義光流	清和源氏義光流	清和源氏義光流	清和源氏義光流	清和源氏義光流	清和源氏義光流	清和源氏義光流	清和源氏義光流	清和源氏義光流	清和源氏義光流
一文字	輪内一文字二	一文字	雲一文字	輪一文字	角一文字	一文字	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章
小磯	磯部	小磯	磯部	磯部	磯部	磯部	磯部	磯部	磯部	磯部	磯部	磯部	磯部	磯部	磯部	磯部
清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流	清和源氏支流
一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字
紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章

福原	千本	蘆屋	增田	林田	山内	五味	青山	伊與	柴田	小寺	富田	小川	伊東	柴田	成瀬	市野
長家流那須支流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字
紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章
久藤	青木	村山	一山	中川	横田	林田	横田	横田	横田	横田	横田	横田	横田	横田	横田	横田
藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流
一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字	一文字
紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章	紋章

○一文字紋所用多寡比較表



名稱 一二文字紋は、一二の文字を用ひたるを以て名づく。

意義 一二文字紋は、紀念的意義に本づきて用ひられたるものとす。寛政重

脩諸家譜九七七石原氏の條に

一二の紋は、先祖政成、武田信玄に仕へ、數々戦功ありしかば、汝勇士のうち一二をあらそふべし、一二の文字を以て旗の紋となすべしとの命により、のち家紋に用うるといふ。

紋字二一



(載所鑑紋家譜)

とあり。以てこれを知るべし。

形状種類 一二文字紋は、輪違の内に、一二の文字を分ち記せるものとす。

姓氏關係 一二文字紋を用ゐしものに、寛政重脩諸家譜に、藤原氏支流の石原氏あり。

第二章 一番

名稱 一番文字紋は、一番の二文字を記せる紋章とす。

意義 一番文字紋は、紀念的意義に本づける紋章とす。而して、この一番の文字を用ゐし理由に

つきては、太平記九尊氏著篠村國人馳參條に、左の如くこれを記せり。

○一番紋の由來

略○上 サル程ニ、足利殿篠村ニ陣ヲ取テ、近國ノ勢ヲ催サレケルニ、當國ノ住人ニ久下彌三郎時重ト云者、二百五十騎ニテ眞前ニ馳參、其旗ノ紋笠驗ニ皆一番ト云文字ヲ書タリケル。足利殿是ヲ御覽ジテ、怪シク覺シケレバ、高右衛門尉師直ヲ召サレヌ。久下ノ者共ガ笠驗ニ一番ト云字ヲ書タルハ、元來家ノ紋カ、又是ヘ一番ニ參リタリト云フシルシカト尋給ヒケレバ師直畏テ由緒アル紋ニテ候。彼ガ先祖武藏國住人久下二郎重光、頼朝殿土肥ノ杉山ニテ御旗ヲ舉ラレテ候ケル時、一番ニ馳參ジテ候ケルヲ、大將殿御感候テ、若我天下ヲ保タバ一番ニ恩賞ヲ行フベシト仰ラレテ、自ラ一番ト文字ヲ書テタビ候ケルヲ、頓テ其家ノ紋ト成テ候ト答申ケレバ、サテハ是ヲ最初ニ參リタルコソ、當家ノ吉例ナレトテ、御賞翫殊ニ甚シカリケリ。○下

又、弘治三年久下重像の記せる、久下由緒書にも、亦、左の如くこれを記せり。

久下氏は、もと武藏大里郡久下保に住居し、村岡・中澤・東條・川原・熊谷と同流なりしが、多田

備中守の弟山城前司滿重の養子となり、是より源氏と號すといふ。幕紋は鷹羽と下黒なり。その後大久下布世川の兩家に分れたり。源頼朝石橋山に擧兵の時、一番に馳せ参じたるにより、一番と云ふ文字を賜はり、また、恩賞として丹波栗作郷地頭職、並、領家職、美作國印庄伊豆國玉川庄の三個所を賜はる。

以上の紀事に據るときは、久下氏の一番紋は、治承四年五月源頼朝が擧兵の時、一番に馳せ参じたる功に依り、頼朝より賜はりたる紋章の如く記されたるも、吾妻鏡・源平盛衰記を見るに、當時武藏の豪族にして、頼朝に参加したるもの甚だ少なきのみならず、精忠を抽んでたる相模の三浦黨すら丸子川酒匂川の氾濫に沮てられて参加することを得ざりし程なれば、更にこれより隔りたる久下氏が、第一番に馳せ参じたりといふことは、甚だ疑はしと云ふべし。余の考ふる所に據れば、右の二書にいふ久下氏の馳せ参じたりとの事實は、蓋、頼朝が石橋山敗走の後、安房上總下總を從へて武藏に入りし時、武藏の豪族のこれを聞いて馳せ参じたるもの多かりしが、久下氏もその中にありて、而してその第一番たりしことを指せるものならんか。而して久下氏の家傳はこれを誤り傳へたるものなるべし。而して一番紋は、右の如く太平記にも由緒書にも見えたる事なれば、鎌倉時代より用ゐれることは事實にして、これを使用せし起原も、蓋、前述の如き事情に由りしものにして、これを石橋山とせしは、傳説の誤なるべし。

一番文字紋



(載所家譜見)

歴史

一番文字紋は、太平記に見えたるを始とす。羽織原合戦記・見聞諸家紋いづれも久下氏の家紋としてこれを掲げたり。徳川氏時代に至り、麾下の士に、又、久下氏ありて、この紋章を用ゐたり。無論その後裔に出でたるものなるべし。

形状種類

一番文字紋は、一番の二文字を、行體を以て縦に記せるものなり。

姓氏關係

一番文字紋は、藤原氏道隆流の久下氏これを用ゐしのみにして、他に未だ聞く所なし。

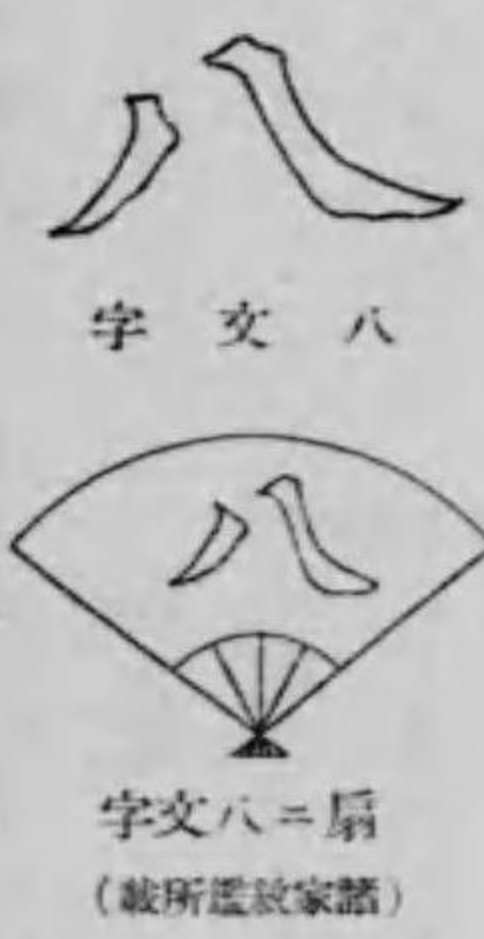
第三章 八九

一、八

名稱 八文字紋は、八文字を用ゐたるを以て名づく。

意義 八文字紋は武神として崇敬せられたる八幡大菩薩の頭文字を取りて紋章とせるものなることは、猶、三字紋が三島大明神の頭文字を取りてなれる紋章なるが如し。京都五條八幡宮の旗に、

八文字紋の種類



八文字の紋あるが如きは、蓋、その例とすべきか。但、尾張徳川氏の八文字紋を用ゐるしは、尾張八郡を支配せる意義より來れるものにして、指事的意義に本づけるものなり。

歴史 八文字紋の始めて史籍に見えたるは、太平記にありとす。太平記三一武藏野合戦の條に、

二陣ニハ八文字一揆ニ萬餘騎練貫ノ笠驗ニ八文字ヲ書タル白旗ヲ指タリ。

とあり。由來一揆の名稱は、その首領の家紋よりその名を稱せるもの多ければ、ここに八文字とあるは、蓋、この紋章を用ゐしものありしが如し。羽繼原合戦記に、駿河ノ小島氏ハ八字とあり。癸亥江戸鑑二年天和に御船奉行小島勘左衛門といふものあり。その家紋八文字を用ゐたり。蓋、その後

裔に出でたるものなるべし。

形状種類 八文字紋は唯一種楷體のものあるのみ。

姓氏關係 八文字紋は各氏族に通じて用ゐられ、且これを用ゐしもの少なりしが故に、未だ代表家紋と認むべきものを見ず。

○八文字紋所用姓氏一覽表

名	字	出	自	名	字	出	自
柳	澤	清和源氏	武田支流	深	津	藤原氏	支流
折	井	義光流	武田支流	幸	田	同	上
山	田	清和源氏	滿政流	長	野	在	原
水	谷	藤原氏	秀郷流	上	氏	同	上

二、九

名稱 九文字紋は、九文字を用ゐたるを以て名づく。

意義 九文字は陽の數と稱し、易にも乾元用九天下治也と云へり。

又、九月九日は、陽數の重なるを以て、これを重陽と稱して、嘉節と定めたり。右の如く、九文字には、瑞祥の意義を有せるを以て、これを

九文字紋



紋章に擇びしは、蓋、この意義に本づけるものなるべし。又、九鬼氏の如く、その名字に因みてこれを用ゐたるは、右の意義に指事的意義を兼ねたるものと知るべし。

形状種類 九文字紋は、九文字を楷體を以て記せるものとす。

姓氏關係 九文字紋を用ゐしものに、寛政重脩諸家譜に、清和源氏義光流小笠原支流の淺羽氏、藤原氏支流の九鬼氏あり。

第四章 十

名稱 十文字紋は、一に略して十字紋といふ。十文字に象れるを以て名づく。後世これに外圍を付し、その形状恰も轡に似たるより、轡十文字と云ひ、甚しきは、これを轡に象れるものとせるものあり。是れ全く俗稱に本づいて誤られたるものとす。

意義 十文字紋の意義に就きては、未だ定説なし。この紋章たる、島津氏を始め、森氏、内藤氏、小笠原氏等これを用ゐしものあれども、島津氏の外、いづれもこれを替紋として用ゐたるが故に、十文字紋とし云へば直に島津氏を聯想せり。従うて島津氏の十文字紋に就いては、先輩のこれに關したる考説少なからず。今左にこれに關する重なる説を掲げ、然る後、自説を述べべし。
先づ島津國史得佛公○忠條に、これに關し左の説を掲げたり。

○十文字紋に
つき菊池藤助
の考説
○十文字紋は昇
降二龍より出
でたるものな
りと云ふ説

十文字紋者、一縦一横、交午如十字形、以爲器服章識、而後世名之十字紋、往々見於公族家譜
又按大玄公舊譜、元祿十三年菊池藤助、對林祭酒、曰、昔清和天皇賜六孫王源姓及昇降龍家紋
昇降龍云者畫二抹以象之、所謂二正龍者是也。島津家紋蓋二正龍之變樣云、藤助少爲學於林
道春、仕寬陽公○光爲儒職、而對林祭酒云々、其說蓋有所據故錄之以備異聞、然言二正龍
象昇降龍則二抹皆應豎畫、而後世圖其樣者並作橫畫字亦作二匹兩豈本同而末異者歟。抑、
原自有兩樣歟。又後世畫十字家紋者、皆於圈中爲十字形、嘗觀武庫所藏得佛公甲冑十字紋、

眞鍮爲之形如大錢、貼十字於其中、微與近世國中十字異、然亦不可謂全無關也。而島津系圖島津譜止云十字家紋、豈其略言乎、抑別有所據乎、以上二說並俟後考。

右の説に據れば、島津氏の用ゐる十文字紋は、二匹龍の變體にして、もと、清和天皇の六孫王に源姓を賜はりし時、家紋として賜はりたる昇降龍より出でたるものなりと云ふにあり。而して、この説を立てたる菊池藤助は、林大學頭に學び、後拔擢せられて寛陽公の儒官となりたるものなれば、則ちこの説たる、必や根據あるべしと云へども、具體的の資料を示すにあらざれば、容易にこれを信するを得ず。且、家紋を以て清和天皇時代既に行はれたりと云ふが如きは、全く俗説に拘はれたる誤謬にして、如何に碩學藤助の言なればとて、到底これに服することを得ず。假りに一步を譲りて、果して十文字紋が、昇降龍に象れるものなりとするも、直角に交叉せる二線にして、而もその名稱を古來十文字紋と呼び來れるものに對して、これを昇降龍の變體なりといふは、名實甚しく反するものにして、到底附會の説たるを免れず。

次に、十文字紋に就いて、前説と略々同様の説を立てたるは、伊達正統世次考、及、日向記にして、伊達正統世次考の所説左の如し。

○十文字紋は二引兩を改造せしと云ふ説

朝宗公常陸入道念西、自賴朝賜幕紋。傳云、當時猶憚之爲豎引兩。島津左衛門尉忠久以爲其子亦賜焉、憚爲十文字。

右の説に従へば、伊達朝宗は賴朝より引兩紋を賜はりしが、賴朝と同一紋を用ゐるを憚りて、こ

れを豎引兩となし、島津忠久も朝宗の子たるの故を以て引兩を賜はりしが、これを憚りて十文字紋となしたりといへども、賴朝が家紋として引兩を用ゐたるものにあらざることは、第一卷第三章紋章起原の條に於いて、既に論じたるが如くなれば、従うて忠久がこれを賴朝より賜はりしことのあるべき理なく、又これを以て十文字紋を作爲せりといふことも亦あるべき理なかるべし。

然るに、西藩野史には、以上二説と異なりて、文治五年賴朝が泰衡を征する日、箸を取りて十字の形となし、これを家紋となさしむることを記せり。この説に據るときは、島津氏の十字紋は、箸を交叉せる形に象れるが如しといへども、元來、島津氏の用ゐし十文字紋は、始よりこれを十文字紋と稱し、而もその形は十文字の筆勢を示せるものにして、引兩を交叉し若くは箸を交叉せるが如き對稱のものにあらざれば、その形象より推すも、亦その名稱より推すも、共にその誤れるを知るべし。次に日向記には、十文字紋の起原について、左の如く記せり。

○十文字紋は箸を十文字に切連へたるに象れるものなりと云ふ説

略。幕紋は、賴朝未だ將軍に成り玉はざる時に、二ツ引兩は、我が幕の紋也。此の二引兩打違へ十文字を幕紋とせよとて、御箸を打違へ見せ玉ふ、それより十文字を定むるなり。

右の説たる、以上述べたる第二説と第三説とを混同せるものにして、いづれもその當を得ざることは、以上説き來れることに由りてこれを知ることを得べし。

然るに、ここに以上諸説に反して、これを基督教の十字架より出でたるものといふものあり。即ち松浦靜山侯は、その著甲子夜話に於いて、島津氏の十文字紋は基督教關係のものなることを説き

○十文字紋は十字架なりといふ説

たり。抑、天文十八年葡萄牙人フランシスコ・ザヴィエルが始めて本邦に基督教を傳へたるは薩摩鹿兒島にして、而してこの鹿兒島に、基督教の表章たる十字紋の用ゐられしより、輒近本邦學者の基督教の歴史を説けるもの、島津氏の紋章を以て、十字架より出でたるものとせるは、余輩の數聞く所なり。最近日本基督教傳道史の著者アーネスト・クレメント氏すら、雑誌オープン・コート Open Court に日本紋章に於ける十字架と題し、亦、この説に賛成せり。

○上 近刊の「日本」一記者は、日本諸侯の使用せる紋章十字文の各種の形に及ぼしたる基督教の影響に就いての研究を載せたり。其中島津侯の紋章の如き、西曆一千六百五十年頃には、同心圓中に簡短なる日本數字の十字文を描けるを使用し、又、その分家にては、單に十字文のみを使用せることを記せり。余輩は、西班牙の商人によりて基督教が最初に紹介せられし薩摩に於いて、その紋章に基督教傳道時代の遺跡を留めし事を知るも敢へて一驚を喫するものにあらず。如何となれば、日本に於ける基督教の開拓者たる加特力教の神父等が、その武家たる改宗者に新紋章を與ふるが如きは當然の事なればなり。

右の紀事に據るときは、クレメント氏は、日本記者のために誤られて、この説を立つるに至りしものの如し。

抑、島津氏が十字紋を用ゐしは、フランシスコ・ザヴィエルの傳道時代に初まれるにあらずして、既に遠く鎌倉時代にありし事は、得佛公即ち島津氏の始祖忠久の甲冑に、この紋章を居ゑたるのみ

○島津氏の十字紋を用ゐしは鎌倉時代
にあり

ならず、蒙古襲來繪詞にも、島津下野守久親が、この紋章を畫きたる旗を掲げたるを見て知るべし。兎も角そのこれを用ゐしは少くとも鎌倉時代の初を降れるものにあらずして、彼の葡萄牙人フランシスコ・ザヴィエルが、始めて基督教を日本に傳へたる年代に先だつこと、約三百年前に當れば、島津氏の十字紋が、基督教と全く没交渉たることは明かなりといふべし。

尙、島津氏の十字紋が、基督教と没交渉なることを知るべき有力なる證據は、最初、基督教を薩摩に宣傳せしザヴィエルが、島津氏の家紋を見て、その當時即ち西曆一千五百五十二年二月四日印度コシン府より歐洲に於ける御祖の神父に宛てたる彼の書翰に、左の如く記せるを以てこれを知るべし。

○上 又、曩に我等の一年有餘も滞留なせし鹿兒島に於て、國主、及、其親族の用ゐし家紋には、白き十字架を畫きたれども、彼等は基督の名をだに全然知らざりき。

Cagoxima, ubi annum commorationis, animadveriti Regulum ejusque cognatos albam crucem in familiae insignibus habete, sed tamen christinomen funditus ignorare.

(Feb. 4 1552.)

(S. Francisci xaverii E. societate Jesu. Indiarum Apostoli Epistolae (1692))

(據東洋文庫所藏本)

右の紀事に據るときは、フランシスコ・ザヴィエルが島津侯、及、その一門の白十字紋を用ゐ

しを見て、これを十字架と思ひしも、これを用ひし島津氏は基督の名をだに聞かざりしものなりきと云ふを見れば、島津氏の十文字紋が基督教と全く没交渉なりしものなることは、これを證して餘ありといふべし。而して日本基督教傳道史の著者たるクレメント氏にしてこの書を見ざりしは甚だ遺憾なりといふべし。

然るに、最近に至り、イー、アール、ブル氏の余に致せる書翰の一節には、尙、島津氏の十字紋を以てネストリ派より傳へられたる十字架なりと説けり。その大意を抄出すれば左の如し。

島津氏の十字紋は、縦ひザヴィエルが傳來したるものにあらずとするも、その起原はネストリ派の支那に傳來せるものにして、僧空海より實にこれを日本に傳へられたるものなるべしと云ふにあり。又、エリザベス・ゴルドン夫人の説に據れば、空海は唐に留學し、長安に滞在し、般若三藏に就きて梵語を研究せり。この般若三藏は景淨 Adam と共に、佛教を翻譯したるものにして、當時長安に建立せられたる景教流行中國碑は、實にこの景淨の撰文に係りしものなり。是等の關係よりして、空海はその師般若三藏を通じて、必ずこの景淨に接近せしこともありしなるべく、又、この景淨は即ち景教(ネストリ)の信者なれば、従うて景教の教義をも聞き、十字架の符をも受けしこと有りしなるべし。果して空海にしてこの十字架の符を傳へしものとすれば、日本に十字の呪符ありしは、空海以後にして、島津氏の家紋たる十字紋も、その起原をここに發せしものなるべし。然れども、日本に行はれたる十字の呪符は、ネストリ派の基督教が、未だ支那に傳來せざりし以

○ゴルドン夫人の十文字紋説

○十字架の符は空海を通じて傳來せるネストリ派の十字架なりと云ふ説

○十文字の呪符はネストリア傳來以前支那に行はれたる

○晋書に見えたる十字符

○鎌倉時代に於て行はれたる十字

○十字と書してむしもちと調める實例

前より既に支那に行はれたるものにして、何時代にか日本に傳はり、全国各地に於いて行はれたるものなれば、島津氏の家紋とせる十文字は、蓋、この呪符より來りしものにして、決してクレメント、ブル、ゴルドン三氏の説の如く、新古そのいづれの基督教にも亦、關係せるものにはあらざりしを知るべし。

抑支那に於いて、十文字紋を一種の呪符として用ゐたりしことは、遠くこれを晋代に於いて認むることを得べし。即ち晋書一三何曾傳に蒸餅上不折十字則不食といふことあり。この蒸餅に十字を折るといふは、晋代既に十字の符の行はれしを證すべし。而してこの慣習は、日唐の交通開けしより日本に傳來し、鎌倉時代に於いて既に盛に行はれたるを見る。吾妻鑑一二に左の紀事あり。

建久四年五月十六日辛巳、富士野御狩之間、將軍督若君始令射鹿給、中屬晚於其所被祭山神矢口等、江間殿令獻餅給、中次召蹈勢子輩各賜十字被勵列卒云々。

同年九月十一日甲戌、江間殿嫡男童形、此間在江間、昨日參着、去十七日卯刻於伊豆國射獲小鹿一頭、則令相具之今日參着、嚴閣備箭祭餅被申子細之間、中凡含十字之體及三口之體各所傳用、皆有差別珍重珍重。中

右の書中に見えたる賜十字又は含十字とあるは、いづれも蒸餅を指せるものにして、この慣習は疑もなく晋書に見えたる蒸餅に十字を折ると同意義のものにして、明かに支那傳來の風習に係るものなることを知るべし。當時、蒸餅には十字を切り若くは書きし風習ありしより、後世十字を蒸餅

○日本各地に
行はれし十字
の呪符
○琉球に於け
る十字符

○四國に於け
る十字符

○中國に於け
る十字符

○東國に於け
る十字符

と訓みしことは、弘安年間身延山諸人供養目錄を見るに、十字と書して、ムシモチと訓みたるを見てこれを知るべし。この十字符を書く風習は、今日も、尙本邦各地にその遺風を傳へたるを以て、これを旁證すべし。先づ西南地方よりこれを擧げんに、文學士東恩納寛淳氏の話に據るに、沖繩には藁を用ゐて十文字の形を作り名づけてこれをサンといひ、音物を贈答する場合には、これを用ゐること内地に於ける熨斗の如く、又夜間婦人等の出行する場合には、簪の如く頭髮にこれを挿み、以て惡魔攘除の呪符に用ゐると云ふ。
○沖繩にて稱するサンは、外語の聖にして、基督教より發せしが如く考へらるるも、未だ旁證を得ざれば、ここには姑くこれを取らず。

次に四國なる土佐地方に於いては、饅頭を音物として贈る時、吉事の場合には、必ず臘脂を用ゐて十文字を畫きたりと云ふ。又、讃岐地方にては味噌を製し、これを樽に詰むる時、必ず指頭を以てこれに十文字を書きたりと云ふ。

次に中國に於いて、長門地方にて、餅を焙る場合には、火箸を用ゐて、先づこれに十文字を書く眞似をなせりと云ふ。又備前地方に於いて、襤褸の背の上部に絲を以て十文字を繡る、又味噌に指頭を以て十文字を記せることは全く讃岐に同じ。

次に東國なる武藏日野地方に於いて餅を搗くに當り、白の下に藁を以て十文字を作りこれを敷き、その餅を搗き終るに當り、妊婦をしてこれを取らしむればその妊婦は必ず安産すると云へり。而してこの風習は、下野地方にも亦行はるといふ。

次に奥羽地方に於いても、往々この風習行はれ、秋田地方に於いても、小兒の外出するときはそ

○十文字は攘
災招福の呪符

の母指頭を以て小兒の額に十文字を書けりと云ふ。

尙、貞丈雜記六に見えたる、左の紀事の如きも、この一例と見るを得べし。
十字といふも、道家の説なるべし。手の中に、指の先にて文字を書きて、握りて行けば、わざわいを除き、さいはひ有と云ふ。

以上の事例に徴するときは、十文字を以て、攘災招福の呪符とせることは、殆ど全國各地に普く行はれたるものにして、而して是等の慣習中には、或は基督教信仰の遺

島津氏十文字紋



(見聞諸家所載)

風混合せるものも、亦これあるべしと雖も、その食物殊に饅頭、及、餅等に十文字を畫けるが如きは、全く支那に行はれたる風習を傳へたるものにして、鎌倉時代に行はれたる十字の遺風に係れるものたるや明かなりとす。前項引用せる日向記に據る頼朝が出征の日に箸を取りて、十字の

形となし、これを以て十文字紋を製せりといへる傳説の如きは、蓋、當時行はれたる出陣を祝福せる十字の餅、即ち十文字の呪符に本づきて島津氏の家紋を定めたるものにして、而して日向記の説は、その傳説を多少轉訛せるものの如し。

これを要するに、十文字が、右の如く攘災招福の呪符たりしと、且はその字畫の簡明にして識別し易かりし事は、尙、阿部晴明印九字、及、籠目等の他の呪符が、いづれも家紋に採用せられたる傍例よりこれを推すも、その紋章に用ゐられたることを知るべし。

○太古各民族間に行はれたる十字符

各論

○十字符の呪符は、支那より日本に傳はりたるものなることは、前に述べたるが如くなれども、果してこの十字符は、支那固有のものなりしか、或は太古他國より傳來せしものなるか、その關係詳ならず。按ずるに、この十字符は、殆ど世界共通のものにして、太古世界各國に行はれたるが如し。世界の古國として知られたる埃及に於いては、セラピウムの城址に於いて十字を彫刻せる石造の神聖物を發見し、又シャリーの像の、頸の周圍にギリキ式の十字架を掛けたるものを發見せりといふ。其他、オシリヌ像の如きも、必ず十字を劃せる圍内にこれを畫きたりと云ふ。次にパピロンアツシリアに於いても、太古また十字符を用ひ、ニムロッドの城址より發見せられ、現今大英博物館に保有せらるる、チラスピレサル王の立像の胸には、ギリキ式十字架を掛けたるものあり。而して、アツシリア人が用ひし所の十字は、日光を表示せるものなりといふ。

次にフオニキア人は、十字符をタン「*Tan*」と稱し、生命、及、健康を表示するものとせり。次に印度に於ては、クリシナの像を十字の上に畫き、若しくはこれに彫刻せりといふ。次に、スカンジナビア地方に於ては、十字形の槌を以て、雷の表章とし、これによりて災を振り、又起死回生の威靈あるものとせり。次に、デンマルク人には、往々十字符を石器に彫刻せるものあり。次に、ゴール人は十字を神聖のものとし、家屋の神聖を表すには、この文様を施し、又錢貨に十字を刻せるものあり。右の外、聖書百科辭典ダウイエラ氏の記載の變遷等の書に據りて、十字符を用ひたりし民族を搜索したらんには、恐らく僕を更ふるに遑あらざるべし。尙、梵語の塞縛斯底迦を以て、この十字架の系統に數へたらんには、印度は勿論西は西南亞細亞より希臘羅馬に及び東は支那朝鮮を経て、日本に及び、その分布の更に廣汎なることを知るべし。これを要するに、十字符は、世界普遍の物にして、その關係の有無、その性質の如何、悉くこれを研究せんことは容易の業にあらざれば、爰には參考のため、その概要を注記することとせり。

○十字紋を居る最古の甲冑

歴史 十字紋の現存せるものにして、最古のものは、島津公爵家所藏の忠久着用の甲冑に居るられたるものとす。忠久は鎌倉時代初期の人なれば、十字紋の當時既に用ゐられたるを知るべし。蒙古襲來繪詞にも、薩摩守護下野守久親・同舍弟久長の兵船に掲げたる旗に十字紋を居えたり。羽繼原合戦記にも、十字紋ハ島津薩摩守とあり。又、見聞諸家紋にも島津氏の家紋として筆勢を示し

○島津氏以外十字紋を用ひしもの

たる十字紋を載せたり。徳川氏時代に至り、十字紋を用ひしものは、島津氏の外、大名に大久保・加藤内藤・森の四氏あり。麾下の士にこれを用ひしもの廿家あり。

○島津氏の家紋は筆勢を示せる十字紋

形状種類

寛永時代

元祿時代



○忠久の甲冑に見えたる十字紋

は外圍あるが如く見ゆるも、その外圍にあらざること十文字紋は遺憾なくその筆勢を示して、殆ど圓盤の外邊に達し、而もその圓盤は文字面より低くして、恰も圓盤に十字紋を載せたるが如き觀を呈せるより見るも、全く製作上の便宜に出でたるものにして、後世施されたる外圍とは全く性質

を異にしたるものとす。然るに、徳川氏時代に至り、諸家の家紋の次第に對稱的形狀を有するに至りしかば、何時しか筆勢を示したる十文字紋も、その形を整理にし、俗の謂はゆる辨十文字紋の形となり、元祿以後に至りては、全く筆勢を示したる十文字紋を見ざるに至りぬ。是に於いて十字架より來りたるものとなし、或は馬の轡に象れるものなりと云ふものすら起るに至りしは、畢竟するに是等形狀の沿革を知らざるに由るのみ。有名なる日本紋帳の著者なるゲラルド、ストレール氏の如きは、十文字紋の傍に特に馬首に轡を着けたる圖を掲げて、この紋章の解説を下せるが如きは、全く辨十文字といへる俗稱に誤られたるものと云ふべし。

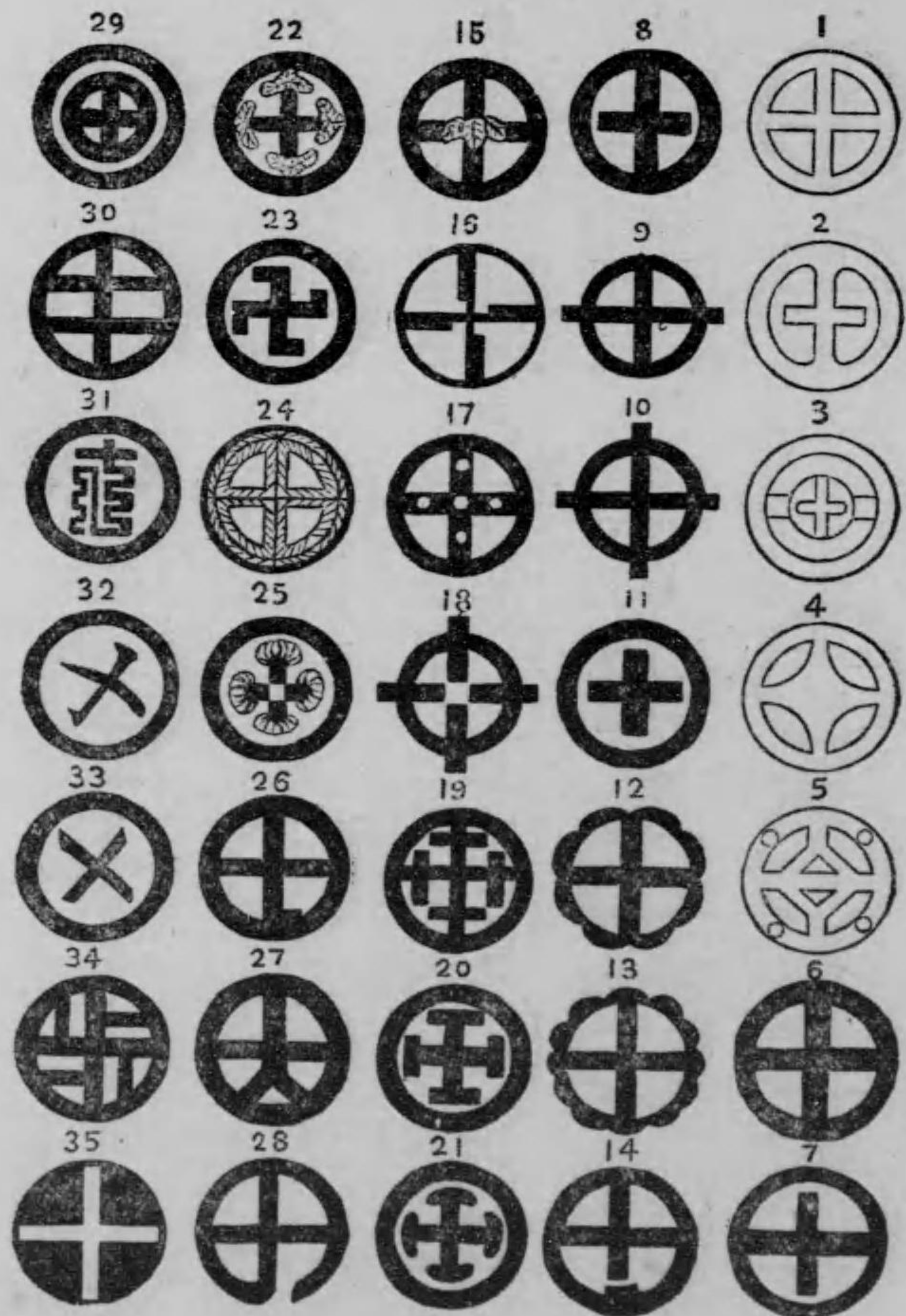
島津氏の家紋とせる十文字紋は、右述べたるが如く筆勢を示せる十文字紋より、遂に現今用ゐる對稱的の十文字紋となりしも、其他の大名麾下の士には、尙、筆勢を示せる十文字紋を明のしもの少からざりき。今左に是等の分類を示すべし。

甲、筆勢を示せるもの

乙、筆勢を示さざるもの

筆勢を示さざる十文字紋中にも、技巧を加へて種々の形狀を作爲せるが故に、一一是等の種類を擧ぐるときは、無慮數十種に上るべし。今左に島津氏一門所用のものを圖示す。但、表中十二枚、十五枚、劍唐花等の紋章は十文字紋の種類にあらざるも、その形態より見るときは、謂はゆる十文字の擬態と認むべきものなるを以て、参考のためここに合載することとせり。

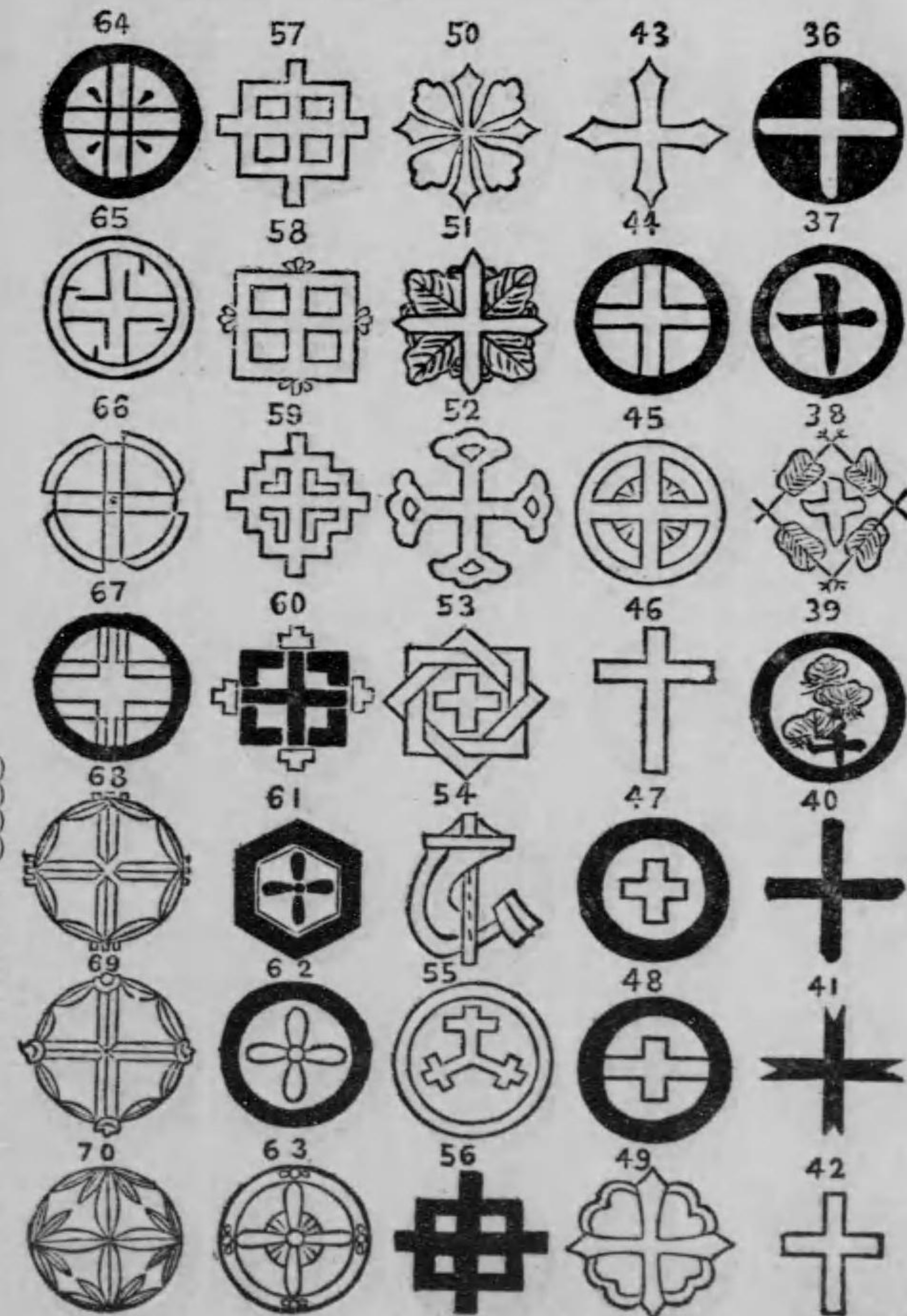
(一其) 類種紋字文十用所門一氏津島



(一其) 津島一氏門所用文字種類解説

(29) 三十八代弟忠清久	(22) 佐司家 子十四代長勝久	(14) 龜山家 龜山家 男六代義虎久	(7) 越前家二男 鳥津忠政	(1) 本宗鳥津家 佐土原鳥津
(30) 久州田家 久二男庶延流	(23) 錦北二都 龍郷男城 二男廿北郷 久代家	(15) 網國男八 久男代野 二男長豐 忠子二	(8) 鳥津家二男 十男九代久明	(2) 三崎家 記本宗五代久品
(31) 茂久三宮 二男下城 久男野守	(24) 新納家 男四代忠宗四	(16) 伊集院庶流 久直	(9) 四十八代家 男忠廣久	(3) 薩州家二男 二男忠清義虎
(32) 鳥津家 加治木二男 久二男	(25) 鎌田二男家 鎌田三代光重	(17) 寺山家 久六男庶流	(10) 日置二男家 朝四代鳥津忠久	(4) 桂家二男家 增忠助三男忠
(33) 鳥津家 村橋家 久貞季三	(26) 新納家 男四代忠宗四	(19)(18) 山岡家 男久忠竹五代	(11) 北郷家 男資忠	(5) 町田家二男 政久德二男久
(34) 越平伊 衛正貞勢 度盛三男代	(27) 胤男二伊 久忠經の家 兼の時七	(20) 佐多家 男四代忠宗三	(12) 十九代久記 十三男	(6) 宮之城家 花岡家 日置家 今泉家 加治木家 垂前津家
(35) 永吉家 十五代貴久四男	(28) 大鳥家 久八代久豐四男有	(21) 入来院家 濃谷重國孫入来院五郎房定心	(13) 十九代久記 十七男	(初代貴久二男忠將)

(二其) 津島一氏門所用文字種類



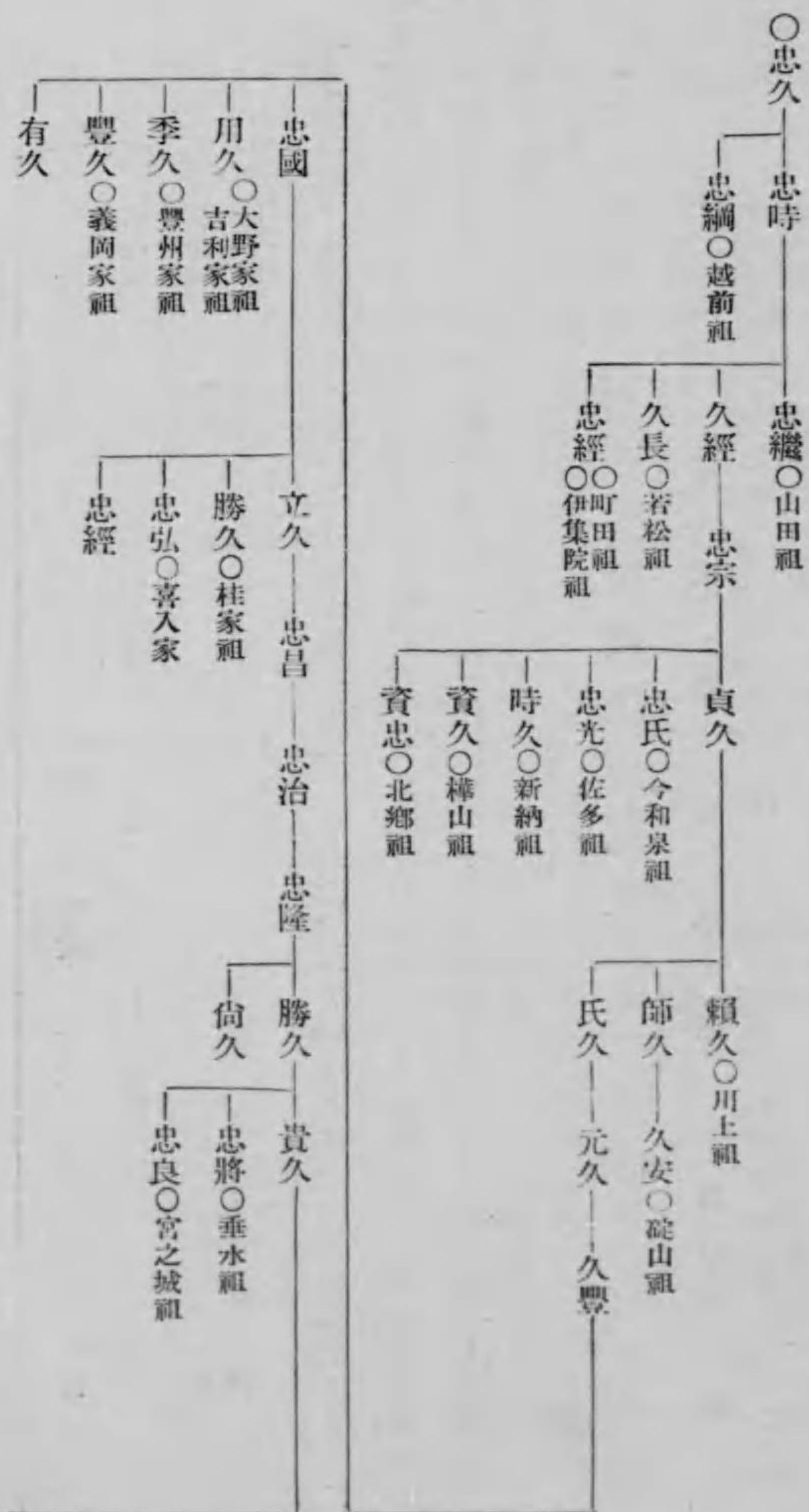
(54)(68)(69)は元來十文字にあらざるも之に擬したるものなれば参考のため爰に收むることとせり。

(二其) 說解類種紋字十用所門一氏津島

(64) 宮之城家 五代島津久 武二男久知	(57) 豐州家 七代久賀二 男久元	(50) 町田家二男 家(5)に同じ	(43) 小林家 島津久輝三 男政一	(36) 川上家 五代貞久 長子頼之
(65) 郷原家 島津忠守 二男久兵	(58) 都城家 資忠十代時 久三男三久	(51) 市田家 源貞行	(44) 新城家 四代信久二 男久章	(37) 川上家 下野守久 嫡子久利
(66) 桂家 九代忠國四 男勝久	(59) 宮之城家 三代下野守 茂久元二男久	(52) 鎌田家 鎌田光清二 男光政	(45) 今和泉二男 島津忠厚二 男久武	(38) 川上家二男 久向二男 久明
(67) 加治木二男 島津久季二 男久龜	(60) 北郷家二男 北郷氏十二 代忠能三男	(53) 鎌田家庶流 (33)に同じ	(46) 薩州家二男 八代久豊後 胤忠清	(39) 鎌田家庶流 政常三男 政經
(68) 伊集院二男 家伊集院久照	(61) 義岡家 八代久豊五 男豊久	(54) 猪飼家	(47) 鎌田家庶流 政佐後裔 政實	(40) 町田家 二代忠時七 男忠經
(69) 伊集院家 二代忠時七 男忠經四男七 長侍從房俊忠	(62) 川上二男 川上三男五 塞兼久三男忠	(55) 伊集院家 (69)に同じ	(48) 平田家 平宗盛後裔 宗保	(41) 榊山家 四代忠宗五 男資久
(70) 新納家庶流 忠治二男久長 子友義二男忠澄	(63) 喜入家 九代忠國七男忠 弘	(56) 豐州家 八代久豊三男季 久	(49) 山田家 二代忠時庶子忠 繼	(42) 永吉家 四代島津久雄三 男久矩

姓氏關係 十文字紋は島津氏の代表家紋たるが故に、従うて島津氏の出自に係るものは、いづれもこの種の家紋を用ゐざるはなし。今左に示せる略系と、前に示せる島津氏一門所用の家紋と對照して、本末嫡庶の門流により、その家紋にも差異あることを知るべし。

○島津氏畧系





島津氏の外、戦國時代に於いて十文字紋を用ゐしものは、小笠原氏とす。小笠原系圖に據るに、十文字紋を用ゐしものに、赤澤氏ありて松皮菱に十文字を用ゐしことを記せり。小笠原長清の子孫は、三好氏となりて阿波に繁衍せり。その一門にして十文字紋を用ゐしものに、赤城・高輪・久米・白鳥・坂東の諸氏あり。

○十文字紋所用姓氏一覽表

名字	出自	紋章	名字	出自	紋章
矢野	清和源氏足利支流	十文字	島津	清和源氏爲義流	十文字
小笠原	清和源氏義光流	三階内十文字	上野	清和源氏頼光流	十文字
逸見	清和源氏武田支流	十文字	野山	清和源氏頼光流	十文字
田澤	清和源氏小笠原支流	十文字	勢野	清和源氏義隆流	十文字
志村	清和源氏小笠原支流	十文字	同	同	同
三間	清和源氏小笠原支流	十文字	同	同	同

○薩隅日三國に於ける島津家一門

日置	田中	大久保	三好	後藤	吉田	加藤	内藤	太田	難波	内田	大草	小濱
宇多源氏支流	藤原氏道兼流	藤原氏宇都宮支流	藤原氏公季流	藤原氏利仁流	藤原氏同	藤原氏同	藤原氏秀郷流	藤原氏同	藤原氏支流	藤原氏同	藤原氏同	藤原氏同
輪十文字	十文字	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
漆原	藤原氏支流	藤原氏同	藤原氏同	藤原氏同	藤原氏同	藤原氏同	藤原氏同	藤原氏同	藤原氏同	藤原氏同	藤原氏同	藤原氏同
龜甲内十文字	十文字	十文字	十文字	十文字	十文字	十文字	十文字	十文字	十文字	十文字	十文字	十文字

分布 十文字紋は島津氏一門の定紋として用ゐたる紋章なるが故に、島津氏一門の根據たる薩隅日三州に、最も多くその分布を見る。今島津氏一門の、徳川氏時代に於いて、是等三州に分居せる重なるものを見るに左の如し。

薩摩 島津宗家 鹿見島

日置家 日置郡日置 宮之城家 伊佐郡宮之城

各論

豊州家 同 黒木
 永吉家 日置郡永吉
 佐多家 給黎郡佐多
 佐司家 伊佐郡佐司
 樺山家 同 蘭幸田
 喜入家 川邊郡鹿籠
 北郷家 薩摩郡平佐
 町田家 日置郡伊集院石谷村
 今和泉家 排宿郡今泉
 新納 川邊郡川邊之新田村

大隅

越前家 哈羅郡重富
 垂水家 大隅郡垂水
 新納家 桑原郡踵之内三舞堂村
 新城家 肝屬郡新城
 加治木家 哈羅郡加治木
 花岡家 肝屬郡花岡
 宮之城家 哈羅郡恒吉坂木村
 伊集院 桑原郡踵之内中津川村
 日向 諸縣郡郡城
 北郷家 諸縣郡郡城

○三國以外の十文字紋分布地

○信濃に於ける島津氏

以上三州の外、島津氏と関係ありし地方には、往々この紋章の分布を見る。例へば信濃・若狭・播磨、及、武蔵には、戦國時代この十文字紋を用ゐしものありたり。信濃は承久三年五月島津忠久鹽田郷の地頭職となりしこと、吾妻鏡に見えたり。信濃に島津氏あるはこれに本づく。其後、島津氏は薩摩に移りしも、その餘裔尙ほ此國に残りしことは、大塔記にも島津刑部大輔の名見え、又河中島五度合戦次第にも島津左京進規久の名見えたるに依り之を知るべし。今、信濃に島津野野山上田等の諸氏ありて、いづれも十文字紋を用ゐたり。

○若狭に於ける島津氏

次に若狭には、鎌倉の初、忠久の異父弟三方兵衛忠季といふもの守護代となれり。吾妻鏡に若狭兵衛尉忠季と記せるもの、蓋、是なるべし。世にこれを若狭島津といふ。承久の役官軍に屬し、宇治川に戦死せり。後その子孫を詳にせざりしが、寛永中、島津久通その後を訪求し、三方郡伊崎村に於いてこれを發見したりきといふ。今この地方に三方伊崎・島津の三氏ありて、いづれも十文字紋を用ゐたり。

○武蔵に於ける島津氏

次に武蔵の島津氏は、島津長得軒が北條氏綱に仕へたるを始とすべし。事少しく多岐に亘る嫌あれども、關東島津氏の發展は、やがて又十文字紋の關東分布を説明するものなれば、左に諸家系圖を引用して、その關係を示すべし。

○長得軒の略傳

島津相模入道源忠幸、其子號長德軒、幼而剃髮、入寺勤學文。享祿年中、十九歲出於薩州、赴野州足利之學校。時、渡遠州今切、大風忽起覆舟、書籍盡滅失。長德急棹小舟、全命、而到駿府。郡守今川五郎氏親、豫聞長德先祖有雄名、令使問來路之辛苦、且賜百人之旅費、親交異他。氏親謂長德曰、願汝棄釋氏業、可還俗。長德即諾。其後以三浦氏爲妻生一子、即慶辨是也。長德文學之暇、立志于醫術。天文初、北條氏綱羅微恙、招而到相州小田原、療氏綱病、不日而疾癒。由是氏綱益貴重之、日夜侍左右無怠。長德素因談軍法之奧儀也、遂不能還駿河。氏綱每出戰、與長德密談軍法之善謀、而攻城國邑。果如長德之言、無不勝焉。故氏綱屢加倍采地、賜數千封。

戸、領武州之内六郷・河崎・小久・松井・伊佐治・寺月・相州柳島・上町屋等、此外領地有數所。常列家臣松田大道寺等上座、而恩顧不少。今按天文八年己亥五月十八日、武州淺草奉加帳有長徳軒大道寺盛富松田盛秀等名。永祿年中八月二十日戰死、當其諱日、大風不起云。

右の紀事に據りて、武藏に於ける島津氏の事蹟を知るべし。又永祿二年の北條氏分限帳を見るに島津孫四郎、同又次郎、同彌七郎の名あるは、疑もなくこの長徳軒の一門なるべし。

徳川麾下の士に、後藤氏と稱せるものあり。十字紋を用ひたり。寛政重脩諸家譜七九二を見るに右の島津氏の庶流にして、後藤少林の養子となれるに由るといふ。然るに、クレメント氏は、この後藤氏の紋を以て、基督教関係の十字架紋の中に數へたりといへども、島津氏の十字紋は、基督教関係のものにあらざれば、從うて後藤氏の家紋も、その關係に本づけるものにあらざること辯を俟たずといふべし。

第五章 亞

名稱 亞字紋は、亞字を用ひたるを以て名づく。「家紋の由來」には、これを卍崩と名づけたり。然るに寛政重脩諸家譜には、この文字にフツの訓を施したるを見れば、その文字の如くフツと訓むべきものにして、卍紋と何等の關係あるものにあらず。アーネスト、クレメント氏もこの誤を踏襲して、これを十字架紋の一種に收めたり。蓋、同氏のこれを十字架紋と認めたるは、亞字紋の内部が左右の字畫に圍まれて、偶然に形成せられたる部分が、恰も十字架の形狀を呈せるに由れるならんも、元來我國の紋章は線により描かれたる形象をいへるものにして、これを描きたために、偶然形成せられたる空間の形狀、即ち虚象を認めてこれを紋章の主體と認むるが如きは、全く絶無の事なれば、その誤れるや、もとより辯を俟たずと云ふべし。

意義 亞字は、もと支那太古に於ける官服の文様なりしが、後文字としてこれを用ひ、後世に至り更にこれを佛像の持物として呪符の如く用ひられしものなるが、何時代にかありけん、我國にも傳來し、遂に轉じて紋章として用ひらるるに至りしものにして、即ち信仰的意義に本づけるものと云ふべし。

亞字文様の始めて記録に見えたるは、三禮圖にありとす。同書充寔鷲尾綿兔を圖せるものの裳に、いづれもこの文様を畫けり。尙、同書充寔尾條に、

○亞字の由来

各論

一三七二

充冕九章、舜典曰、子欲觀古人之象、日月星辰、山龍、華蟲、伯績、宗彝、藻、火、黼、黻、絺、繡、此古天子冕服十二章、○中而冕服九章、初一日龍、二日山龍、三日華蟲、四日火、五日宗彝、皆畫於衣、次六日藻、七日粉米、八日黼、九日黻、皆刺繡於裳、とあり。又、龍冕の條に、

龍冕五章、○中初曰宗彝、二曰藻、三曰粉米、皆畫於衣、四曰黼、五曰黻、○中案繪人聯據彩色而言、白與黑謂之黼、○中青與黑爲黻、形則兩已相背、取臣民背惡向善亦君臣離合之義、とあり。又、康熙字典には、

○亞字の意義

黻〔集韻〕分物切音弗〔說文〕黑與青相次文〔爾雅釋言〕黻文彰也。郭注黼文如斤、黻文如兩、兩已相背、又釋名黻冕紩也、畫黻紩綵於衣也。此皆隨衣而名文也。按、黻之狀如亞、古弗字。增韻云、兩已相背形。周禮司服註疏、黻取臣民背惡向善、亦取合離之義去就之義、とあり。以上の紀事に據りてこれを考ふるときは、亞は黻に畫かれたる文様なるより、その名を黻と呼びたるものにして、その形は兩已相背けるものなり。而してその義は臣民背惡向善の意を寓したるものなりといふ。

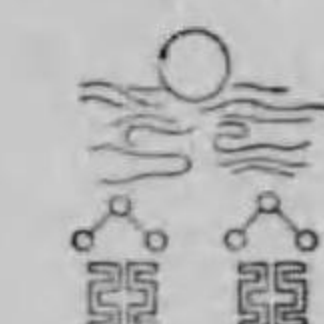
○遺物に見えたる亞文様

斯く支那周代に於て、亞は高貴の官人の服章として用ゐられ、且、勸善懲惡の意義をも有したるが故に、後世に至りては、これを佛教關係の裝飾文様として用ゐたりしが如し。正安年間、刑部大輔吉光の作と傳へたる京都嵯峨二尊院の所藏に係る十王圖の裝飾にも、この文様を施せるものあり。

○亞字文様は勢至菩薩の持物に畫かれたり

り。又、大和生駒郡矢田村松尾寺所藏に係る八大菩薩の一なる勢至菩薩の持物にも、この文様を施せり。この圖の款識に延祐七年五月安養寺住持大師文□とあり。延祐は元朝仁宗皇帝の世にして、

藏の居文



亞字圖王十 (藏所圖王十)



藏所圖三 (藏所圖三)

○每火八幡の持物にも亦亞字を用ゐる

相甚だ嚴めしく、左手には亞字の持物を把り、右手には劍を持ち、その頭上には黒雲墨を摩して湧し、中に一頭の飛龍あり。その左に唐冠を戴ける人物あり。これ大菩薩に擬せるものにして、その腹部を龍尾に捲かれ、龍尾の端は更に化して六臂の佛像となり、左右又各亞字の持物を把れり。この畫像は、慈惠院堯然法親王の筆と傳へられたれば、徳川氏時代の初に畫かれたりしものなるべし。而して、この畫像たる怨敵退散の祈禱を修するために用ゐられたるものなれば、津輕氏のこれをその家紋に擇べるは、疑もなくこの意義に本づけるものなることは、尙、津輕氏の家紋

勢至菩薩持物 (大和生駒郡松尾寺所藏)



亞字圖成大 (藏所圖武成大)

第七篇 第五章 亞

一三七三

が、錫杖・世・輪寶等いづれも、佛教關係の物を紋章とせるより類推して、中らざるも遠からざることを知るべし。

歴史 亞字紋の史籍に見えたるは、御指物揃にありとす。同書堀帯刀の指物はこの紋を居るたるものなり。其他見る所なし。

形状種類 亞字紋は、楷體に記せるもの、唯、一種あるのみ。

姓氏關係 亞字紋を用ゐしものに、寛政重脩諸家譜に、藤原氏頼通流の津輕氏あり。

第六章 兒

名稱 兒文字紋は、兒文字に象れるものなり。

意義 兒文字紋の意義については、備前邑久郡邑久郷なる宇喜多氏菩提所なる紅岸寺舊藏に係る、宇喜多和泉守前司能家畫像贊に、左の如くこれを記せり。

○兒文字紋の
由來

竊案和泉之前司能家之牒、上世居平百濟國、甫兒眩、兄弟三人泛舶來于備前一島、始厝新第、旗幟皆書兒字爲紋矣。仍其所曰兒島。中年立姓稱三宅。而有武名、諸孫瓜萬乎備之縣郷邑、而號宇喜多。○下

右畫像の贊は、大永四年八月、南禪寺九峯宗成の記せるものにして、この文に據るに、三宅氏は百濟より來れるものと稱せるも、是れ蓋、姓氏錄に見えたる天日槍命の傳説を混同せるもの如し。而して三宅氏が、その當時兒文字を紋章とせるは、全く後世の追記に係るものにして信するに足らざるも、三宅氏が、如何なる理由によりて、兒文字を紋章とせることは疑ふべきものにあらず。而して三宅氏の氏人が、如何なる理由によりて、兒文字を紋章とせるに至りしかと云ふに、思ふに三宅氏は、その祖先の發祥の地の兒島郡なりしと、且は斯かる神祕的傳説ありしが故に、これに因みて兒文字を用ゐるに至りしものにして、即ち紀念的意義の紋章とす。

○三宅氏の兒
文字を家紋と
せる理由

歴史 兒文字紋の始めて記録に見えたるは、右の宇喜多前司畫像贊とす。羽織原合戰記には、備

前ノ兒島氏ハ品字紋とあるも、こは宇多源氏の出なる三宅氏、及、兒島氏の用ゐしものなりしこと
は、佐佐木系圖盛綱の後に係る加地三宅、兒島諸氏のこの紋章を用ゐしを以て知るべし。

○三宅氏の代
表家紋

兒文字紋を用ゐしもの、徳川氏時代に至り、大名に參河田原の三宅氏あり、麾下の士に四家あり
たり。而してその出自は、藤原氏・越智氏若くは三宅氏に係るものにして、いづれも三宅の名字を用

ゐたり。是等の事實に徴するときは、兒文字紋は三宅氏の代表
家紋たることを知るべし。

形状種類 兒文字紋に二種あり。一は單



兒文字紋

に兒文字を用ゐしものにして、一は其外廓
として島形を用ゐしものとす。

起りたる三宅氏獨占の紋章なり。宇喜多氏のこれを用ゐたる

繪卷物に見たる島形文様



春日殿日記所載

は、三宅氏より出でたる關係に本づけることは、既に前に述べたるが如し。而して、參河の三宅氏
が、この紋章を用ゐたるは、備前三宅氏と民族的關係ありしに由るもの如し。三宅系圖に據れ
ば、兒島高德の四子に、兒島三郎高貞といふものあり。參河梅坪に住す。其後裔に藤左衛門尉政貞
といふものあり。徳川氏に仕へて田原城主たり。參河三宅氏の兒文字紋を用ゐしは、この關係に由
る。○參河三宅氏の出自に關しては、或は越智氏より出でたりと云ひ、或は藤原氏の田と云ひ、或は三宅氏より
出でたりと云ひ、未だ定説なし。爰には三宅氏より出でたるものとす、その是正は姑く異日の研究に俟つ。

第七章 有無

一、有

名稱 有文字紋は、有文字を書せるものなり。

意義 有文字紋は、蓋、瑞祥的意義に本づけるもの如し。玉篇に有果也、得也取也とあり。こ
の得也取也の意義は、即ち城を取り、敵の首を取るの意に通せるものにして、武人の慾望を充たす
べきものなればなり。又、出雲大社に於て、神紋としてこれを用ゐたるは之と異なり、紀念的意義
に本づけるものとす。即ち、同社禰宜廣瀨鎌之助氏の説に依るに、左の如し。

有の字これを分解するときは、十月とを得べし。この十月は、即ち大國主尊が、杵築に鎮
座ましましし月名づけて御座月といふにして、全國の諸神が、悉く出雲に神集りし給へるを以て
この十月より成れる、即ち有文字を神紋に用ゐしものなりと云ふ。

歴史 有文字紋、その始を詳にせず。出雲大社遷宮毎に調進する供御品に就いてこれを見るに、

その最も古き物に、高倉天皇の安元元年遷宮の節調進せるものありといふ。然るに、是等の供御の品
品は、花鳥の文様のみにして、未だ神紋を居るものなしと云ふ。いづれの神社に於ても、神社
に於ての神紋の定められたるは、一般に紋章の行はれたる時代なれば、大社に於て神紋の定められ

○出雲大社の
神紋に有文字
を用ゐし理由

たるは、早くとも鎌倉時代以後に屬すべし。尺素往來の牧印を擧げたるものの中に、有文字あり。蓋、當時の牧馬には、その牧主の家紋を用ゐたる如く思はるものあれば、この印文も恐らく領主の家紋なるべきも、果してその何人たるかを詳にせず。見聞諸家紋には、出雲淺山氏の家紋として龜甲ニ有文字を掲げたり。その出雲人なるより考ふるときは、蓋、淺山氏は大社の崇敬者にして、其家紋はこれをその神紋より取れるものなる事は、猶、菊池氏が阿蘇明神の神紋を用ゐ、諏訪氏が諏方明神の神紋を用ゐしが如きものなるべし。是等の事例に徴する時は、出雲大社が龜甲ニ有文字紋を用ゐしは、其以前に屬するや明かなりとす。千家氏の垂示に據るに、龜甲ニ有文字紋を用ゐしは、德川氏時代以前に多く、以後には龜甲ニ花菱紋を多く用ゐたりといふ。然れども、其後

有字紋



淺山 (載所家譜見)



(載所譜物指例)

龜甲ニ有文字紋は尙行はれ、寛文七年德川家綱調進の櫛笥耳盥、及、甲冑には、いづれもこの紋を居たりといふ。○第一卷第十四章第三節に引用せる大社所藏に係る、龜甲ニ有文字紋を居たる旗を以て、淺山氏奉納の物なるを終了せしを以て、これを改竄することを得。德川氏時代有文字紋を用ゐしものに細川氏あり。指物の徽號としてこれを用ゐしものにして、家紋としては未だ見る所なし。

形状種類 有文字紋には、龜甲に容れしものと、單に有文字のみを用ゐしものとの二種あり。

姓氏關係 有文字紋は淺山氏の家紋としてこれを用ゐたるの外、他に未だ聞く所なし。

二、無

名稱 無文字紋は、無文字を用ゐたるものをいふ。

意義 無文字紋は、禪宗と關係ある者に用ゐられたるより考ふるも、この紋章の信仰的意義に本づけるを知るべし。無門關開卷第一狗子佛性の條に、

趙州和尚因僧問狗子還有佛性也無也州云無
とあり。又、碧巖錄第一則武帝問達磨の條に、

舉梁武帝問達磨大師、如何是聖諦第一義。磨云、廓然無聖。

とあり。以上は禪學に於いて無字の公案として禪學に入る者の、一度は必ず考究を要するものとせり。従うて禪宗を信するものは、この文字を以て、紋章に用ゐたるもの如し。この一例として山内氏の馬印たる無字の旗につき、その由来を記すべし。

無字居紋の四半旗



(藏所家内山爵侯)

山内氏は、父祖以來日蓮宗の信者なりしが、一豊の時に至り、禪に改宗せり。一豊初僧在川に參禪し、後南化國師に師事し、脇坂安治・稻葉貞通と名を齊うして、虛白門下の三居士と稱せらる。○虛白錄は誤なり。以てその造詣の深きを知るべし。一豊遠江掛川城主たりし時、慶長五年五月、家康の會津

○無字の由来

○山内氏無字馬標の由来

征討に従はんとし、眞如寺を訪ひ、別を在川に告ぐ。在川乃ち無文字を四半の旗に大書してこれを授く。一豊由りてこれを馬標となし、陣頭に掲げて出征し、役畢るに及び、功を以て提封七萬石より一躍二十萬石の國主となれり。これよりこの旗を以て家寶とし、今、尙、その家に傳へたり。即ち有名なる無字の旗是なり。この無文字は、馬印の徽號として用ゐられたるものにして、家紋として用ゐられたるものにあらざるも、世にこれを家紋として用ゐるものあるは、蓋、禪學關係の意義に本づけるものなるべし。

形状種類 無文字紋の種類に二種あり。その一は

行書のものにして、その二は草書のものとする。

姓氏關係 無文字紋は、織田氏これを用ゐたり。信

長曾て南化國師と方外の交あり。有名なる安土城記

の如きは、南化の撰ぶ所なり。南化は禪傑快川の高

無文字紋の種類



(大武達所觀)



(諸家紋所)

足にして當代に於ける禪學の巨擘たれば、この無文字紋は、蓋、これを南化より受けたるものなるべし。但馬出石の城主仙石氏、亦、この紋章を用ゐたり。その家傳に據れば、永樂通寶錢の紋章とともに、これを信長より受けたるといふ。土佐山内家の家臣に仙石氏あり。亦、この紋章を用ゐたり。その系譜に據れば、但馬の仙石氏とその出自を同うして、いづれも清和源氏頼光流土岐支流に出でたり。

第八章 大 大 一 大 中 大 一 大 万 大 吉

一、大

名稱 大文字紋は、大文字を書せるものなり。

意義 大文字は字畫鮮明にして、對稱的の形状を有せるのみならず、又、この文字には、物の發展増長の意味を有せるが故に、瑞祥的意義を有せるものとす。而して、これを紋章に用ゐるもの、概してその名字にこの文字を用ゐるもの多きは、蓋、瑞祥的に指事的意義を兼ねたるものといふべし。

歴史 大文字紋の始めて史籍に見えたるは、源平盛衰記にあり。源平盛衰記三五義經院參の條に

左の紀事あり。

○上。大文字三ツ書キタル直垂ニ、黑系威ノ鎧ハ同國ノ住人梶原平三景時子息景季、生年二十
三ト名ノル。

然れども、この直垂に畫かれたる大文字は、果してその家紋として用ゐたりしものなるか、或は單に文様として用ゐたりしものなるか、未だ之を詳にせず。後世、梶原氏の一門より出でたる大庭氏の、これを用ゐしより、伊勢貞丈の如きは、これをその家紋と認め、その著の安齋隨筆二〇に於

○三大文字の
文様

○大庭氏の
二紋につき伊
勢貞丈の考説

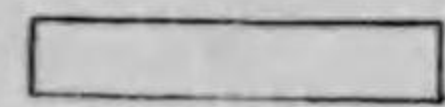
て、左の説を掲げたり。

土佐國主山内家臣大庭源之助と云ふもの、家に古き幕あり、先祖の幕なりと云ひ傳ふ。其の幕の紋大の字の下傍に二の字を畫く、則ち大二如斯の紋なり。梶原と大庭とは同家なり、故に名乘に兩家とも、景の字を付くるなるべし。かの源之助が家は、庶流なる故に、森を用ゐずして、下の炊の代りに、大の下傍に二の字を用ふるなるべし。この二の字を大きにして大二如此にしては、一引兩に似たれば、大二如斯したる歟。

見聞諸家紋
見えたる大
紋字文大



金左子京亮
大宅高橋氏



黒坂



湯淺大和守

右の説に據れば、大庭氏は梶原氏より出でたるが故に、梶原氏の家紋たる三大文字の代りに、これを大二として用ゐたりと云ふにあれども、源

○伊勢貞丈の
説に對せる著
者の考説

平盛衰記に記されたる景季の直垂の文様が、果して梶原氏の家紋たりしか詳かならず。見聞諸家紋に掲げられたる梶原氏の家紋を見るに、丸に四竈を用ゐたり。この梶原氏が、果して鎌倉時代の梶原氏の後なりしか、亦詳ならず。いづれにしても、大庭氏の大二紋を以て、梶原氏の家紋を受けたりと云ふには、尙、研究の餘地ありと云ふべし。余の考ふる所によれば、大庭氏の大二紋は、蓋、その名字に因めるもの、即ち指事的意義に本づける紋章にして、二文字には更に他の意義ありしものなるべし。

のなるべし。

見聞諸家紋には、大文字紋を用ゐしものに、金子・高橋・大宮の三氏あり。又、大文字の内に久文字を添へたるものに、石見の三隅氏、讃岐の長尾南氏あり。大文字の内に鄰を用ゐしものに長尾北氏あり。其他、湯淺氏は楡扇ニ大文字と、大文字下ニ龜甲とを用ゐたり。大文字紋の比較的多く用ゐられたるを見るべし。

徳川氏時代に至り、大文字紋を用ゐしもの、大名に大久保氏、麾下の士に二十餘家ありて、いづれも、大文字をその

大文字紋の種類



大文字



大文字草



大文字櫻
(醫學院家紋集所載)



上藤丸大文字

れも、大文字をその名字に用ゐしものに多きは、以てこの紋章の指事的意義に本づけるもの多かり

しを知るべし。

形状種類 大文字紋は、大別してこれを四種となす。楷體家體、及、櫻若くは酢將草の花狀に配列したるもの是なり。

姓氏關係 大文字紋は、藤原氏の出なる湯淺氏の代表家紋とす。見聞諸家紋に湯淺氏あり。楡扇ニ大文字紋と、大文字ニ龜甲紋とを用ゐたり。阿州旗下幕紋控に、名西郡分に町田殿仁字殿延野殿

といふものあり。いづれも藤原氏に出で、湯淺氏と稱し、その家紋大文字ニ連錢を用ゐたり。又、名東郡分と同じく湯淺殿あり。藤原氏に出で、大文字ニ龜甲紋を用ゐたり。

○大文字紋所用姓氏一覽表

名	字	出	自	紋	章
大	瀧	清和源氏義隆流	大	大	大文字
栗	津	清和源氏頼光流	大	大	大文字
大	石	未	古	古	古大文字
大	野	平	大	大	大文字
大	久	保	古	古	古大文字
大	野	平	藤原氏	藤原氏	藤原氏
大	久	保	藤原氏	藤原氏	藤原氏
大	久	保	藤原氏	藤原氏	藤原氏

二、大 一

名稱 大一文字紋は、大一の文字を用ゐしを以て名づく。

意義 大一の文字を紋章に擇びしは、蓋、この二文字共に瑞祥的意義を有せるに由れるなるべし。

形状種類 大一文字紋は、大一の二文字を上下に記せるものにして、唯一種あるのみ。

姓氏關係 大一文字を家紋に用ゐるものに、寛政重脩諸家譜に、村上源氏赤松支流の出なる有田氏あり。

三、大 中

名稱 大中文字紋は、大中の文字を用ゐしを以て名づく。

意義 大中の文字を紋章に擇びしは、蓋、この二文字共に瑞祥的意義を有せるに由れるなるべし。

形状種類 大中文字紋は中の字を中央に記し、五個の大文字をその周圍に配せるものにして、唯一種ありとす。○本篇第十三章文字紋種類參看

姓氏關係 大中文字紋は、見聞諸家紋に、丹州八木氏の家紋としてこれを掲げられたるもの外、未だ他に見る所なし。

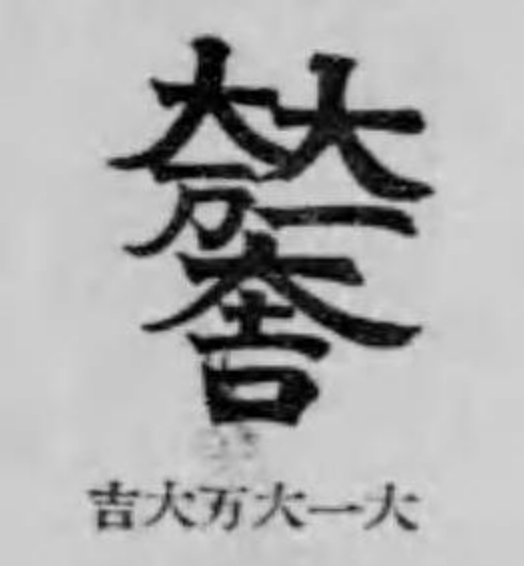
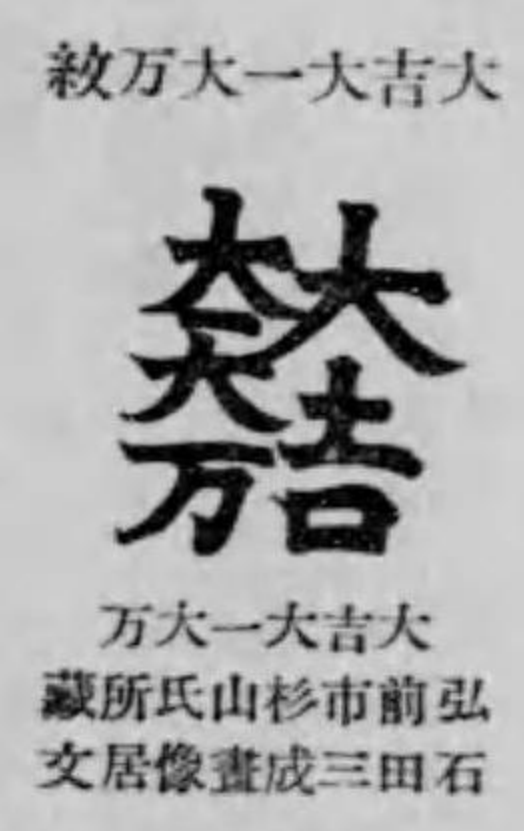
四、大一大万大吉

名稱 大一大万大吉文字紋は、大一大万大吉の六文字を組み合せたるを以て名づく。

意義 大一大万大吉を紋章に擇べるは、いづれもこの文字に、瑞祥の意味を有せるによれるものにして、即ち瑞祥的意義に本づける紋章とす。

歴史

大吉大一大万紋は、關原役の張本として名を知られたる石田三成これを用ゐたるを以て著はる。弘前市杉山壽之進氏所藏の、傳石田三成像を



見るに、肩衣に大吉大一大万の紋を居るたり。
形状種類 大一大万大吉紋には、大吉大一大万と書せるものと、大一大万大吉と書せるものとの二種あり。

姓氏關係

大一大万大吉紋を用ゐしものに、寛政重脩諸家譜に、藤原氏秀郷流の山内氏あり。又、同書に、五味氏の同じくこの紋を用ゐることを記せり。五味氏は、元來甲斐の豪族たりしも、系譜に據れば、山内盛豊の弟日泰を祖とせるより、この關係によりて、これを用ゐしものなり。

第九章 山

名稱 山文字紋は、山文字を書せるものなり。

意義 山文字の家紋に用ゐられたるは、主としてその字畫の簡明にして、その形状の對稱的なると、又、その不動如山などと云へる如き言あるより考ふるも、その泰然自若たるが如き士氣を有せるに取れるもの如し。然れども、この紋章を用ゐしものを見るに、いづれも増山・山川・山崎・山高・築山・山本・陶山等の如く、山文を名字に用ゐるもの多きより考ふるときは、右尙武的意義に兼ねるに、尙、指事的意義を以てしたるもの如し。然れども、天台宗延曆寺所屬の寺院中、例へば輪王寺毘沙門堂の合印に用ゐられたる山文紋字は、叡山の山に因み、且、天台宗の教義に本づきて用ゐられたるが如し。元亨釋書に見えたる行圓の傳記は、取りて以て、この山文字の意義を説明するに足るべし。

○天台宗の教義より見たる山文字

略 國輔不還家即入園城寺剃落遊智靜心譽之二門以故精修學修如意觀自在供大悲尊現身放光常與山王明神清談明神曰我名山王公委之乎表三躡即一也山字豎三畫者假中空也横一畫是即一也王字横三畫者三躡也豎一畫又一也二字三畫而有一貫之衆故我立爲號也一心三觀一念三千亦復如此是以我護待台教鎮護國家我身外無名名外無身即身而名即名而身名外無法法外無名即名而法即法而名身與名法無二無三其名一乘我

○山文字に就いての教義の説明

以上記す所に據れば、山文字の豎の三畫は、三蹄を現はせるものにして、横の一畫は、三蹄即一を示せるものなり。三蹄とは空中假の三蹄を云ふなり。蹄とは審實の義にして、而して諸法真空の理を空蹄といふ。萬法妙有なるを假蹄といふ。諸法實相の非有非空なる理を中蹄といふ。即ち三蹄とは、天然の性徳に名付けたるものなり。抑々諸法は、本來自性なきものなるが故に、これを空といふ。而も森羅萬象は、悠然として存在するが故に、これを假といふ。斯の如く自性なき法體現はれて假となるも、假の常體即ち空なるが故に、これを中といふ。この三蹄の理を觀するの智を三觀といふ。而して三蹄を圓かに觀じ、一念に三蹄相即して、即空即假即中なるを悟り、即ち一に即して三、三に即して一なるを、三蹄即是、又は三蹄即一といふ。こ

山文字紋の種類



いふ。斯の如く自性なき法體現はれて假となるも、假の常體即ち空なるが故に、これを中といふ。この三蹄の理を觀するの智を三觀といふ。而して三蹄を圓かに觀じ、一念に三蹄相即して、即空即假即中なるを悟り、即ち一に即して三、三に即して一なるを、三蹄即是、又は三蹄即一といふ。こ

○三蹄即一は天台宗の妙理

れを天台宗の妙理となす。而して山文字紋はこの教義に本づけるものにして、この意義より見るときは、山文字紋は、又、信仰的意義に本づけるものなることを知るべし。

歴史 山文字紋は、史籍見る所少なし。見聞諸家紋陶山氏の家紋として、鄰に二個の山文字を配したり。蓋、指事的意義に本づけるものにして、陶山の名字を表はしたるもの如し。徳川氏時代に至り、この紋を用ひしものに、大名に増山氏あり、麾下の士には數家を數ふべし。

形状種類 山文字紋には、篆體楷體隸體の三種あり。其他山文字丸、及、三山文字丸あり。

姓氏關係 山文字紋を用ひしものに、寛政重脩諸家譜に、山本・山高・山川・増山・築山・山崎・山本等あり。いづれも山文字を名字とせるものに比較的多く用ひられたり。又、延暦寺に屬する輪王寺・毘沙門堂等合印として、亦、この山文字紋を用ひたり。

○山文字紋所用姓氏一覽表

名	字	出	自	紋	章
山	本	清和源氏義光流	黒餅=山文字	増	山藤原氏支流
山	高	清和源氏武田支流	山文字	山	上
山	川	義光流	山文字	平	下藤=山文字
山	川	未勘源氏	同	田	龜甲内山文字
山	川	平氏支流	同	野	上
山	崎	藤原氏利仁流	黒餅=山文字	同	上
根	來	藤原氏支流	鶴丸=山文字	同	上
			六葉内山文字	菅	上
				原	上
				氏	同
				同	上

第十章 卍

○萬字は太古諸國に行はる

○我國に於いて行はれたる卍の起原

名稱 卍紋は、卍文字を書せるものなり。卍とは、佛の記號に用ゐたる文字にして、もと印度より傳來したるものなり。梵語これを稱して塞縛悉底迦 Savastika と云ふ。マクスミュラー Max Muller 氏の説に據れば、塞縛悉底迦は、卍即ち右萬字を指せるものにして、ソバスタカ Savastika は卍即ち左萬字を云ふといへり。卍と卍は左右の別ありて、一一これを區別して記載すること類はしければ、本文には、單に卍のみを用ゐて、左右を代表することとせり。

抑、卍は、太古諸國に於いて行はれたるものにして、世界の古國と稱せられたるバビロン・アッシリヤに於ても、早くより神聖の記號としてこれを用ゐたりといふ。歐羅巴諸國に於いても、亦、いづれもこの記號の用ゐられたるを見る。即ち希臘に於いては、ミケーネ王族の墳墓、アテネの庭園にこれを用ゐ、伊太利に於いては、ミラノのセントアムブロースの説教壇、ボンペーの壁畫、羅馬時代の墳墓にこれを用ゐたり。其他、ハンガリー・英國等の古代遺物に、往往これを用ゐたるを見る。尙、新世界の古國なる墨西哥・秘魯等に於いても、亦、この記號を用ゐたりしを見る。

以上の事實に徴するときは、卍は十文字と同じく、最も古く最も廣く、世界各國に行はれたるものにして、果してこの記號が、同一根原より發して、斯く各國に分派したるものなるか、或は、古代民族の思想が、偶然にも期せずして、かく一致せるに至りしものなるか、未だこれを知ること能はざるも、我國に於いて用ゐられたる卍に至りては、印度より傳來したるものたるや明かなれば、

○印度に於ける卍

○則天武氏文字を改め萬字を日の字として用ゐたり

爰には印度に於ける卍に就いて、これを略説し、然る後、紋章に用ゐられし事由を述べべし。

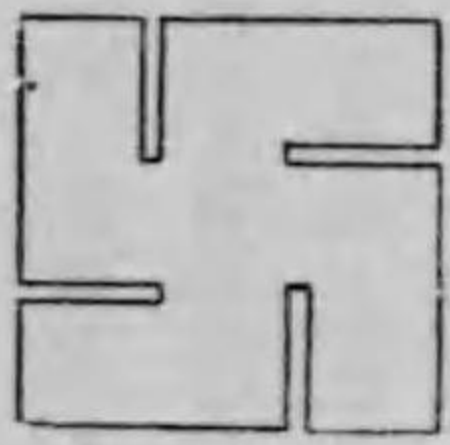
印度に於いて、卍は早くより婆羅門教徒に用ゐられたり。佛教の起るに及び、亦、採用せられその關係物例へば佛教窺院佛足石等に彫刻せられたり。中にも、南印度のアマラパチーの佛足石、セイロン島の佛足石の如きは殊に著名とす。又、北印度なるクニンダ王アマガプターの發行したる錢貨、其他、波斯の薩珊朝バラフラン五世の發行したる錢貨にも、亦、卍の記號を刻したるを見る。西方文化の東漸するに及び、卍は、又、支那に傳はりたり。一説には道教にこれを用ゐたりといへども、未だ確證を得ず。唐の則天武氏、唐室を移して國號を周と改め、新に文字を制するに當り、卍を用ゐて日の字に當てたりと云ふ。而して、卍を日の字に當てたることは、果して、卍が太陽の表章たるを知りてこれを用ゐしや否やは未だこれを詳にすること能はざるも、バビロン・アッシリヤに行はれたる卍が、太陽の表章たることは、輓近考古學者の一般に認むる所なれば、縦ひ、則天武氏が、偶然にこれを用ゐたりしにもせよ、その所見を同うせしは奇なりと云ふべし。而して、當時卍を以て日の字として通用したるが故に、當時建立せられたる碑文には、往往卍を以て、日の字として用ゐたるものありと云ふ。右の如く卍は、日の字としてこれを用ゐ、又、佛の表章としてこれを用ゐたるが故に、従うて萬字は神聖の物と認められ、この文様を用ゐたる錦卍錦を禁止せし事は、舊唐書代宗紀に見えたるを以て、これを知るべし。

彙義 卍を以て、太陽の表章とせることは、一般學者の認むる所なれども、佛説にはこれを以て

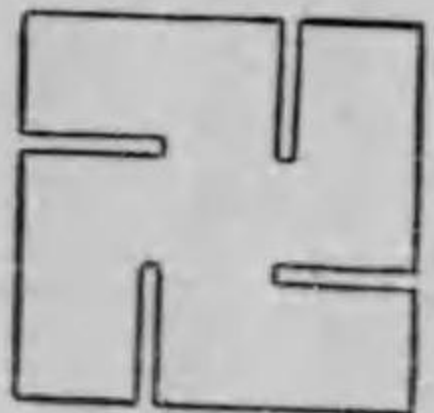
吉祥の相にして萬徳の集まる所なりといふ。故に、慧苑の華嚴疏鈔には、これを徳者の相とせり。又、繙譯名義鈔には、吉祥海雲の相となし、或は有樂の義なりと云ひ、或は幸運福樂の義なりともいふ。いづれも、瑞祥の意義を有するものと認めたるが故に、佛家にてはこれを寺院の紋章として用ゐたり。而してこれを家紋に用ゐしもの、蓋、右の如き瑞祥的意義に本づきしものなるべし。

形状種類 卍紋は、その字畫の方向の右旋せるものと、左旋せるものによりて、大別して二種とす。而してその右旋せるものを右萬字、左旋せるものを左萬字と云ふ。この左右萬字の先端の更

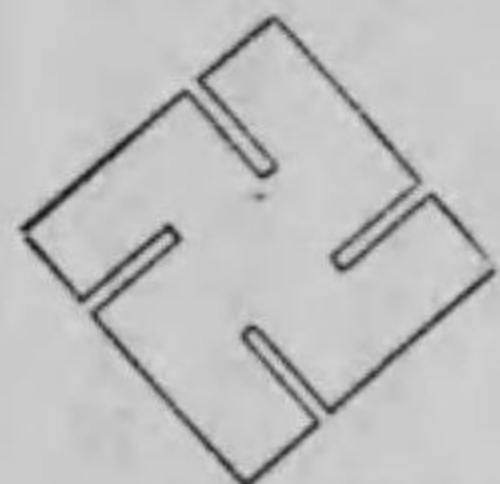
萬字紋の種類



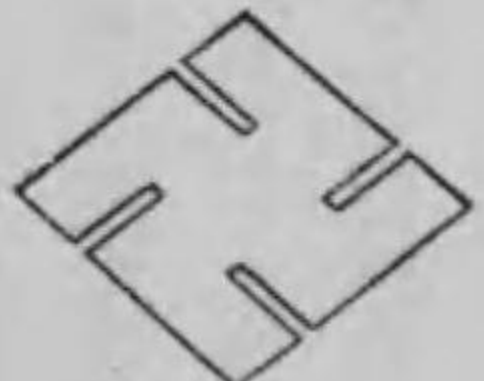
左萬字



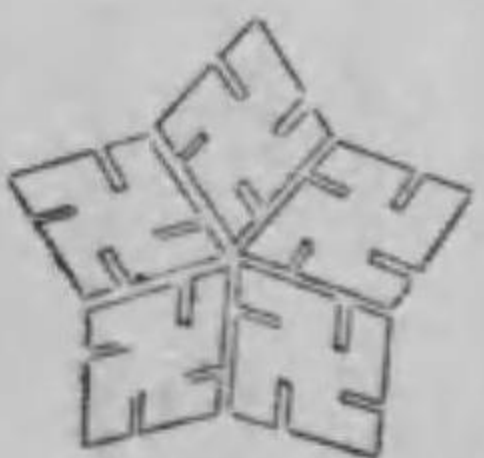
右萬字



角立萬字



萬字菱



五萬字 (字萬圓結)

に屈折せるものを二重卍といひ、或は卍崩ともいふ。又、圓形をなせるものを卍丸、菱形をなせるものを卍菱、結形をなせるものを結卍と云ふ。四個の卍より形成せられたるものに、持合卍・四卍菱あり。五個より形成せられたるものに桔梗萬字あり。

姓氏關係 卍紋は、小野氏の出なる横山氏の代表家紋として用ゐられたり。従うて、桓武平氏の出なる横山氏、菅原氏の出なる横山氏も、亦これを用ゐたりしことは、猶、龍騰紋が村上源氏の

紋章として著名なるが故に、その他の諸氏も亦これに倣ひ、輪寶紋は三宅氏の代表家紋なるが故に藤原氏、及、宇多源氏の出なる三宅氏が、いづれも之を用ゐたりしが如きものにして、孰れかその出自を誤れるものなるべし。

又、卍紋を用ゐしものの中には、卍若しくは卍に代へて、萬文字を用ゐたるものあり。是等は意義を同うせるが故に、便宜ここに收むることせり。

卍紋は、その構造十字架に類似せるが故に、基督教の信仰者にして、これを用ゐたりしものありしが如し。攝津の多田・伊丹の二氏のこれを用ゐしが如きは、その本居の地が、戦國時代基督教の流行地たりしによりこれを察せらるるも、未だその證左を得ず。加賀の横山氏の如きも、熱心なる基督教の信者たる高山氏と親族關係ありしより見れば、その家紋たる卍紋は、この關係より來りしものなるべしと説くものあれども、卍紋は、小野氏の出なる横山氏の代表家紋なれば、始よりこの紋章を用ゐたりしものにして、基督教關係に本づきしものにあざれば、一言ここに附記して、その説を訂すこととせり。

○卍紋所用姓氏一覽表

○本表中萬字の左右何れに屬するか未だ詳ならざるものに限る萬字を用ゐることとせり

名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章
松平	大給	清和源氏	義家流	萬	字	漆	戸	清和源氏	武田支流	萬	字
高橋	清和源氏	義光流	同	上	多	田	清和源氏	頼光流	卍	萬	字

○卍紋は基督教の信者に用ゐられたるが如し

橫山	小野	保田	上坂	人見	早川	水原	小倉	上新	本間	小切	向坂	蜂須	朝日	高木	幸田	植村	伊丹	各論	
平氏支流	平氏良文流秩父支流	同氏	平氏其文流	同氏	未勘源氏	同氏	字多源氏佐々木庶流	字多源氏	同氏	同氏	同氏	清和源氏支流	同氏	同氏	清和源氏親流	清和源氏親流	清和源氏土岐支流	清和源氏親流	各論
同	同	萬	卍	萬	陰三右萬	同	萬	卍	萬	同	卍	同	萬	卍	萬	卍	卍	卍	卍
上	上	字	字	字	字	上	字	字	上	上	上	上	上	上	字	字	字	字	字

萬三	平橋	細野	森田	熊倉	內藤	伊丹	堀井	長井	永井	都築	朝奈	谷邊	鳥居	大木	大澤	津輕	湯平
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

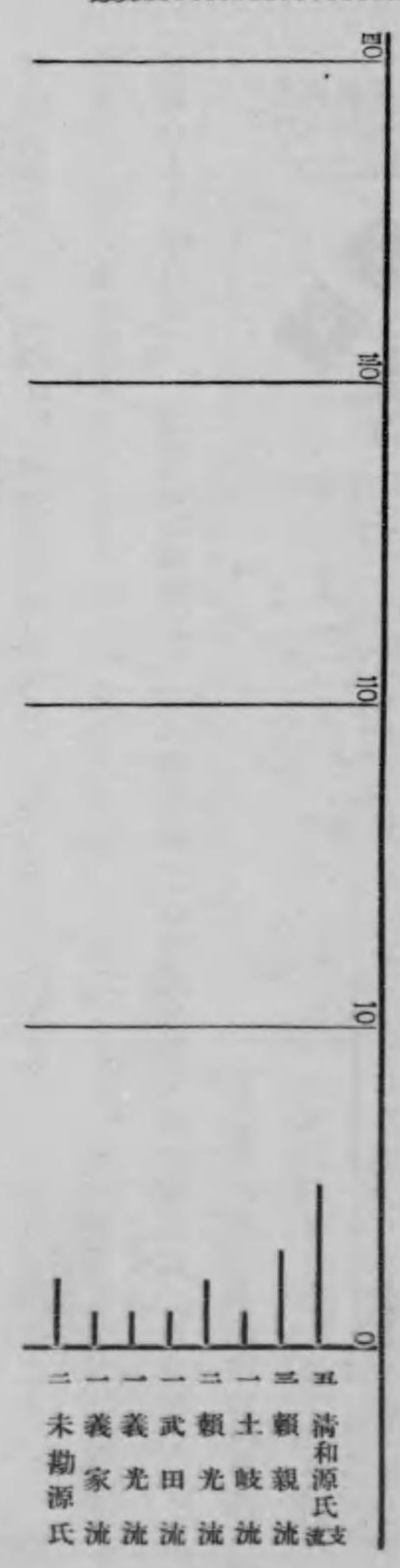
○卍紋所用多寡比較表

長谷川	坂原	小堀	荻松	兼松	塙	鹿倉	橫山
藤原氏支流	同	同	同	同	同	同	同
萬	萬	卍	卍	萬	萬	卍	萬
上	上	上	上	上	上	上	上
字	字	字	字	字	字	字	字

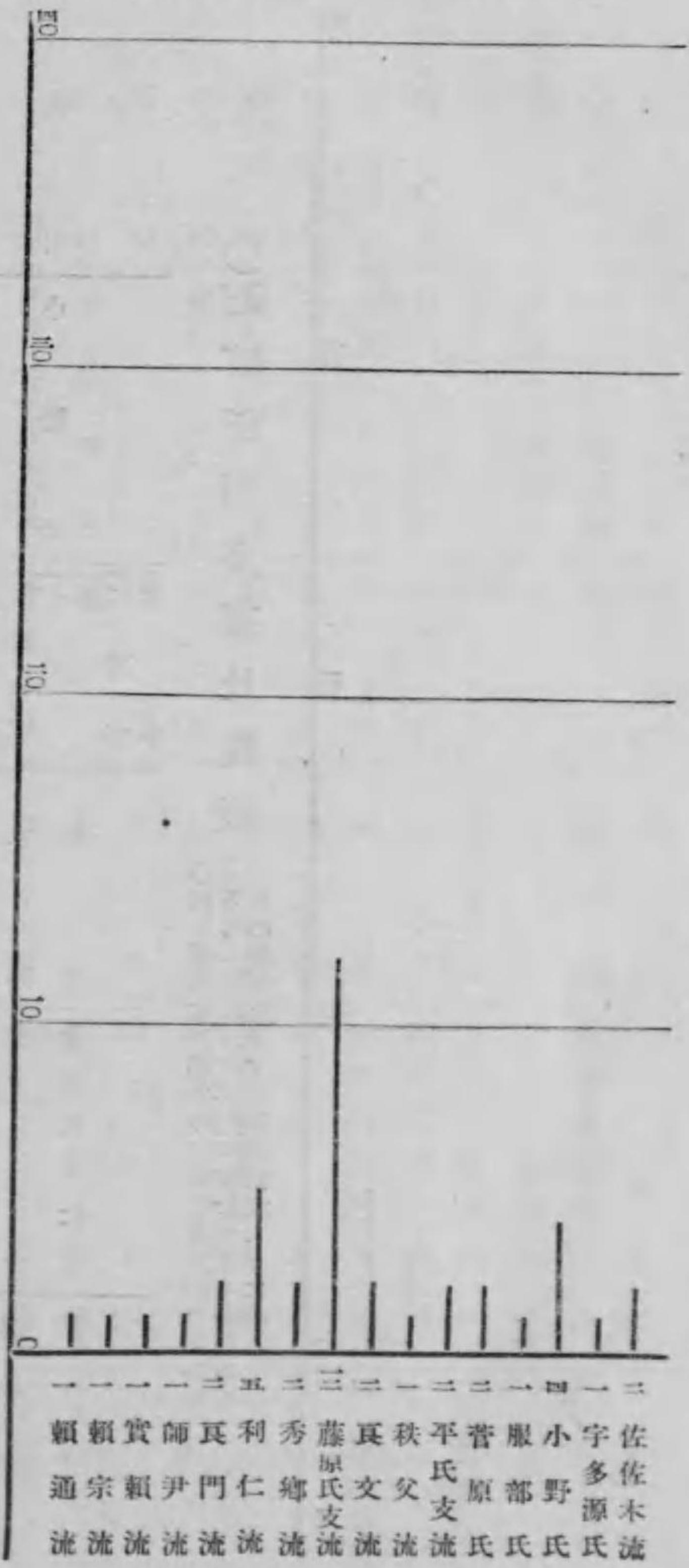
同	同	同	同	同	同	同	同
卍	卍	卍	卍	卍	卍	卍	卍
上	上	上	上	上	上	上	上
字	字	字	字	字	字	字	字

同	同	同	同	同	同	同	同
卍	卍	卍	卍	卍	卍	卍	卍
上	上	上	上	上	上	上	上
字	字	字	字	字	字	字	字

○以上岡部木部都築の三氏は萬文字を用ゐたるものなれば文字門に收むべきものなるもその關係を示すために便宜ここに收む



二 一 一 一 二 一 三 五
 未勘源氏 義家流 義光流 武田流 頼光流 土岐流 頼親流 清和源氏支流



第十一章 吉丸加丹上利

一、吉

名稱 吉文字紋は、吉文字を書せるものなり。

意義 吉文字を紋章に用ゐたるは、その字畫の鮮明にして、對稱的形狀を有し、且、瑞祥的意義を有せるに由れるものなるべし。

歴史 吉文字紋の始めて史籍に見えたるは、蒙古襲來繪詞にして、同書竹崎三郎資長の旗に、三目

蒙見 古聞 襲諸 來家 繪家 詞紋 及見 字文 吉丸 加丹 上利



(字文吉=結目三)



宮文 (字吉)



安藝之毛 (星三=字文吉)

結ニ吉文字を書せるものあり。見聞諸家紋には、三吉氏の家紋として、吉文字ニ二環を添へ、毛利氏の家紋にも、亦、吉文字を記したり。蓋、三吉氏の家紋は名字の一字

を取れるものにして、毛利氏の家紋は、その發祥地たる吉田の地名の一字を取れるものなり。共に指事的意義に本づけるものとす。其他、宮氏の家紋に又吉文字あり。阿州旗下幕紋控には、近藤牛牧・荒田野三氏いづれも、この紋章を用ゐたり。徳川氏時代に至り、この紋章を用ゐしものに、麾下

の士に加藤・永井・佐藤の三氏あり。

形状種類

吉文字は元來士と口とより成れる文字なれども、紋章に用ゐしは、大概これを誤りて、

土と口とより成せるは、流俗に

誤られたるものとす。單一に文

字のみより成れるものは少くし

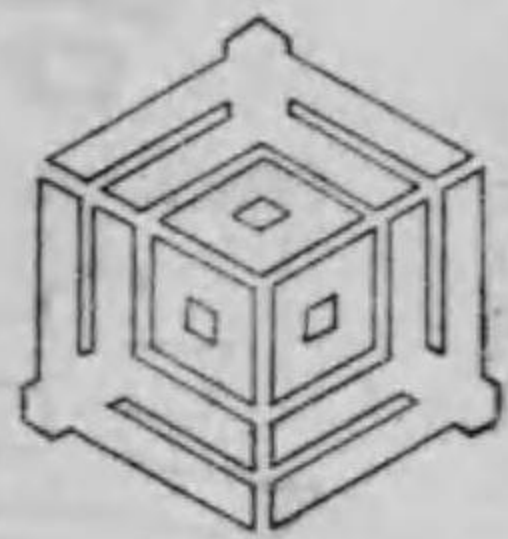
て、多くは他の紋章にこれを添

へたり。

吉文字の紋種類



吉文字菱



三吉文字龜甲



持合吉文字龜甲

姓氏關係

吉文字紋は、各氏族に通じて用ゐられ、且、これを用ゐるもの少なりしが故に、未だ代表家紋を認むるを得ず。寛政重脩諸家譜に、藤原氏利仁流の加藤氏は開扇ニ吉文字、同佐藤氏は藤ニ吉文字菱、平氏良文流の長井氏は吉文字を用ゐたり。

二、丸

丸文字紋



(見聞諸家紋所載)

名稱 丸文字紋は、丸文字を書せるものなり。

意義 丸文字を紋章に擇びしは、蓋、その字畫の鮮明なるのみならず、且、この文字には、完全無缺の意義を有せるによれるものなるべし。

歴史

丸文字紋は、始めて見聞諸家紋に見えたり。同書、安東氏の家紋としてこれを掲げたり。

形状種類

丸文字紋は、筆勢を示せるもの唯一種あるのみ。

姓氏關係

寛政重脩諸家譜に、丸文字紋を用ゐしものに、後三條源氏の出なる田代氏は丸文字、遠稻下ニ丸文字を用ゐ、穂積氏の出なる前田氏は穂穂内ニ丸文字を用ゐたり。

三、加

名稱 加文字紋は、加文字を書したるものなり。

意義 加文字を紋章に用ゐしは、この文字には増加の意味あるを以て、即ち瑞祥的意義に本づけるが如し。而して、又これを用ゐしものが、概して藤原氏利仁流なる加藤氏より出でたるより考ふれば、右瑞祥的意義に、指事的意義をも兼ねたりと云ふべし。

歴史

加文字紋の始めて見えたるは、見聞諸家紋にありとす。同書伊丹・由佐二氏の家紋として下藤丸ニ加文字紋を掲げたり。寛政重脩諸家譜には、伊丹・加藤の二氏亦これを用ゐたり。

形状種類

加文字紋は、書體に依る楷行草の三種の三種となし、又、これを藤丸に容れたるものあり。

姓氏關係

加文字紋は、藤原氏利仁流の出なる加藤氏の代表家紋とす。而して攝津伊丹氏の亦この紋章を用ゐたるは、その祖、加藤次景康に出でたるものにして、景康の孫兵庫頭景親、攝津國波

○伊丹氏の藤丸ニ加文字紋を用ゐし理由

邊郡伊丹城に居り、由りて伊丹氏を稱したるものなり。而して伊丹氏の下藤丸ニ加文字を用ゐしは、全くこの關係に由れるものとす。然るに寛政重脩家譜に伊丹氏を清和源氏頼光流とせるは、その所傳を誤れるが如し。其他、これと同一紋章を用ゐしものに、清和源氏頼光流の出なる多田氏あり。而して多田氏は、伊丹氏と郷國を同うせるが故に、蓋、結婚關係等に由りてこれを用ゐるに至りしものなるべし。

○加文字紋所用姓氏一覽表

名	出	自	紋	章
伊丹	同	上	丸	藤丸ニ加文字
多田	清和源氏頼光流	上藤丸ニ加文字	丸	藤丸ニ加文字
石川	清和源氏爲義流	加	支	支字
加藤	藤原氏利仁流	下藤丸ニ加文字	文	文

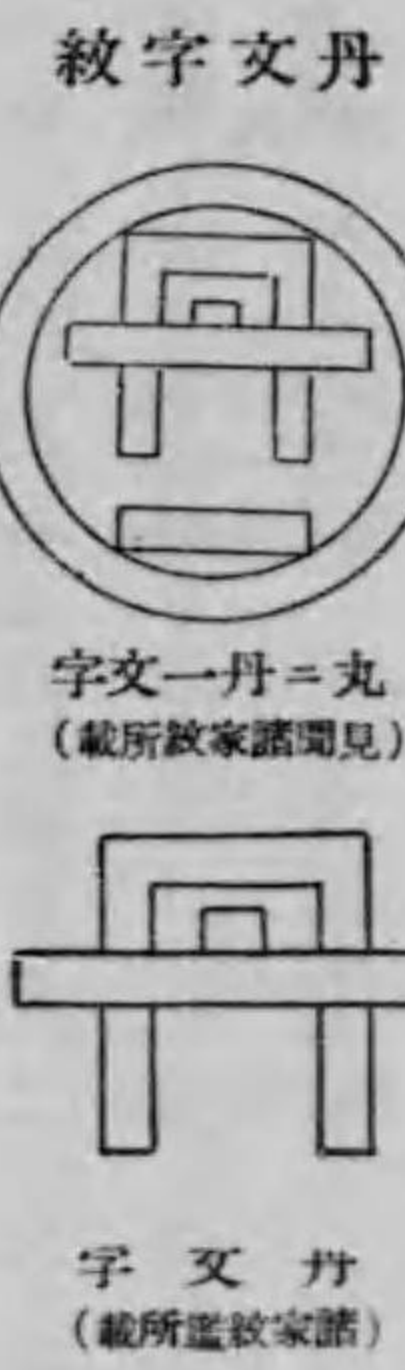
四、丹

名稱 丹文字紋は、丹文字を書せるものなり。

意義 丹文字紋は、その字畫の鮮明にして、その字形の對稱的なるより、紋章に擇ばるるに至りしものならんも、これを用ゐしものが、いづれも丹治氏より出でたるものなるより考ふるときは、蓋、指事的意義に本づける紋章たるや明かなりとす。

歴史

丹文字紋の始めて史籍に見えたるは、見聞諸家紋にして、同書、丹治氏の出なる岩田氏の家紋として、丸内ニ丹文字一引兩を掲げたり。



形状種類 丹文字紋は、對稱的の形状を有せる角文字にして、又、これに一引兩を添へたるものあり。

姓氏關係 丹文字紋は、丹治氏の代表家紋にして即ち丹治氏の出なる岩田・加治・中山の三氏いづれも

これを用ゐたり。喪志篇には、熊谷氏も亦、これを用ゐしことを記せり。

五、上

名稱 上文字紋は、上文字を書せるものなり。



意義 上文字を紋章に擇びたるはこの文字に向上發展の意義を有せるに由れること勿論なるも、これを紋章に用ゐしもの多くが、この文字を名字に用ゐしものなるより考ふる

ときは、この紋章たる瑞祥的意義に、指事的意義を兼ねたるものといふべし。

歴史 上文字紋は、見聞諸家紋に、村上・屋代二氏の家紋として掲げられたり。寛永諸家系圖傳、亦、これと同じ。

形状種類 上文字紋は、唯一種楷體のもののみなるも、稀に輪の上に載せたるが如き變種あり。

姓氏關係 上文字紋は、信濃源氏頼清流村上氏の代表家紋にして、これより出でたる室賀・雨宮・清野の三氏いづれもこの紋章を用ゐたり。關東幕注文に屋代・萩原二氏あり。その出自を明にせざるも、その家紋より察するときは、蓋、同系統に屬せるもの如し。寛政重脩諸家譜に、藤原氏支流の出なる雨宮・村上の二氏あり。同氏同紋なるより考ふるも、蓋、頼清流の出にして、その出自を誤りしにあらざるか。

○上文字紋所用姓氏一覽表

名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	字
村	上	清和源氏頼清流	上	文	字	大	塚	未	勘	源	上
室	賀	同	上	同	上	湯	上	藤	原	氏	上
雨	宮	同	上	同	上			藤	原	氏	下
清	野	同	上	同	上			藤	原	氏	上
高	月	清和源氏支流	同	同	上	長	村	同	同	上	文
											字
											上
											上
											上

六、利

名稱 利文字紋は、利文字を書せるものなり。

意義 利文字を紋章に用ゐしは、蓋、利文字たる、易に利を以て吉、或は宜しとせるによる。凡て戦争の勝利、武器の鋭利等、武士に取りては、瑞祥的意義あるに本づけるもの如し。然れども、この紋を用ゐし松平氏の家傳に従へば、小牧山陣の時、その祖又七郎家信利即。是の三大字を書けるをさせしより以來、家紋に用ゐしと云ふ。

形状種類 利文字紋は、楷書のもの一種あるのみ。

姓氏關係 利文字紋を用ゐしものは、寛政重脩諸家譜に清和源氏義家流の出なる松平氏○形唯一氏あるのみ。

第十二章 松王井

一、松

名稱 松文字紋は、松文字を書せるものなり。

意義 松文字を紋章に擇びしは、第二篇十八章松紋條に述べたと、その意義を同うするを以てここにはこれを省くこととせり。

歴史 扇ニ松文字を記せる紋印を用ひしものありし事は、第四篇第廿三章扇紋條に述べたるが如し。當時、この紋印が、熊野別當家の家紋なりしかは明かならざるも、其後、湛増の後にいでたる田邊氏がこれを家紋として用ひたるを見れば、松文字



(藏所傳十古集)

傳赤松律師則祐旗

及、明德記には、赤松氏が松文字を記せる旗を用ひし事を記せり。これ氏名の一字を取れるものにして、即ち指事的意義に本づけるものとす。集古十種所載に、大坂商家岡野新次の所藏の旗に、赤松律師則祐の旗と傳へたるもの、地白綾にして、上に八幡大菩薩の神號を記し、一引兩の下に松文字を書せり。果して律師則祐の旗なるかは知るべからざるも、もし當時の物なりとすれば、太平記明

○扇ニ松文字の起原

徳記の紀事より考ふるときは、赤松氏關係の物たるを知るべし。

形状種類 松文字紋は、いづれも楷書を用ひ、扇に記せるものと、單に松文字のみを書せるものとあり。

姓氏關係 扇ニ松文字紋は、熊野別當湛増の後にいでたる氏族の代表家紋とす。別當湛増が、五本骨扇ニ松文字を記せる紋印を用ひし事は、紀伊名草郡藤白浦鈴木氏所藏の文治三年三月の文書、同高野山金剛峯寺所藏の正治二年六月卅日の文書に見えたり。扇ニ松文字紋は、蓋、是より出でたるものなるべし。寛政重脩諸家譜六五二に、紀氏より出でたるものに田邊氏あり。五本骨扇に根松を畫きたるものを用ひたり。云ふ迄もなく、松文字を松繪に改めたるものなるべし。土佐に田邊氏あり。土佐系圖雜記考證に據れば、日丸扇上ニ小松二本を幕紋として用ひしことを記せり。是亦扇ニ松文字紋より出でたるものなることを想ふべし。阿波に柿原氏と云ふものあり。その出自は源氏に係るもその家紋は五本骨ニ松文字紋を用ひたり。阿波と紀伊とは、紀淡海峽を挟みて相對し、その國民は相往來せしが故に、柿原氏は、蓋、紀伊より移住せしにはあらざるか。而してこの源氏を稱せるが如きも、湛増の妻は源爲義の女なれば、その子孫たるものが、この關係を誤り傳へたりしにはあらざるか。同じく湛増の後に係る田邊氏にして、或は紀氏を稱し、或は藤原氏又は源氏を稱せるが如き、そのいづれが正鵠を得たるやは知らざるも、その家紋の同一なるより考ふるときは、その間に何等かの關係ありしことは、これを想像するに難からず。

分布 五本骨扇ニ松文字紋が、上記述せる所によりて知り得るが如く、紀伊を中心として、阿波土佐に分布せるは、紀淡海峡がその移住を容易ならしめたること、殊に天正中秀吉の根來征伐の結果が、この地方の豪族をして、海路この方面に向つて逃竄せしめたることも、亦、與りてその因をなせるもの如し。

二、王

名稱 王文字紋は、王文字を書せるものなり。

意義 王文字を紋章に用ゐたりしは、その字畫の簡明均齊なると、且この文字を、災厄攘除の呪文と認めしにされるもの如し。呪詛調法記に、王字は、弓。箭。兵。陣。山。賊。海。賊。夜。行。の。時。書。き。も。つ。べ。き也とありて、信仰的意義に本づけるものありしが如し。尙、これを用ゐしものに、小笠原氏支流に係るもの多きより考ふるときは、又、紀念的意義にも本づけるものありしを知るべし。小笠原系圖○續羣書類從 貞宗の條に、一三四所收

○王字を以て家紋とすべき勅諭を蒙ると云ふ傳説

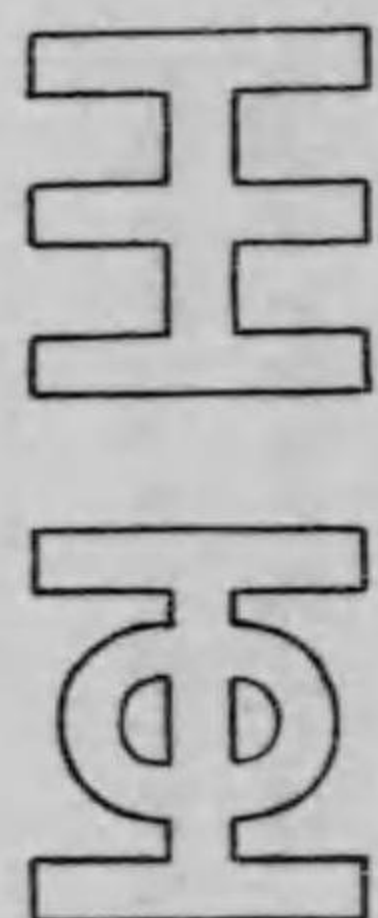
略○上 或時、詔而被尋下弓法之奧儀。不能固辭、奉傳鳴弦矢叫等之秘術。謂弓馬之家謂天性之達、寂感之餘、小笠原可爲日本武士之定式之旨、下賜御手判被任正三位、剩以王之一字。可定家之紋。旨蒙勅定。雖然奉重冥慮、密其形爲紋、今用松皮菱之下太是也。

とあり。この紀事に據るときは、貞宗が後醍醐天皇に、鳴弦矢叫之秘術を傳へしにより、正三位に

叙せられ、剩さへ王文字を賜はりて、家紋となすべき勅諭を蒙りしも、これを憚り、王文字の形を密めて、松皮菱となして用ゐたりと云ふにあれども、建武の殊勳と見做されたる足利尊氏すら、三位に敍せられしに過ぎざれば、單に鳴弦を傳授せしのみを以て、貞宗のこれに敍せられしことは無かるべく、又、王文字を密めて松皮菱にせりと云へども、松皮菱は甲斐源氏の代表家紋たる菱紋より出でたるものにして、貞宗の時創作せられたるものにあらざることは、第七篇第二章菱紋條に、これを論じたるが如くにして、信するに足らず。されども後世に至り、加加美打越等小笠原支流に係るもの

○家傳は信ずるに足らざるも王文字紋は蓋此家傳によりて用ゐられたるものなるべし

王文字の紋の種類



(續所説途繪遺)

のこれを用ゐしは、縦ひその傳説の誤れるにもせよ、これにもとづけるや明かにして、これ等は、即ち、紀念的意義に本づける紋章たることを知るべし。尙、水戸舊臣大原氏の用ゐし王文字紋の如きは、その名字に因めるものにして、即ち指事的意義に本づける紋章とす。道聽途説三の記する所に據りて、その大意を抄記するときは、即ち左の如し。

王春庭は、明國大原縣の人なりと云ふ。慶長中、水戸に漂着し、後歸化して遠藤氏の女を娶り、二子を生む。長を造酒丞と云ひ、次を勘兵衛といふ。子孫この名を世襲す。二代勘兵衛の時、光國勘兵衛に命じて曰はく、汝が父は、明國大原縣の人なり、今より氏を大原と改め、家紋王の古文○挿圖 所示を用ふべしと、是より子孫大原氏を稱し、この紋を用ゐしといふ。

以上の紀事に就いて、これを見るときは、大原氏の王文字紋は、指事的意義に本づけることを知るべし。

形状種類 王文字紋は、楷體のもの、篆體のものとの二種あり。

姓氏關係 王文字紋を用ゐしものに、寛政重脩諸家譜に、清和源氏義光流小笠原支流の加加美・打越二氏、外に平氏支流の川口氏あり。

三、井

名稱 井文字紋は、井文字を書せるものなり。

意義

井文字を紋章に擇びしは、その字畫鮮明にして、形状對稱的なるに由るといへども、これを用ゐしもの、その名字に井文字を用ゐしものに多きを見れば、指事的意義に本づけるを知るべし。

歴史 井文字紋の始めて見えたるは、見聞諸家紋にありとす。

同書、丹波の福井氏、遠江の井伊氏の家紋として、いづれも井文字を掲げたり。



見聞諸家紋に於て見ゆる井字紋
(見聞諸家紋に於て見ゆる井字紋)

形状種類 井文字紋は、初、筆勢を示したるが故に、見聞諸家紋に見えたる井文字は、非對稱的なれども後世に至りては、全く紋章化して、その形状均齊となり、井筒として用ゐらるるに至り、殆どこ

の紋章を見ざるに至れり。


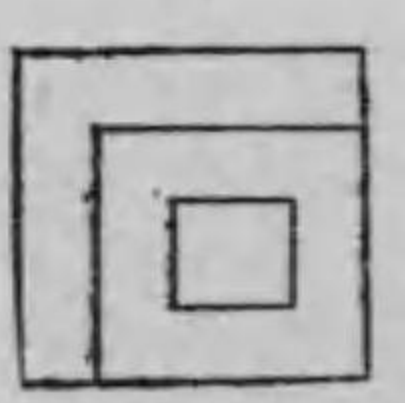

姓氏關係 井文字紋を用ゐしものに、寛政重脩諸家譜に、大江氏の出なる永井氏、平氏良文流の出なる土屋氏あり。永井氏のこの紋章を用ゐしは、指事的意義に本づけること明かなりといへども、土屋氏のこれを用ゐしは、未だその説を得ず。

第十三章 其他の文字

文字紋に屬するものは、以上述べ來れるものの外、尙少なからずといへども、これを用ひし氏族
 少なく、且、これを用ひし意義に至りても、概して指事的意義に本づけるものとす。而してこの指
 事的意義に本づけるものにも、その名字に因めるものと、その姓に因めるものと、その紋章に因め
 るものとあり。例へば、田村氏・堀田氏が田文字紋を用ひしはその名字に因めるものにして、蟻川氏・
 平岩氏が弓文字紋を用ひしは、その姓の弓削氏に因めるものにして、高力氏が鳩文字紋、逸見氏が
 菱文字、松平氏が葵字紋を用ひしが如きは、各その代表家紋に因めるものとす。

又、右の外、瑞祥的意義に本づけるもの、又、その意義を詳にせざるものありといへども、一
 これがために、章を立て目を分ちて、前例に従ひ敘述せんことは、徒らに形式に拘はれて、煩瑣に
 流るるの嫌あるを以て、爰に便宜上これを合敘することとせり。中にも指事的意義に屬するもの
 して、名字に因めるものは字傍に圈點を、姓に因めるものは黒點を、代表家紋に因めるものは二重
 圈點を施して、特にこれを示すこととせり。

(一) 類 種 の 紋 字 文

弓  (載所産武成尾)	戸  (載所産武成夫)	葵  (載所産武成夫)
正  (載所産武成夫)	崩字堂  (上 同)	上 同  (載所史川徳紀南)
田  (載所産故家譜)	石  (載所書控紋家田家家口漢)	本  (載所産武成夫)
上 同  (上 同)	弓  (載所産故家譜)	標字文本  (載所本紋産所名著)

田	水	蜂	青	本	岩	岡	本	本	杉	本	岡	本	本	名
中	野	屋	柳	多	本	本	田	多	本	康	本	間	日	字
未	清	清	清	清	橋	藤	同	藤	平	平	字	清	清	出
勘	和	和	和	和	川	原	上	原	氏	氏	多	和	和	自
源	源	源	源	源	氏	氏	支	兼	兼	兼	源	源	源	紋
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	上	通	通	通	氏	氏	氏	章
丸	水	丸	窠	本	丸	丸	本	黒	本	本	本	本	本	
二	=	=	内	本	=	=	本	餅	本	本	本	本	本	
水	水	水	水	本	本	本	字	切	本	本	本	本	本	
字	字	字	字	字	字	字	字	角	本	本	本	本	本	
								内	本	本	本	本	本	
								本	本	本	本	本	本	
								字	字	字	字	字	字	
本	青	鈴	鈴	木	木	木	高	田	堀	濱	飯	長	清	江
多	木	木	木	内	村	村	木	村	田	田	田	井	水	口
藤	丹	藤	同	藤	字	字	清	坂	紀	同	清	平	藤	藤
原	治	原	藤	原	多	多	和	上	上	上	和	氏	原	原
氏	氏	氏	氏	氏	源	源	源	氏	氏	氏	源	良	氏	氏
兼	利	利	利	支	佐	佐	親	支	支	支	支	文	支	支
通	仁	仁	上	支	木	木	流	流	流	流	流	支	支	支
流	流	流	上	流	庶	庶	氏	氏	氏	氏	上	流	流	流
多	木	藤	藤	藤	黒	木	木	田	田	田	田	田	下	水
木	丸	丸	丸	丸	餅	木	木	田	田	田	田	田	藤	藤
字	内	内	内	内	内	木	木	田	田	田	田	田	内	内
字	木	木	木	木	木	字	字	字	字	字	字	字	水	水
字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字

○文字紋所用姓氏一覽表

(二其) 類 種 の 紋 字 文

林	利	佐	各
			論
(載所鑑武成夫)	(載所鑑武成夫)	(載所鑑家譜)	
鳩	士		
			
(載所鑑伎和明)	(載所鑑家譜)	(載所鑑武成夫)	
車 中	藤	政	
			
(上 同)	(載所鑑武成夫)	(上 同)	
鶴 字 長	中 大	鳳	
			
(上 同)	(載所鑑家譜同見)	(載所鑑家譜)	
要			一四一二
			
(載所鑑武成夫)			

第七篇 第十三章 其他の文字

齋	松	松	永	常	掛	小	小	小	松	小	寺	淺	大	松	原	奥	富	山
藤	平	形	見	見	斐	櫛	野	野	本	島	西	井	草	本	谷	松	崎	
藤原氏利仁流	同	清和源氏義家流	小野氏支流	藤原氏支流	清和源氏頼光流	丹治氏支流	小野氏支流	藤原氏支流	藤原氏利仁流	清和源氏滿政流	清和源氏支流	同	藤原氏支流	藤原氏利仁流	清和源氏頼光流	義家流足利支流	清和源氏足利支流	橋氏
齋	士	政	志	同	生	小	井	角	同	小	同	笹	同	正	州	窠	月	橋
字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字
高	酒	同	伊	内	内	平	玉	松	赤	同	大	長	河	安	山	天	長	杉
林	井	上	東	藤	藤	野	虫	福	堀	上	塚	崎	合	食	田	野	川	枝
清和源氏足利支流	義家流松平別流	藤原氏爲憲流	藤原氏秀郷流	清和源氏義光流	藤原氏秀郷流	平氏繁盛流	平氏繁盛流	清和源氏義家流	藤原氏秀郷流	藤原氏支流	平氏眞文流	村上源氏赤松支流	同	未勸源氏支流	藤原氏支流	藤原氏秀郷流	藤原氏支流	藤原氏支流
林	日	同	藥	藤	額	平	百	福	庵	同	鳳	隅	地	黑	鱗	天	川	上
字	字	上	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字

各 羅

太	高	熊	逸	酒	菅	藤	矢	戶	池	小	長	武	義	田	中	佐	佐	多
田	力	谷	見	依	沼	堂	田	澤	谷	泉	川	藤	村	中	村	野	藤	尾
藤原氏秀郷流	平氏維將流	平氏維將流	清和源氏義光流	義光流武田支流	清和源氏土岐支流	清和源氏足利支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	藤原氏支流	未勸源氏支流	同	藤原氏支流	同	藤原氏支流	藤原氏支流
九枚笹内雀字	同	鳩	同	曼	菅	沼	堂	矢	戶	角	泉	川	下	義	上	中	下	藤
上	字	上	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	藤	上	藤	藤	藤	藤
富	三	白	平	蟻	弓	矢	可	勝	吉	河	安	沼	永	神	石	高	谷	大
永	宅	井	岩	川	多	部	見		井	田	藤	間	田	保	丸	木	田	田
字	未勸源氏	清和源氏支流	同	弓	同	藤原氏支流	菅原氏支流	物部氏支流	未勸源氏	蟻	同	藤原氏支流	未勸源氏	惟宗氏支流	藤原氏秀郷流	清和源氏頼親流	藤原氏支流	藤原氏支流
左	同	玉	二	弓	上	同	可	可	九	隅	下	間	永	細	石	菊	假	九
文字	上	字	字	字	藤	上	字	字	二	隅	藤	字	字	輪	字	字	名	枚

山	長	都	近	小	蜂	田	林	林	各
田	崎	築	藤	濱	屋	代	藤	藤	
清和源氏滿政流	平氏清盛流	藤原氏利仁流	未勘源氏	藤原氏支流	清和源氏頼光流	未勘源氏	藤原氏利仁流	藤原氏支流	
要	長	陶	角	英	鯉	行	林	林	
字	字	字	字	字	字	字	字	字	
大	吉	中	同	野	御	武	三	好	
久	保	井	根	上	呂	牧	藤	藤	
藤原氏道兼流	未勘源氏	平氏良文流	三枝部氏	同	同	同	藤原氏支流	藤原氏公季流	
雁獅子字	同	い	梅風一勝一字	上	上	末	武	丁	
字	字	字	字	字	字	字	字	字	

第八篇 圖符門

第一章 九字

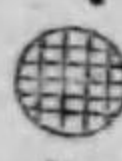
名稱 九字紋は、九字の呪符に象れるを以て名づく。九字とは、縦四條横五條の線を直角に交へたる形をいふ。これを九字と云へるは、梶杵子に見えたる、臨兵闘者陳列皆在前の九字の句に執れるを以て云ふなり。この九字の句を唱へつつ、不動小刀の印を結びて、虚空を縦横に切り拂ふことを、これを九字の法といふなり。而して、この法たる、一切の災厄を攘ひ、その身を護るの秘法とせられしが故に、一にこれを九字護身法と云ふ。もと、陰陽師の行ひしものなりしが、後には轉じて密家の秘法となれり。これよりして、諸寺の守護札に、多くこの形を書し、又、修験者は九字を切りこれによりて惡魔を斬り捨つると稱して、盛んにこの法を行ひたりき。和漢三才圖會には、九字の圖を載せ、左の紀事を掲げたり。

加行事於下爲十字。本出道家。每密祝之則一切橫災無所不避。今眞言密家多用爲秘事。每字結印。又有護身法五印。而其爲九字護身法。授其印者。軍中及川涉山行脩之。今、武家具足櫃書前字、以當九畫。誦此九字、亦有緣。

右紀事の如く、九字の呪符は、災厄攘除の目的のために用ゐられたるが故に、これに象りて紋章

とし、以て災厄攘除を祈りたるものにして、即ちこの紋章たる、信仰的意義に本づける紋章なりといふべし。

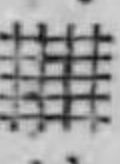
然るに、反故染には、これと反對の説を掲げたり。左の如し。

九字とは、如此なる物紋にする也。是は、道經にこれ有り、しかば道者の術、しかるを九字の護身法として、天台家の僧徒等、此九字を以て阿闍梨に授けて剪る事とする事不審也。

○九字紋は部格子なりと云ふ説

しんほうは、密法に有歟、九字は正しき道經より出る也。俗説辨に、委細は考有之見て可知、紋に付るは九字にてはあるまじき也。部格子の類なるべし。九字に似たる部を、とりそんじて九字といふならん。九字と言誤也。遠山家の家譜に、禁廷の格子を紋とし、附、由緒有り。

○格子紋ももとは九字紋より出でたり

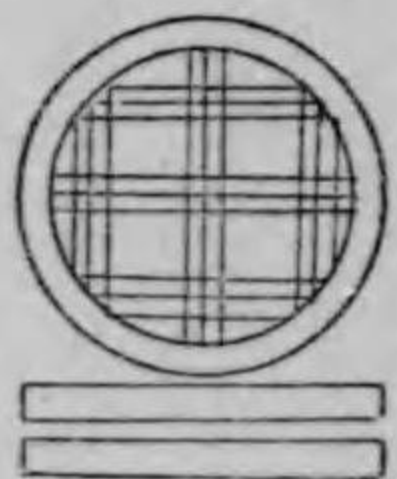
右の説に據るときは、は九字にあらずして、部格子に象れるものにして、遠山氏の家譜に、その由緒を記せりといへども、寛永諸家系圖傳には、遠山氏の家紋は、九ニ九字と記せるのみならず、寛政重脩諸家譜には、藤原氏利仁流にして、遠山氏と稱するもの廿二家ありて、その内九字紋を用ゐしもの十一家、六本格子と名づくる紋章を用ゐしもの三家あり。而して、この六本格子紋を用ゐしものも、その初は九字紋を用ゐたりしことを記せるを見れば、この六本格子紋も、もと九字紋より出でたるや明かにして、その六本格子と稱せしより、禁廷宮殿の部格子の説も附會せられたるものにして、畢竟反故染の説は、その家傳に誤られたるものなれば、取るに足らずと云ふべし。

形状種類

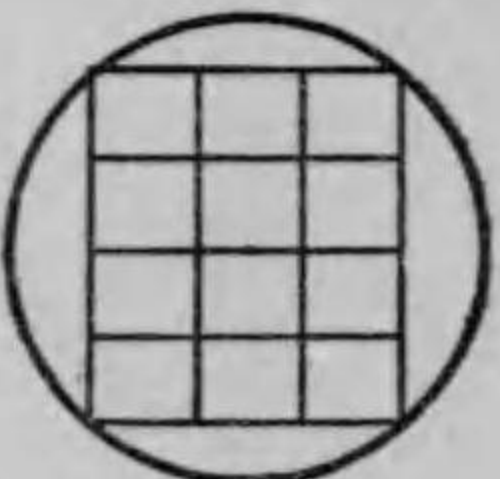
九字紋は、縦四條横五條の線を以て形成せられたるを本體となせども、見聞諸家紋に

は、遠山氏の家紋として掲げたるものに、縦横各九條を以て形成したるものあり。思ふにこれは概形を執れるものにして、實際に拘はらざりしもの如し。後世に至り、九字紋は縦四條横五條より

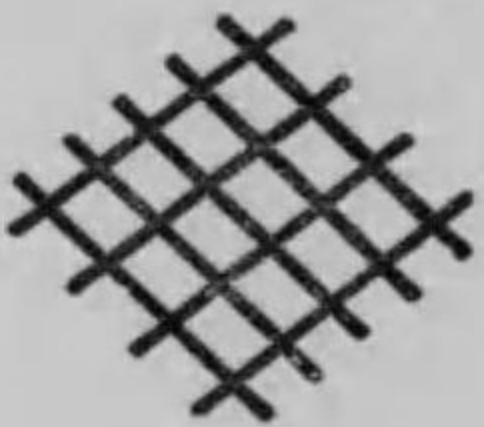
九字紋の種類



九字二引兩 (載所家譜見)



石餅九字



九字菱

形成せられて、謂はゆる九字の呪符とその形状を同うせり。六本格子と稱する紋章も、前に述べたる如く、もとは、この九字より出で

たるものにして、その名は格子と稱するも、その性質より見るときは、同種類の紋章と見るを得べし。故に便宜爰に合載することとせり。

甲、縦横九條より成るもの 九字

二、九字菱

乙、縦四條横五條より成るもの

丙、縦横各三條より成るもの 六本格子

一、九字

姓氏關係

九字紋は、藤原氏利仁流の出なる代表家紋にして、寛政重脩諸家譜に、同流なる遠山・加藤・伊丹の三氏いづれもこれを用ゐ、又、清和源氏頼光流の伊丹氏、これを用ゐたるを記せり。その同氏同紋にして出自を異にせるは、その家傳を誤まりしものか、又は、結婚關係等の事情に本づきしものなるべし。其他、同書に藤原氏秀郷流の波多野氏の九字紋を用ゐしことを記せり。元來同

○波多野氏の九字紋は直違の増加なり

氏は二本直違を用ひしものにして、その一門中には、井田圖と稱して、角内二本直違を用ひたるものあり。又、同族なる松田氏は、單に二本直違を用ひたり。思ふに、この九字紋は、この直違の増加せるものにして、これを用ひし根原は、二本直違より出でたるものにして、初より九字紋として用ゐられたるものにあらず、寧ろ直違紋の一種なりといふことを得べし。

○九字紋所用姓氏一覽表

名	字	出	自	紋	章	名	字	出	自	紋	章
伊	丹	清和源氏頼光流	九	上	波	多	野	藤原氏秀郷流	九	上	字
加	藤	藤原氏利仁流	同	上	加	茂	宮	藤原氏支流	九	上	字
遠	山	同	上	同							
											甲内九字

第二章 阿部晴明判

名稱 阿部晴明判紋は、阿部晴明判と稱せる呪符に象れるを以て名づく。阿部晴明判、別に晴明九字・晴明鱗・晴明桔梗等の名あり。

意義 阿部晴明判とは、果して阿部晴明がこれを創めたるものなるか、未だ詳ならざるも、蓋、晴明は陰陽道を以て知られたるものなるが故に、この呪符が、陰陽道に於て、多く用ゐられたるより、斯かる名稱を受けたるものなるべし。

抑々この晴明判は、獨、我國にのみ行はれたるものにあらずして、西歐諸國にも、亦、行はれたるものなり。彼國にては、之を名づけてペンタグラムマ Pentagramma といふ。ペンタグラムマとは、希臘語五角形の義なりといふ。その形状も、亦これを使用する目的も、ともに同一なることは實に偶然の暗合といふべし。このペンタグラムマが魔除の呪符として用ゐられし事につきて、獨逸の詩聖ゲーテ Goethe の名作ファウスト Faust に記されたる、ファウストとメフイストフェレスとの問答はこれを證して餘ありと云ふべし。

メフイストフェレス

間が悪いが打明けて言ひませう、わたしが出て行くには、ちよいとした邪魔があるので、あのだ敷居にあるペンタグラムマの印ですな。

ふん、あの印を君は氣にするのか。
 妙だね、あれに君は縛られるなら、這入る時はどうして這入つたか、地獄の先生それを
 言つて見給へ。

そんな靈のある印を、どうごまかして這入つたの。

メフィストフェレス

好くあれを御覽なさい。本當に引いてないのです。

外へ向いてゐる一角が、

御覽の通少し開いてゐます。○以上森林太郎氏譯
 ファウストに據る

Mephistopheles.

Gesteh' ich's nur! dass ich hinausspaziere,

Verbietet mir ein kleines Hindernis,

Der Drudenfuss auf Eurer Schwelle.

Faust.

Das Pentagramma macht dir Pein?

Ei, sage mir, du Sohn der Hölle,

Wenn das dich bannt, wie kamst du denn herein?

Wie ward ein solcher Geist betrogen?

Mephistoph.

Beschaut es recht! es ist nicht gut gezogen;

Der eine Winkel, der nach aussen zu,

Ist, wie du siehst, ein wenig offen.

阿部晴明判紋



右の詩に據りてこれを見るときは、獨逸に於いてもペンタグラムマ、即ち我が阿部晴明判は魔除の呪符として用ゐられたるを知るべし。曾て故畏友醫學博士文學博士森林太郎氏に就きてこれを聞きしに、同氏の説に、陸軍將校の獨逸型式帽の上部に、金線を以てペンタグラムマを附したるは、元來この帽子が獨逸制の模倣なりし故に、彼國に於ける魔除の呪符を其儘傳へたるものなれども、その形狀の偶然にも、阿部晴明判に一致するに至りしものなりと云ふ。

阿部晴明判は、我國に於ては、古來これを魔除の呪符として用ゐ、今も民間に於て孩兒の襁褓に、往往これを繡ひたるを見る。用捨箱お事始の條に、これに關せる左の紀事あり。

○上昔より目籠は、鬼のおそるといひならはせり。是は目籠の底の角角如此、晴明九字、

或曰晴明之判といふ物なればなり。

阿部晴明判は、右の如く魔除の呪符として用ゐられたるものなるが故に、これを家紋に用ゐしは、柘を家紋に用ゐしと同じく、信仰的意義に本づけるものなり。

形状種類 阿部晴明判紋は、唯一種あるのみ。

姓氏關係 阿部晴明判紋を用ゐしものに、寛政重脩諸家譜に、藤原氏支流の酒向氏あり。溝口家臣家紋控書に出自未詳の市川氏あり。

第三章 八卦 圓相 天地

一、八 卦

名稱 八卦紋とは、易の八卦に象れるを以て名づく。八卦とは、乾・兌・離・震・巽・坎・艮・坤にして、易の算木の面にあらはるる象にして、これに本づきて吉凶を卜するものとす。八卦紋とは、以上八種の中より用ゐられたる紋章の義にして、その卦に由りて乾卦紋・震卦紋・離卦紋といふなり。



(載所善本經易)

意義 八卦中家紋に擇ばれたるは、乾卦・震卦・離卦の外未だ見る所なし。蓋、乾卦は易本義に據るに、乾健也とあり、釋名に乾進也、行不息也とあり、又、震卦は、震爲雷とあり、釋名に震戰也、所擊輒破、若攻戰也とあり、離は利貞亨とあり、即ち乾卦、及、離卦は、瑞祥的意義を有し震卦は尙武的意義を有せるものなりといふべし。

形状種類 八卦の中紋章に用ゐられたるものは、乾震離卦の外、未だ聞く所なければ、従うて八卦紋の種類も、この三種を出でず。

姓氏關係 乾卦紋を用ひしものに、寛政重脩諸家譜に橘氏の出なる三木氏あり。余の友人に永山氏あり、その出自を詳にせざるも、亦、乾卦紋を用ひたり。震卦紋を用ひしものに、山内家中侍牒に、小坂氏あり。

二、圓相 天地

名稱 圓相紋は、圓相に象れるを以て名づく。圓相とは、易繫辭に蒼之德圓而神と云へる語に本づきて畫かれたるものにして、天地紋は同書天圓地方の語に本づきて畫かれたるものとす。

意義 圓相を家紋に擇びしは、易に於て、圓は神聖の意義を有せるものとす。又、説文にも圓全也とありて、完全無缺の意味をも有せるに由れるものにして、即ち信仰的に瑞祥的の意義を兼ねたるが如し。天地紋も、蓋、天地の廣大無邊なる意義に取れるものにして、亦瑞祥的意義に本づけるものなるべし。

形状種類 圓相紋は、黒餅紋と全く同形にして、唯、意義に依りて、その名を異にするのみ。天地紋は、天圓地方に象れるものなるが故に、圓内に方形を畫けるものなり。

姓氏關係 圓相紋を用ひしものに、寛政重脩諸家譜に、藤原氏長家流の福原氏あり。天地紋を用ひるものに、余の知人岡田正之氏あり。

第四章 源氏香圖 井田

一、源氏香圖

名稱 源氏香圖紋は、源氏香の符號に象れるを以て名づく。源氏香圖とは、香合に用ひる香包に記せる符號にして、之に源氏物語各帖の名稱を附したるものとす。

意義 源氏香圖紋は、右の符號を取りて、紋章となせるものとす。而してこれを紋章に擇びし意義未だ詳ならずといへども、蓋、その形状の鮮明にして優雅なるに由れるもの、即ち尙美的意義に本づけるものなるべし。

源氏香圖



香散花里



初音

歴史 源氏香圖紋、その始を詳にせず。徳川氏時代に於いて用ひらるるを見る。

形状種類 源氏物語は、五十四帖より成りたるものなれば、従うてこれに因める香包記號も、亦、こ

れと同數を有せり。家紋として用ひられたるものに、花散里、及、初音の二種ありとす。

姓氏關係 源氏香圖を家紋とせるは、徳川氏時代に於いて、大名にては、清和清氏義家流の出なる佐竹氏あり。麾下の士には、宇多源氏佐佐木庶流の佐佐氏、紀氏の出なる堀田氏、藤原氏支流な

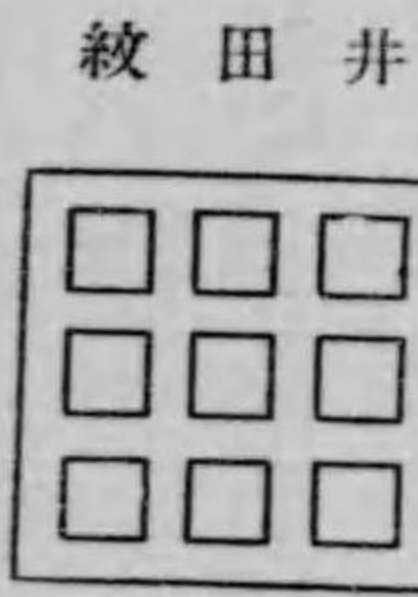
る竹本氏ありたり。

○源氏香圖紋所用姓氏一覽表

名	字	出自	自紋	章
佐竹	清和源氏義光流	源氏香	花散里香	竹本
佐木	宇多源氏佐佐木庶流	源氏香	堀田	藤原氏支流
高木	藤原氏道隆流	源氏香	氏香	包

二、井田

名稱 井田紋は、支那周代に於ける田地の區劃法に象れるを以て名づく。井田とは、九百畝の田地を九等分せる形狀が、恰も井字を方形中に畫せるに似たるを以て名づけたるものとす。



(載所蓋紋家譜)

意義 井田紋を用ゐしものに、寛政重脩諸家譜に、波多野氏あり。これを寛永諸家系圖傳に徴するに、二本箸打違とあり。即ち二本箸を方形の中に打違へたるものは、井田區劃の形狀に似たるを以て、かく名稱を改めたるものにして、漢學影響の結果に本づけるものなり。元來、波多野氏は藤原氏秀郷流に出で、二本直違を定紋とせることは、その一門に出でたる河村氏が、二本直違を用ゐたるを見て知るべし。

形狀種類 井田紋は、方形の中に、井字を劃せるものにして、唯一種あるのみ。
姓氏關係 井田紋を用ゐしものに、寛政重脩諸家譜に、藤原氏秀郷流の波多野氏あり。

第五章 太極圖

名稱 太極圖紋は、太極圖を用ゐたるを以て名づく。太極圖とは、支那宋朝の碩儒周敦頤が、易の太極を圖解せるものにして、その説く所、太極圖説に詳なり。左の如し。

太極圖



萬物化生

也。然非有以離乎陰陽也。即陰陽而指其本體不雜乎陰陽而爲言耳。此〇之動而陽靜而陰也。中

陽動

乾道成男

〇者其本體也。☯者陽之動也。〇之用所以行也。

☯者陰之靜也。〇之體所以立也。☯者☯之根也。☯者☯之根也。☯者☯之根也。此陽變陰合而生水火木金土也。☯者陽之變也。☯者陰之合也。☯陰盛故居右。☯陽盛故居左。☯釋故次火。☯陰釋故次水。☯沖氣故居中。而水火之☯交系乎上。陰根陽陽根陰也。水而木、木而火、火而土、土而金、金而復水如環無端、五氣布而四時行也。〇☯☯☯☯☯五行一陰陽、五殊二實無餘缺也。陰陽一

太極精粗本末無彼此也。太極本無極、上天之載無聲臭也。五行之生、各一其性、氣殊質異各一其

〇、無假借也。又此無極二五所以妙合而無間也。〇乾男坤女以氣化者言也。各一其性而男女

一太極也。〇萬物化生以形化者言也。各一其性而萬物一太極也。

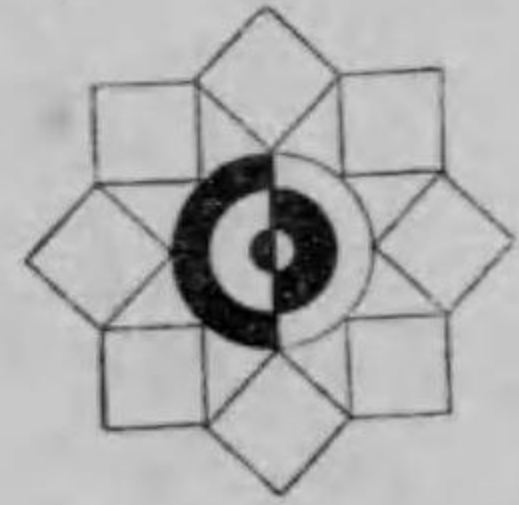
以上説く所を約説するときは、太極とは天地の剖判せざる以前に、これに先だちて絶対に自存せるものにして、天地萬物の本源をなす一元氣を指せるもの如し。而してこの物たる、動靜二種の活力を有し、之によりて陰陽二氣を生じ、二氣更に活動して五行となり、五行の精合して乾坤即ち男女となり、萬物を化成せるものなりと云ふにあり。即ち上圖中〇は無極を示し、☯は太極にして陰陽動靜の有様を示し、次は五行相生の關係を示し、次は乾坤男女の關係より、萬物化成の次第を示したるものにして、紋章に用ゐたるは、この太極圖の中より、陰陽動靜の理を示せる圖を取りたるものとす。

意義 太極圖を紋章に擇びしは、蓋、儒學流行の影響を受けたるものにして、儒學を崇信せるものの好奇心より、これを用ゐたるものなることは、八卦或は井田圖を用ゐしが如きものなるべし。而して特に太極圖を擇びしは、蓋、太極は朱熹の云へるが如く、實に造化之樞紐品彙之根柢をなすものにして、萬物を化成するものとしたるを以てなり。即ちこの紋章の瑞祥的意義に本づけるものたることを知るべし。

太極圖紋



太極圖



風車式太極圖 (載所日綱式圖帳紋)

形状種類 太極圖紋には、陰靜陽動圖と、これに風車を添へたるものとの二種あり。姓氏關係 太極圖紋を用ゐしものに、土佐家中侍系圖牒に、藤原氏利仁流の出なる安岡氏あり。

索引

日本紋章學 大尾

各論

一四三二

足利尊氏	三〇・三三三	安威	七〇・六六六	扇鱗	一〇九	阿部	〇一六・二四八
足利義昭	一七三	足立	五二	扇澤瀉	一〇九	阿部晴明	六三・〇九・三九・三九
足利義政	三二五	足達	一九七	扇紙關守	八九・八五	阿部晴印	六三・〇九・三九・三九
足利義滿	一七三	紫陽花	一〇一	扇車	一〇九	甘糟	六五
足利流	一三三	熱田大宮司	八八	扇二月	一九	天草	八八
安食	八八・一〇三・二六六・二四五	濕美	四五・一〇一・一〇三・一〇三	扇二月丸	一九・二九・一〇六	天野	五五・八六・一五五・一七五
蘆澤	三六・三五	跡部	三〇・一〇六・二八・三二四	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
蘆田	一五・七九	穴山	三九	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
蘆名	一四六・二四一	姉小路	七一	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
足長井筒	一九	阿野	一三五	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
足長洲濱	九九九	粟津	九四・一五四	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
蘆野	一七三	粟生田	四一	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
蘆丸	七三	粟宮	一三五	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
蘆屋	六三・一八五・二四六	粟田	一三五	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
蘆谷	一〇八・一三七・一三六	粟庭	一四・六九・一八	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
網代	三六	相庭	五〇・一九六	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
飛鳥井	六六九	相場	五〇・一九六	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
足助	九・四七・四〇・七七	安原	四八・六〇・五五・一〇九	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
足助	一八五	相生	四四・一〇九・二二六	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
阿蘇	一六・一〇三	扇井桁	一〇八	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
阿蘇惟澄	一三五	扇内ニ巴	一七	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
阿曾沼	一七六	扇内月ニ七本松	二九	扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
阿蘇明神	九八・八〇			扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五
安宅木	一五			扇二月	一九	天野	五五・八六・一五五・一七五

アンドリック久留子	八八	有田	六五三・一〇三・一三六五	生田	一八六	石井	一四一
安保	一九一	在田	一四〇	井口	一七三・一三三・一三三	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
安養寺	一五	有馬	一六・一七・一四五・四八三・六	生野	一七二・一三三・一三三	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
雨宮	一四・一〇一・一〇六・一一〇			伊野	一六	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
綾蘭笠	一〇	有文字	五九・三三七	池尻	二四・六八・六三	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
綾小路	一八・四六	有文鏡	一〇七九	池田	四七・四八・四八・四八・四八	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
新井	六三・六三・七三・一一一・一〇五			池田慶徳	一四一	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
荒井	一八五・二四六			池谷	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
荒尾	三〇八・一〇四・一〇八			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
荒川	三五九・三九・四九・五五・五五			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
荒木	五九・七六・九六・二二八・一			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
新	一三七			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
新	四〇・〇五九・二五			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
新	一三七			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
新	六四・二九			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
新	一〇九			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
新	一三三・三六			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
新	四六・一七			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
新	六六・二七			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
新	六九			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
新	五七・三			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
新	五七・三五			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三
有壁	五七・三五			池原	一七三・一四	石井	一三三・一三三・一三三・一三三

石野	一三六 四八・五〇・六三・六六 三・九五・九五・二七四・二三〇	磯部	四四・三六・三三八 九九・一三三 二六一	一條藤	四九	伊豆山權現	五九
石野	三・五・八・二	井田	一九九・二二七 二七〇・二七六・二六・二八〇 ・一〇五	一二文字	一四一 五三・〇〇・八九・一三九 一五六・二五三・二五五	一色	一五三・三九六・四〇・五〇三・二二
石橋	三六・三三九	板倉	三三三 三三三 三三三	市野	一〇〇 一〇〇 一〇〇	井筒	一〇一・二〇四・三〇八 一〇一・二〇四・三〇八
石原	四九・九九・六一・七六・八四 九・九五・一八〇・二八四・三 四四・三三三	板倉唐花	二八・六五 三三三 三三三	市場	一〇〇 一〇〇 一〇〇	井筒	一〇一・二〇四・三〇八 一〇一・二〇四・三〇八
伊集院	一三六 六五・七〇 四四・五五・八四・九二 八・一四四	伊谷	一八〇 三三三 三三三	市橋	一〇〇 一〇〇 一〇〇	井筒	一〇一・二〇四・三〇八 一〇一・二〇四・三〇八
石丸	六八・六六 六五・一〇五・一〇三 六〇	板橋	三三三 三三三 三三三	一番文字	一〇〇 一〇〇 一〇〇	井筒	一〇一・二〇四・三〇八 一〇一・二〇四・三〇八
石山	四六・八四・八八・一〇九 一〇九	伊丹	三三三 三三三 三三三	一萬田	一〇〇 一〇〇 一〇〇	井筒	一〇一・二〇四・三〇八 一〇一・二〇四・三〇八
井關	五〇・五三 八〇 四八・五九 八八・二八三	市岡	三〇八 四四・一八一 五五・七七・八〇・九〇・一 〇九・一〇七・一三四・一三八 ・二四四・二四四	市女笠	一〇〇 一〇〇 一〇〇	井筒	一〇一・二〇四・三〇八 一〇一・二〇四・三〇八
伊勢	四六・八四・八八・一〇九 一〇九	市川	三〇八 四四・一八一 五五・七七・八〇・九〇・一 〇九・一〇七・一三四・一三八 ・二四四・二四四	一文字	一〇〇 一〇〇 一〇〇	井筒	一〇一・二〇四・三〇八 一〇一・二〇四・三〇八
磯貝	四八・五九 八八・二八三	一行阿闍梨	三〇五 一五九・四三・一三七	一文字二瓜	一〇〇 一〇〇 一〇〇	井筒	一〇一・二〇四・三〇八 一〇一・二〇四・三〇八
磯谷	六二	一條	一五九・四三・一三七	一文字二久文字	一〇〇 一〇〇 一〇〇	井筒	一〇一・二〇四・三〇八 一〇一・二〇四・三〇八
磯野	六二	一條	一五九・四三・一三七	一文字二巴	一〇〇 一〇〇 一〇〇	井筒	一〇一・二〇四・三〇八 一〇一・二〇四・三〇八
五十幡	四六・五五	一條	一五九・四三・一三七	一文字三頭右巴	一〇〇 一〇〇 一〇〇	井筒	一〇一・二〇四・三〇八 一〇一・二〇四・三〇八

五奇琴柱	一七七	絲川	五三	稻巴	三九・五三・五四・五五 六三六	岩島	一六
五藏	七四三	絲原	一八一 一〇九	稻丸二輪	六五 一〇〇・一三三	岩瀨	三三 三三・三三・三三・三三・三三
五所紋	一〇一	絲卷	一〇九 六七	伊野	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
一遍上人	八七	井奈	一〇九 一〇九	井野	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
泉中	三三三	伊奈	一〇九 一〇九	井上	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
泉本	三三三	稻垣	一〇九 一〇九	井下	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
出雲大社	三三三	稻毛	一〇九 一〇九	井下	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
井出	三三三	稻田	一〇九 一〇九	井下	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
出田	三三三	稻妻形	一〇九 一〇九	井下	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
出脚	三三三	稻富	一〇九 一〇九	井下	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
銀杏	三三三	稻野	一〇九 一〇九	井下	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
公孫樹	三三三	稻葉	一〇九 一〇九	井下	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
銀杏祇園守	三三三	猪苗代	一〇九 一〇九	井下	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
銀杏巴	三三三	猪生	一〇九 一〇九	井下	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
銀杏輪	三三三	稻穗	一〇九 一〇九	井下	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
井戸	三三三	稻穗内丸文字	一〇九 一〇九	井下	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
伊東	三三三	稻守	一〇九 一〇九	井下	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三
伊藤	三三三	犬塚	一〇九 一〇九	井下	四四・一三三・一三六 二六四・三三三・三三三・三三三 八・七〇・七二・七九・八〇・八 九・九一・九二・九三・九四・九五 ・九六・九七・九八・九九・一〇〇	岩田	三三 三三・三三・三三・三三・三三

飯高	九・六〇四・六九・六〇・九二・ 九八・三〇六・三二七・二八〇・ 三二六・四一三	今川義元	三三三 一〇三	植林	一〇一〇	内桶	一〇一六
飯塚	三三三・四八二・五九七・七〇四・八四 九・一〇七	今城	六六三	植村	三二四・四三三・五三六・九三七・二 九四	内方	五二一
飯野	二七〇・五五〇	今福	一〇〇一・一三〇七・三二八	浮杯	七三〇・二二八	内河	三一九・六七
飯屋	七九・〇一六・一〇三三・一〇七 六二二・三九七	今峯	四六六・六四四・一〇三	宇喜多	一〇三二・三三六・九〇〇・三三五 一〇六	内空閑	一六六・六三九・九二五
伊吹	一三〇・七九一・一〇四四・二八六 二六・二〇七	今村	一〇七三・二二二・二八六・二九 六	筌	七六一	内崎	四〇九・三三四
伊原	一三〇・七九一・一〇四四・二八六 二六・二〇七	位田	九一七・七・一〇三三	宇佐美	五九・五三三・八八	内島	三三三・五五五・四四一・四六六・五 三八〇・八四九・八八八・一〇〇一 一〇三六・一三七三・一三六
庵内ニ柏	一五九	伊與田	四七三・四六六・三三九	牛奥	四三三・三〇〇・二四四	打出小槌	一〇五五
庵内ニ舞鶴	七八三	入江	五五二・二二二・二〇〇〇	牛窪	六九・一三〇・一三〇〇	團扇	一三三・一八八・二五五・九三〇・九七 七
庵ニ柏	二〇七	入子樹	一〇九三	牛込	四七三・一〇〇一・二八四	團扇梅鉢	九八
庵ニ久文字	一五四・一〇七	入達丁子	六三	牛袋	四三三・三〇八	團扇内ニ桐竹鳳凰	一四三・九三三
庵ニ洲濱	一〇〇〇・一〇九	色子形	一三〇一	牛牧	三〇九・三三	團扇内ニ根引松	九四
庵ニ鶴丸	一〇九	伊玉野	八四四・四三三・二七三	白井	三〇一・三〇一・一〇三三・二二 一四	團扇内ニ花輪蓮	九三三
庵ニ木瓜	一三二・四二七・一〇九 一三三・四二二・五〇五・五九・〇 三六・二〇六・一一一・三三〇・五 一〇七・三三四・二二七	植木	四四四・六〇〇・六三三	宇田川	五九・五九九・六三二・七九 一四	團扇内ニ本文字	九三三
今井	一三二・四二七・一〇九 一三三・四二二・五〇五・五九・〇 三六・二〇六・一一一・三三〇・五 一〇七・三三四・二二七	植崎	八四七・一〇〇	歌川	六七	團扇内ニ松竹	一三三・九三三
今和泉	一三六	植田	五六一・二二七	宇多源氏	一一二・二九・四七六	團扇内ニ六竹	一三三・九三三
今大路	四六六・四三三・三六八	猿田衆	一〇三三	宇多源氏支流	二二	内山	六二二・一〇〇三・二一六・二二七 一三三
今川	一三六・二七三・九六六・一三九・一 一〇三三			内池	七六	宇津木	一三三・三三九・三三三・三三三 一三三

宇津野	一〇四・二六	上野	三二九・三三三・三三六・三三七 ・三三九・三三九	漆間	九三三
宇都宮	一四三・四三三・二五二・二六一・ 一七三	上野田	三三三・三三六・三三九・三六四・四一 八・四四五・四六七・二八〇・二八 六・二二八・二二九・三三三・一 三五四・一七四	漆巴	一〇一・一〇一 二六〇・二六六
宇都宮支流	一四三	上原	九二・四七三・五七三・四六六・一〇三 三・一〇五九・一一三・三三四	永樂錢	一六・三三七 三三〇・一〇〇〇
渦巻	一三二・一三〇〇	植村	五〇一	永樂通寶	三三〇・一〇〇〇
埋籠	四七	上山	一三三・七五	江川	三三三・三三三
埋籠	四七	馬山	一〇一	江木	一〇一
打越	一八四・三三四・三三四・一〇七 四二五・五三四・七五二・一一三 三〇四・三七三	馬詰	一五六	江口	一八四・一四三 五三三・五三三
海上	三〇四・三七三	馬橋	一〇一	江坂	五三三・五三三
海輪	四二	馬野	七九七・一〇八五	江刺	一〇一
字能	四二	雲野	六〇・九〇	江島	一〇一
字野	一〇七・一〇八・一〇九	梅車	一三三・四四	枝杜若	六六
祖母井	二九〇	梅七曜	四九三	枝柏	五九九
總攝明神	六四	梅園	一七九	枝楓	七三六
上坂	三〇九	梅溪	四七七	枝櫻	四九
上杉	四七九・一三四・一三七・一五五・ 八二・一九三・三三三・三四・七 二・四二二・六六・六八	梅小路	一三三・六六・三三	枝角	七三
上杉謙信	四二	梅花	四八四・四八九	枝藤	四九
上杉輝虎	三九七	梅鉢	三九七・九三三・三三三・一 三三三・三三三・三三三		
上田	四三三・四八二・六〇〇・九一九・九 五・一〇二・二八・三三四・一				

枝牡丹	五〇四	小笠原	一五五	小川	一五五	小栗	一五五
枝龍膽	四七六	小尾	二〇六・二二八	萩	一五五	小栗	一五五
越前	一七五・三六八	岡	四八・五〇・八〇・二九・一	萩	一五五	小栗	一五五
榎本	六二・六七	岡	二八・二五・三九	萩	一五五	小栗	一五五
鳥帽子	一〇三	岡	五〇三・一三五	萩	一五五	小栗	一五五
江原	五七・九六	岡	三三六・六・六三・三三・一	萩	一五五	小栗	一五五
海老	八三	岡	三三	萩	一五五	小栗	一五五
惠比壽神	五九	小笠原	一七・二四・二六・三三・八七	萩	一五五	小栗	一五五
海老名	八三・一〇七・一三四	小笠原氏略系	一〇三	萩	一五五	小栗	一五五
海老丸	八三	小笠原支流	一一五	萩	一五五	小栗	一五五
飯梅	四八	岡	一八五・二九〇	萩	一五五	小栗	一五五
江馬	一〇九	岡	五〇・一〇四	萩	一五五	小栗	一五五
江間	一〇九・一〇四	岡	三三・四二・八四・六四・五	萩	一五五	小栗	一五五
江見	八三・一八一	岡	三三・四二・八四・六四・五	萩	一五五	小栗	一五五
江相	六四	岡	三三・四二・八四・六四・五	萩	一五五	小栗	一五五
遠藤	九三・二四六	岡	三三・四二・八四・六四・五	萩	一五五	小栗	一五五
鹽治	一五五・七九・二九三	岡	三三・四二・八四・六四・五	萩	一五五	小栗	一五五
江守	四四・三九六	岡	三三・四二・八四・六四・五	萩	一五五	小栗	一五五

お (き)

小坂	七九七	織田	一五七・三三三・七三三・四二五・八四	尾長鳥丸	八二二	追杜若	六八三
尾崎	三三三・三三三・四七・四四・六一	織田支流	一三〇	鬼塚	七五・四九	追柏	五九〇
小崎	三三三・二八	織田信長	三九七・一〇一	鬼塚	七五・四九	追柊	八三
長田	一一・三六・四六・五九	小高	六三三・二四三・二三三	小野	一〇五・二八一	追藤	八三
小佐手	八四六・三〇六・三二七	愛宕	四八二	小野	一〇五・二八一	飯富	九五
小澤	四二・四三〇・五八・五二・六一	小田切	五七・六〇・五五・九八・三	小野	一〇五・二八一	飯富源太宗季	三五
折敷	八六	小谷	七八・二八八	小野	一〇五・二八一	大井	一三三
折敷=三文字	五九・三七・二三・一五	男谷	五五・五三	小野	一〇五・二八一	大石	一六・三七・七六・六九・三
折敷=二角三文字	八六	越智	二七・三三・三四・四五・八四	小野	一〇五・二八一	大炊御門	五五
折敷=縮三文字	八六	越智氏略系	七八六・八七六	小野	一〇五・二八一	大岩	八八・九九
折敷=巴	八六	小知	一三九	小野	一〇五・二八一	大内	一三三・七九・六〇・二九四・一
押田	三二・四三	落合	三三・五九・九八・二〇六・三〇	小野	一〇五・二八一	大内介	一〇四
押小路	六五・九五	緒附法螺	九〇六	小野	一〇五・二八一	大内菱	一三〇・五三・二九六・二九
鴛鴦	八八	小寺	八七・四七・四六・五五・五〇	小野	一〇五・二八一	大浦	八〇七
鴛鴦灣	八九	音羽	七七	小野	一〇五・二八一	大江	一三三・三三
尾島	五七	乙幡	一三〇	小野	一〇五・二八一	大江田	三九四
小城	九三・一〇八	尾長巴	一六〇・二六	小野	一〇五・二八一	大胡	五三・二七六
尾關	一〇一	尾長鳥	八二	小野	一〇五・二八一	大岡	五九・三八・六三・六三・六五
於曾	一三七			小野	一〇五・二八一		
小田	一三・九九・三三			小野	一〇五・二八一		

大河内	二五三・二六六 五五・三六・三六・三七一八四六 一〇七・一〇三	大柴	二九四 四〇・六六九	大谷	七八九・二七五 三九三・七七五・四三〇・一〇〇〇・一 一九七	大場	四三三・三三三・三六四
大河原	三二四・八四八・一〇四・一三〇・一三〇 一三三 三六・三六・一三〇・一三〇・一三〇 一三三・一三〇	大鹽	一五九 五〇・四六・一〇九・一三〇・一三〇	太田原	三九三・七七五・四三〇・一〇〇〇・一 一九七	大葉	一三二 一三八
大木	三六・三六・一三〇・一三〇・一三〇 一三三・一三〇	大須賀	三〇一 一四七 五三・一三六	大多和	一三・三五五 三二・九三・一〇六・一三〇・一三〇 四六・四九・五五・六四・七九 八・一五九・一三・一三〇・一三〇・一 三六・四〇・一三〇・一三〇	大庭	一三二 一三八
正親町	四三	大瀨	五三・一三六	大塚	四六・四九・五五・六四・七九 八・一五九・一三・一三〇・一三〇・一 三六・四〇・一三〇・一三〇	車前草	七四五 四一五・四八五・五五・六〇・七一 一・七三・八〇・八三・九三・一 一〇三
正親町家略系	四三	大關	六六・八四・三九三・三九三・五三三 六四六・六四六・六四六・一〇七一	大津山	一六二	車前草龍體	一〇三
正親町三條	七五	大田	八二九・三三四・四一四 一三三・一三三・三二・四六八・五〇 三・三六・五七・五八・五九	大寺	一五六 一〇八五	大島	五四・六五五 五六一
大草	四九・六四・八〇・八四九・八 一・一三〇・一三〇・一三〇・一三〇 四二五	太田	三三・三六・五七・五八・五九 六九・六三・六三・七〇・八〇	大友	一六二 一〇八五	大友氏略系	九三三
大桑	五九	大高	二五 六三・三三	大鳥居	一七〇 一七〇	大友	一三二 一三二
大久保	三三・三七・四七・四六・五三 〇・九・一〇・一〇・一〇・一〇 八三・三五・三六・二六・二六 一三八四・一四六	太田垣	六三・三三	大鳥居	一七〇 一七〇	大友	一三二 一三二
大熊	五〇・六六 二九・一六・七〇	大瀧	九四・三六 三三	大野	一三二 一三二	大友	一三二 一三二
大阪	一六 四七・五〇・五二・五三・五三 三・九三・一三〇・一三〇・一三〇 四九・二八六・三三〇・三六四	太田結梗	三三 六九・六二・二八・三〇九 三九・三三九	大野	一三二 一三二	大友	一三二 一三二
大深	四九・二八六・三三〇・三六四	大武	一〇七 三九・三三九	大野	一三二 一三二	大友	一三二 一三二

大森	七三 六〇・三三・四七・二八三	澤瀉ニ格圓	六	高師直	二五三 二五	香河	一六一 八六
大守	五九 一〇九	表裏	七 七・八七・二五九・二六・二 七三・二四・二八四	高師直	二五三 二五	香務	一〇六 一〇六
大矢	四六・一〇一 五七・二六六	小山	一四 二七五	上泉	一〇七 一〇七	各務	一〇三 一〇三
大屋	四六・一〇一 五七・二六六	小山衆	一四 二七五	康照通寶	一〇七 一〇七	加美	一〇三 一〇三
大谷木	五三・二六六 五三・二六六	小山氏略系	二七五 二七五	幸田	五〇・六〇・六〇・三三・六 四・一〇七・一三〇・三九三・一 三四・三九四	加賀	一〇三 一〇三
大柳	五三・二六六 五三・二六六	及川	九七六 九七六	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
大矢野	五三・二六六 五三・二六六	折井	九七六 九七六	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
大山	一〇五八 一〇五八	折入角	八・三四七 八・三四七	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
大山祇神	一五八・八七〇 一四三・二二・三三・一〇三・一 二九六	折入菱	七三 二九五・二七	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
大類	一四三・二二・三三・一〇三・一 二九六	折紙	一〇八 一〇八	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
龍梅鉢	四三 三九一	折野	七七八 七七八	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
龍月	三九一 三九一	折鶴	七七八 七七八	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
龍輪	三九一 三九一	折野	七七八 七七八	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
小股	四〇 四〇	折野	七七八 七七八	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
尾見	一四一 一四一	折野	七七八 七七八	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
恩田	一四一 一四一	折野	七七八 七七八	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
蘭田	一四一 一四一	折野	七七八 七七八	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
澤瀉	七三六・二七六 一六・一三三・七〇・五三・四 六	折野	七七八 七七八	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
澤瀉扇	五四七 五四七	折野	七七八 七七八	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
澤瀉鶴	五四七 五四七	折野	七七八 七七八	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三
澤瀉巴	五四七 五四七	折野	七七八 七七八	格代	一四 一四	加賀	一〇三 一〇三

か

權 九七〇

鱒淵寺	五七九	鉸具ニ雁	二七	片桐	七二九・八〇九・八二二・二三八・一〇七五・一三二五
角	九六〇	鉸具ニ遠雁	一五八	飾船	九七
角字巴桐	二七一	鉸具ニ巴	二七〇	榎田	四二五・二二二
角立井桁	二二九	籠目	六・三三八	榎井	八七
角立井筒	二二九	笠	一〇〇	榎	二二・五九五
角立釘抜	一〇五八	葛西	五〇・四六三・四一	榎葉	五五
角立萬字	一〇五三	葛西清重	五七	榎葉	五五
角立目結	一三六一	風車	一〇七五	榎葉	五五
角立四丁子	六三三	重扇	三六四・一〇九	榎葉	五五
角立四目結	六	重菱	一一一	榎葉	五五
角波	八七五	重井桁	八三・二八	榎葉	五五
角ニ三文字	八七〇	重井筒	一一八	榎葉	五五
額ノ中ニ二八	八三	重折敷	八六	榎葉	五五
角餅ニ戸文字	七〇	重角辨	九六〇	榎葉	五五
神樂鈴	八六	重菊	八三・三六六	榎葉	五五
陰桐	七四	重釘抜	一〇五八	榎葉	五五
掛辨	九六	重玉	一〇〇	榎葉	五五
陰葛	七四	重地紙	一〇〇	榎葉	五五
寛	五三・〇六・二八五	重波切車	九四	榎葉	五五
陰陽	七四	重菱	一一五	榎葉	五五
陰山	三二・五五〇	風早	一三五	榎葉	五五
勘解由小路	七五	笠原	四九・五七・〇・一三六	榎葉	五五
鉸具	九七	笠間	一〇	榎葉	五五
鉸具内ニ雁	七五五	風祭	三三・四六・四〇	榎葉	五五

加治木	一三六	加藤清正	五三三	川	一〇
梶田	五二・七四・二八〇	上遠野	七四・二八四	川	一〇
梶野	五七・六三・七三・一〇九・一一	金上	二四一	川	一〇
梶葉	二二	金窪	二四一	川	一〇
穀葉	八四三	金田	二八二	川	一〇
梶葉車	五二	加納	三〇・三七・五二・二八八・一三九六	川	一〇
梶原	一三三	金丸	六〇〇・八六・〇・一	川	一〇
梶菱	五二	要	八四九	川	一〇
堅魚木	六五・九六・二四四	金山	一四三	川	一〇
上總	一〇九	金山谷	一四六	川	一〇
勝田	三〇・三〇八	金輪	九四	川	一〇
勝部	三〇・三九六	金輪巴	一一六	川	一〇
勝磨	二八七	可兒	九六・一四六・一四四	川	一〇
勝本	六〇・九一	蟹	八三	川	一〇
勝屋	五七	蟹龍膽	四七六	川	一〇
桂川	三三・一〇五・二四六	金子	一五四・九一・四六八・五九・三三	川	一〇
桂山	一〇七			川	一〇
葛山	一七・七八・七九・八〇			川	一〇
加藤	五三・三〇九・三三・三七・四七			川	一〇

河村	六・五三・六三・九六・二八一 一八四・三三・三九七 五三〇・五三・八四九・九七六・二二〇八	楓冠木	七五	上妻	八〇七	龜井	一五三・三五・六四一・八五・二 八〇・二八七・二八八・二九五
樺山	一三六八	楓葉	一四〇	上條	一〇二・一三三・一三二八	龜字崩	八三
河原田	一七四・四四	楓丸	七七	神沼	六三・六五	龜田	一一一・三二六
石竹	七〇八	替冠圓	七六	神野神社	四三〇	加茂	六九六
瓦林	六〇〇	カボチャ	七五	神原	七三・一四四	カモアフヒ	四七・六九五
替楓葉	五七〇	カボチャニ三階菱	一三三	神部	三三・四一・八四七・九二五	加文字	一三九九
變唐花	一三三三	鎌一文字	一三三	上村	五〇・五五〇・七九七・一八〇・一三〇七	加茂宮	三二四・四一〇
甲斐源氏	一〇〇	鎌車	一〇四〇	上文字	一四〇一	鴨嘴祇園守	八五
甲斐庄	五八三・五八三	釜敷	九四	神谷	四九・四六・四六六・六五四・七六	加茂明神	四八
貝割菜	七四六	釜敷巴	一六五	上領	九八・八七・八四八・一〇〇・一一一	傘	一〇一七
合志	二六三	鎌田	一六五・四六・八四九・一八三・一三五・三五・一三五	閑院	四三	唐草輪	六七
合志ニ箸	九八三	蒲生	一七五・一八二・七八・七六六	閑院家略系	一三三	鳥丸	七八五
株竹	六五・六八	蒲生氏郷	五〇六	寒河	一五八・五七・一〇九七	鳥	七五
鹿伏兔	一六	咬合蝶	七五	雁木輪	七三	唐梨	七三
甲斐	六五	咬合蝶	八四	神田	五七・七五・二二・一三三	唐花	一四・一六・一三二
鑄矢	九二	神尾	五五・五九・六〇・六三・七	上林	五八・五九・六四・七九	唐花	一四
鑄矢違	一六	上三川	一八九	神戶	一三・八七・一七二	唐花	一五三・三三・二九四・一六
かぶる菊	三六	上坂	三三・三九	龜	六六・一四・六三	唐菱	一四

き

落葉松	九	木柏	五九	箕子	一四	吉文字ニ二輪	一五三
唐松	六〇六	桔梗	一五・三六・四一・四八・六	紀州鐵形	四一	吉文字ニ二環	一五九七
雁金	七九	桔梗萬字	一三三	岸本	六〇・一〇八	吉文字ニ三星	一五九七
雁梅	四九	菊	三三・三九	東車島	六六	吉文字菱	三九六
雁菱	七九	菊一文字	五七	木城	三三・三二	木津	一六
菊部	七九	菊唐草	七七	紀清兩黨	二九〇	龜甲	四・五九・五二・六・三二
カルバリ久留子	八二	菊九曜	五七	木曾	三二・四七・四八・五九	龜甲内ニ有文字	一四・三六・三三
紀伊家	一八・五五・六七・二六七	菊花	一三・一六・一五・一六・九	北角	一三六	龜甲内桔梗	一六
紀伊徳川	四〇	菊花中ニ三文字	八六	喜多川	三九・三四・四六	龜甲内ニ久文字	一四
喜入	一三六	菊水ニ二雁	九二	北島	一四・三三	龜甲内根菊	一六
木内	一三六・一四三	菊池	一六・八三・八〇・一〇六	北城	一三六	龜甲	六六
胡瓜	一五	菊二楓	一四	北野天満宮	四八	龜甲茶賞	七九
祇園神社	八九	菊輪	六	北畠	一六・二七	龜甲ニ菊	一三三
祇園守	六・三四・三四・八八・八九	菊輪寶	八九	北畠氏略系	一七	龜甲ニ桐	一三三
木賀	六二	岸	四六・六九・七五・一七一・一	北畠支流	一九	龜甲ニ三笹	一六〇
儀我	五三・〇〇	貴志	五八・四一・〇〇	北原	一五七	龜甲ニ六曜	一四七
儀俄	七七			喜多見	一三六	木造	四・五九・一〇〇・一八三

木原	〇・五九・五二・五三・七六・八五〇・一〇九・一〇七・二八六・三三五	杏葉桔梗	五八〇・五七・五九・九四六	桐車	七〇九・一五・一五・一七三・一九・三五・三三・三五・三三	九曜曼荼羅	三〇五
吉備津宮	七三三・三九五	杏葉九曜	七八・一五・四九	桐竹	四〇七	久貝	八〇・一八五
木部	五二五	杏葉牡丹	七八・五四	切竹	四〇八	九鬼	三九・四九・一〇九・二六・二八四・二四八・三四八
木牡丹	七六	香葉龍膽	四七六	切竹十文字	一三四・九七	釘	一〇六七
君鳥	七六	京極	一三三	切竹二菊	三六	釘拔	二九・五三・三四・七三・一〇
木村	三三・三八・三七・四四・四一	行用若荷	九四六	桐二風凰	八七	釘拔座金二挺	一〇五
木村郷	一三九	魚葉	四九六	桐二安文字	四〇八	釘下	一〇五・七〇六・九三・一五三・一
黃紫紅	三三・三三九	清岡	四九四・五〇〇	桐菱	四〇七	公家平氏略系	八四四
木室	一三五	玉兔	二七八	九曜	一三三	日下	六五・七四・一〇〇
銀香蝶	五三	清洲	三六六	九曜内二半月	三九三	日下部	六八・九二・二六七
木文字	一六三	清須	一〇〇	九曜	三六六・三九八	草野	一〇三・六七八
肝付	一六三	魚陽	九四六	九曜	七三	九字	六三・一〇九・一五三・三四七・一
木屋	一三五	清盛流	一三〇	九曜	七三	久慈	四七
行葉	一六〇・一六二・一六四・一六六・一六八・一七〇・一七二・一七四・一七六・一七八・一八〇・一八二・一八四・一八六・一八八・一九〇・一九二・一九四・一九六・一九八・二〇〇	吉良	一三〇	九曜	七三	櫛置	七三
杏葉		桐	一六・一九・二六・三三・四〇	九曜	七三	櫛田	一三〇

九七桐	四〇七	九字二引兩	一三三	纏十文字	一三三	窪川	七七	組菱	一九七
久鳥	五六・〇五九・一〇〇	九條	五三	九條	四九	窪島	八五	軍配扇	三三・四三・九
柳松	六〇	九條	四九	九條二條富小路醍醐家略系	四三	久保田	三二・三七・四六・六二・四	軍配扇二竹	九三
久志本	六〇・四〇・五二・六〇	工藤	一四七	國澤	五三	窪田	四三・四四・五五・六〇・九	久米	一五・九六・一三三・一六六
葛木	七〇	國澤神社	一五五	久野	五九・一八三・一八四・一七三	久保寺	一三〇	雲月二對鶴丸	七三
楠木正成	二六・六一	久野	五九・一八三・一八四・一七三	久間	五九・二二	久保	一三〇	雲二巴	二六
葛葉	七六	九戸	一四七	久保	一三〇	久保	一三〇	雲三頭左巴	一六〇
楠花	七六	欽形	九四〇	久保	一三〇	久保	一三〇	倉野	一三〇
楠浦	七六	桑島	三〇九・三三・四一・四六・四八	久保	一三〇	久保	一三〇	倉科	一三〇
葛卷	七六	桑野	三〇九・三三・四一・四六・四八	久保	一三〇	久保	一三〇	倉地	一三〇
久須見	七六	桑野	三〇九・三三・四一・四六・四八	久保	一三〇	久保	一三〇	倉知	一三〇
久岡	七六	桑野	三〇九・三三・四一・四六・四八	久保	一三〇	久保	一三〇	倉橋	一三〇
久世	七六	桑野	三〇九・三三・四一・四六・四八	久保	一三〇	久保	一三〇	倉光	一三〇
降鶴	七六	桑野	三〇九・三三・四一・四六・四八	久保	一三〇	久保	一三〇	倉崎	一三〇
朽木	七六	桑野	三〇九・三三・四一・四六・四八	久保	一三〇	久保	一三〇	倉崎	一三〇
崩蝶	七六	桑野	三〇九・三三・四一・四六・四八	久保	一三〇	久保	一三〇	倉崎	一三〇
久津見	七六	桑野	三〇九・三三・四一・四六・四八	久保	一三〇	久保	一三〇	倉崎	一三〇
櫛内三階菱	二九	桑野	三〇九・三三・四一・四六・四八	久保	一三〇	久保	一三〇	倉崎	一三〇
櫛くつし	八七	桑野	三〇九・三三・四一・四六・四八	久保	一三〇	久保	一三〇	倉崎	一三〇

久留	三七・四六・八七・八八・九一 五・九六	久留島	一九・八七・八七・七五・七五 一・九七	久留子	八七	栗栖	六五・二七四	車原	九七	車輪	一三六	胡桃	一〇〇	紅林	五三・八八	クレメント	一五・三五三	クロウズ	八七	黒川	四六・五三・八四・一〇五・一 二九七	黒木	一六〇	黒坂	二五・二八・二三四	黒澤	七五・三五・三五九	クロス・パチント	八八一	クロスレット久留子	八八三	黒田	六七・七五・三五・三七・ 四四・五五・五〇・六一・六七 七・九四・〇八・一〇八・一三 七四・二六	黒部	四一・〇四								
柳	九四	畔柳	一〇・三七・一四・二五・六 一・一六・一九・三三・三三・ 三三	慈姑	九・二〇・五九	荒神	五三	光琳梅	五	光琳酢葉草	五五	光琳唐桐	四三六	光琳桐	七五・四〇七	光琳玉	一〇九	光琳鶴	七五	花山院	六一	花山院家略系	六三	花山院支流	二四	勸修寺	三二・八七・二四・六五・六三 六元	勸修寺家略系	六元	寔内巴	二七〇	寔中菊八葉	三五三	寔永通寶	一〇八七	菅家	四七・五〇	菅田天神	一九三	觀世	一五	銀輪	六
け	六・九八	磐内三巴	一七〇	景教	八八	莨菪	四六	莨菪	四六	展洲濱	九九	月像幢	三七	劍葵	三七	劍梅	四三	劍銀杏	六六	劍梅鉢	九三・九五・四九一	劍梅酸草	五	劍酢葉草	六・五三・三六・五五・九 七	劍桔梗	五三・九七	劍菊	三七	劍鏡	八三	懸魚	一一三	源空	九四								
劍五葉唐花	一三三	源氏	三	源氏香圖	一九・二四・三 七	源氏車	六・三五	劍蛇目	九四	劍丁子	六三	劍巴	一五三・二五	乾卦	一四三	劍花葵	六二・二九	劍菱	二四・二九	劍木瓜	三																						
小早川秀秋	四四	小林	四〇・五〇・五四・五五・六三 三・七九・八〇・八四・八四・九 一〇一・一〇六・一八五・三一 五・三四・三四・三五・一 三六	鯉	一四	五本格子	一一五	五本鷹羽	八三	五本立稻穂	六三	五本骨扇	三九・九八	五本骨扇二月丸	三九〇	五本骨扇二子持筋	五三	五本松	六五	五本瑞籬	一一一	小堀	三六・三五・二九五	高麗	五九・一四一	獨樂	一四一	駒井	一一三・一〇六・二三八	五枚鷹羽	一四九	五枚根笹	五五	駒木根	一〇四	小股	八〇						

五葉木瓜	二六六	五葉龍膽	四六	古賀	一〇〇・一〇五	久我	四七・五三	久我支流	一一八	五階菱	二九	五角栴檀	五三	五角琴柱	一〇七	古河衆	六九	五行	六三・二四八	御形	六三	御鏡	六三	國府	一三	國分	一四六・一〇一	黒餅	六七・三九・九〇	石持	九〇	黒餅二洲濱	一〇一	石持ニ上藤丸	四〇	黒餅ニ八文字	二四七	黒餅内蔵	七四	極樂寺	一〇三	國領	五二・一〇三	五劍輪寶	八九	五銚	九一
九梵	一一一	九鱗	一〇三	九丁子車	六三	九菱	一九七	小里	五九	小坂	三九・四六・二八・一四六	五三桐	四六	高志	八八	五四桐	四七	五七桐	一一・四〇六	小柴	三九・四九・五五・一〇九・一 二四	兒島	三六・六六・二八六・二三六	兒島	三六・七七・六六・六〇・六四 五・七七・〇六・一〇・三三 九・二五・二六・三六・一 三八・二四・四一	小島駿河入道	七・一八九	小菅	六三・七三・九八・三〇七	巨勢	四六・二九七	後醍醐天皇	五二	五島	五三・一〇三・一〇六・二四四	小谷	五九										
兒玉	一五・五二・五二・二六八	兒玉氏略系	九三	兒玉黨	三・一四・九〇	五段梯子	八・一〇六	小知	六五	古津	二五	小槌	一〇五	五條	一六・一四・六〇	胡蝶	八三	小寺	一一	五藤	五二・一〇五	後藤	三三・四七・四九・八九・六 三・一〇六・一〇七・二七三・ 三三・三七〇	五德	九四	五德柏	五九	琴柱	一〇七	後鳥羽上皇	三九	小西	六三・六三・二九七	近衛	二八・五二・八九	小長谷	三九・四一・四四・五六・三 〇・二九六	小早川	一五三・一〇三・二六一								
小早川秀秋	四四	小林	四〇・五〇・五四・五五・六三 三・七九・八〇・八四・八四・九 一〇一・一〇六・一八五・三一 五・三四・三四・三五・一 三六	鯉	一四	五本格子	一一五	五本鷹羽	八三	五本立稻穂	六三	五本骨扇	三九・九八	五本骨扇二月丸	三九〇	五本骨扇二子持筋	五三	五本松	六五	五本瑞籬	一一一	小堀	三六・三五・二九五	高麗	五九・一四一	獨樂	一四一	駒井	一一三・一〇六・二三八	五枚鷹羽	一四九	五枚根笹	五五	駒木根	一〇四	小股	八〇										

小松	三六・三三	御紋内	二七七	嵯峨源氏	二一九
五味	五九・三三九・二六六	小紋村紺	一三〇七	坂田	三六五・二五〇
小南	四一・二八五	小森	五〇・五〇三・五二六・六〇〇	杯	一〇五
小宮	三九・三三九	五輪塔	九	座金	一〇五
小宮山	四六・五八・六五・八四・九	ゴルドン	六〇・一〇五	坂野	三〇九
小村	五・二二四	維將流	八七九・三三〇	坂上	二〇〇
金剛杵	八五〇			酒勾	四六六
權太	九〇			坂原	六二・二八六・二五五
近藤	三二四・七九〇			堺	四六・七〇
	四一八・四六四・四六六・四六六			坂野	四六・二八六・二五五
	二・六五・七三・七五九・八八			境野	六〇・二八六・二五五
	八〇九・一〇八・一〇六・一〇三			坂部	四六・四三・六三・七三・三
	〇四五・一〇七・一〇九・一〇七			酒向	〇九・一三三
	一・三四四・二五〇・二九七・三			坂本	一四四
米田	二七・三九七・一四六			酒依	三三・四六・六六・八七・八四
兒文字	五九・九五五			相良	八・九四・一〇三・一〇三・三
子持龜甲	一五三・二五五			下藤丸	一六
子持丁子	一三四			下藤丸ニ加文字	二〇六・二二七・四四
子持巴	八三			下藤丸ニ三階松	七六・四三
子持葉抱澤瀉	八四・二六五				
子持分銅	五四七				
子持輪	一〇九				
子持刺終	六七				
	六四六				

下藤丸ニ三日月	一九三	佐藤	一八五	佐原	一八五
鶯	一〇四	佐佐木定頼	八・一〇六・一一三・一三四	佐原	一八五
向坂	一三六・三六・三九四	佐佐木支流	三九七	佐分	一三三・二四三・二四六・三三
磯矢	一三六	佐佐木氏略系	二八三	佐伯	七三
先制矢羽	九三	佐佐木高綱	一三六	佐伯	七三
作州菅家	五〇	笹車	六六	佐伯	七三
佐久間	一八・三〇九・三三・三三・一一	笹潮	四八・三・六三・一一三	佐伯	七三
櫻	八三・三四・三四九・二五五	佐佐布	八九	佐伯	七三
櫻井	五・三四・七〇	笹二瓶子	八九	佐伯	七三
櫻九曜	三二・三四・九八・四五・四五	笹部	二〇八	佐伯	七三
石櫛	一〇〇	笹山	三三・六三	佐伯	七三
座光寺	五〇・八〇	笹山	三七四・二八六・二四六	佐伯	七三
笹	二六・三六・三四八・六三・七	笹龍膽	一〇六	佐伯	七三
佐佐	四	笹司	二二・八・七三	佐伯	七三
佐佐井	五〇・三六・六〇・二六六・一	指田	六〇〇	佐伯	七三
螺	四七	佐田	三六・三三・七六・一〇六	佐伯	七三
佐佐木	三三・三九・三三・三七・三九六	佐多	二二六	佐伯	七三
	四三・四四・五一・六三・七	佐竹	三〇・三三・五九・三六・三九三	佐伯	七三
		貞衡流	一〇	佐伯	七三
		佐治	七六・八九・一〇三	佐伯	七三

三段梯子	八八・二〇六	獅子頭	八五	篠木	八四九・二八四
三重輪	七	穴戸	二八・二〇〇	篠崎	五三
三條轉法輪	一三五	獅子ニ牡丹	二四・三五・四八・五二	篠深	五〇・三五五
三羽鳥	七七八		三・七四七	篠田	五五
三羽雀	五三三	獅子丸	二二	篠原	一三六
三羽雀丸	六元	獅子圓	五	篠宮	三六九・三四四
三羽鶴丸	七九五	信太	一五	篠山	五三三・三四四
三本深瀉	五四七	羊齒	一四	斯波	四三〇・三七四
三本傘	一四八・二〇七	齒	七四〇		二六・四七・四九・五三・三
三本杉	一三七	蘇丸	一五	芝	三三・三三五
三本鷹羽	一五八・八三	蘇樂	三七三・五三・二〇六・三二・	柴崎	五三・三五
三本立杉	八三	敷地天神社	四六	柴田	一四六・三三・四六四・四七・五〇
三本立矢	九二	慈光寺	一八・四八	柴野	一・五五・六・六三・五五・六五・
三本連鷹羽丸	八五	重清	一五	柴村	七〇・九七・九八・九八・三
三本並疊扇	一〇八	重田	五〇・五三・五五・一三・	柴田勝家	一五・二七・一三六・一三九
三本松	五・六四	重富	三九七		七九七
三摩耶形	七四八	茂野	八〇七	柴山	四二・〇九・一八二
三文字	八七五	滋野	三五・五二	織半	四六・五三・九四・二八二
三文字ニ本松	六九	滋野井	一三	四半	九四
三文錢	一〇八・一〇九	滋目結	一三五五	芝山	三三・三六・三六・一〇三
佐山	三〇九・三四・三〇・五元・二	繁盛流	一三		一四・三八・三三・一〇三・
晒布	一〇四八	時宗	八七三	品川	四九・三四三
佐脇	二八・七三・四八				

椎名	一〇〇	十六鷹羽車	八〇五	志村	一三三・三四八・三四四・四一
椎屋	二八〇	十六目石	一〇六	進	三
十一菱	二九七	十六目結	一五〇	神	六六九・八四〇・三三八・二六六
十一枚棕櫚	六七九	鹽入	九〇・二七五	新開	六〇・三九・五七・一〇〇
濠江	六九・一三七	鹽田	五〇三	震	六〇・六九・二八・二二六
十曜	三九六	鹽谷	七九・二八三・二九〇・二二六		
濠川	一三四・三三五	鳥崎	四・五・六〇・六三・八四八・六		
濠河	三九六・二三元	鳥田	三・一・四三・四三・四三・四六		
十五枚笹	六六	鳥津	四・五〇・七三・七九〇・九九三		
十三七桐	四〇六	鳥津氏略系	一八〇・二〇六・三〇三・三九		
十三本松	六〇五	鳥津忠久	一三・一七〇・四三・五八七		
十三枚棕櫚	六七九	鳥津牡丹	二・二四九・三三五		
十四葉一重葉菊	一九二	鳥真	一五・九二		
十字架	六・八七・八九・一三五・	鳥村	八・七三・七三・七六・三三		
十字符	一三五五	清水	三・四・四三・四七・五〇・五三		
十二日足	二六五		八・五二・五九・六〇・八〇・		
十二目結	八八八				
十文字	三・一三・三三・七九・三三				
十文字呪符	一五八				
濠谷	一三三・六四・〇九・四三				
十六銀香	六六八				
十六葉の菊	三三三				

蛇目九曜 九三〇	城井 一六〇	菅原 七・二三八・四四四	藤 三・六五五・一六五
蛇結 三五	白銀梅 四八六	菅原氏略系 四九四	藤 一〇〇
紗紋形 一三七	白黒一文字 一五・一三三	菅生 一〇三	助任 一〇〇
車輪 三四	白符 三	菅生 一九五	洲西 一〇五
軸丁字 六四	白須 三二・八八・二九五	菅谷 一九九・七〇・三三・五三・五三	周西 一〇五
壽字 六	白鳩 七二	八・二八七・二二五	鈴木 五九・八六〇
棕調 六八・九七		五九・五〇・六四三・八〇・三〇	五九・一四一・五七・七二・六五
棕調葉 六六		四・〇七六・一八一・三〇八・一	四〇・四六・四六・四六・四〇・五
宿久 一三三		二五・三三三・三四六・二四九	三七・五九・三三・六四・六四
白井 五五・六六		五七・二三八	九七・八三・六〇・一〇〇・一一
白井衆 一四三		四六七	八三・二六・二四三
白石六郎 七六三		三九・七九・二八八	七〇
白川 六四		六三	七〇
白河結城 二七四		一五・六四・七二・八四八・九〇	七〇
白戸 六〇		八・一六一・二八三・二四三	七〇
白旗 六七八		一三〇・二四四	七〇
尻合杜若 六六		三九・七九・二八八	六九
尻合三橋 五八		六三	六九
尻合三丁子 六三		二五・三三三	六九
尻合三萬 五五		一五〇	六九
尻合三結雁 六		一〇六	六九
尻合結雁 七六		九七	六九
尻合蕨荷 六二		八六	六九
尻原 二九〇		七六・五五・七六・九六・一〇五	六九

す

須田 四三・五三・八四六・一〇七・一三三・三二九	洲濱二山文字 一五・一〇〇	晴明結核 一四三	千賀 一〇一
筋違 一〇八	洲濱輪 七	清和源氏 一三	美光寺 四〇
直達切竹 六二五	諏方明神 五・五六・一〇六	清和源氏支流 一六	千家 一四三・二三
直達矢筈 九八	敷原 七九・八四	政和通寶 一〇七	淺間神社 六八〇・九九
筋無桐 四九	周布 一五	少貳 一〇六・六三	先開菱 二二六
須藤 三〇・二七三	鷲見 一四・五九	瀨川 一〇五	仙石 一七四・七三・四三・五三・五三
首藤 一三三・二三五	隅入折敷 八六	一六・一七・三五・四二・八五	千秋 六〇・三三・五八
首藤山内略系 一三三六	隅入角 三	四・八六・八四・〇五・一八	千田 九六・三三
ストレール 一〇一	隅切折敷二巴 八六	三二・四九・三四・二七・一	聖アンドリュウ久留子 八三
角南 三〇四	隅切角 三	一三六	剪夏羅 一〇〇
諏訪 八八・四・五七・五七・六〇	角倉 二八七	五五・八四八	仙波 三九・五二・五三
諏訪柁 七五・七〇・七六	紫花地丁 七二六	一〇一・二八三	千本 四四・四三・一〇三・二五・一
諏訪神社 二四二	陶山 一五三・九九・一六九	八七	施樂院 六三
諏訪鶴 六四		二五三	芹 六五
諏訪部 三三・七三・七四		二四四	芹澤 三八・二七三
洲濱 一五・一六・四一・三三・九		五二・一〇五	
六		四九・一〇三・三四三	
鄰瓜 九六		一〇七	
鄰瓜 七六		一四九・一〇〇・一〇八	
鄰二巴 二七〇		五三・二五	
鄰二個の山文字 二六九		五七・五八	

せ

そ

曾 雄	六三・三九五	大膳亮	一三四	高倉家略系	一七三
袖 岡	五三・八二〇	大 導	八四九・一三四	高 志	一三六
外 向 六 鑲	九八九	大 中	一五三・一五五・一四三	高 島	六三・四六五・六三三・七五三・二八
外 向 六 鑲	九八八	大 紋	二〇五	高 瀨	八〇七
曾 根	三〇九・三四・五六・一三六・一 一八〇・一八四・二一〇五・二一〇六 ・二一〇	大 文 字 二 連 錢	一六四	高 田	四六・五七・五七・八四七・三
曾 彌	二八〇・二二八	唐 團 扇	一六〇	高 津	九・一八・三三三
曾 池	一三三	唐 桐	四三	鷹 司 丹	五三・五三六
曾 田	一〇〇・一三七	堂 字 崩	一四二	鷹 司 丹 丹	五三
曾 部	六七・九五・二一〇九	唐 人 笠	一〇〇	鷹 司 丹 丹	八四七・三四五・二〇三
傍 折 敷	八六六	鷹	八〇一	高 月	四四
傍 折 敷 二 縮 敷 斗	一〇〇七	多 賀	五三・五三・五三	高 辻	四四
傍 折 敷 三 文 字	八七	高 井	五三・七六・二八・二四一	高 梨	一四一・八〇〇
祖 父 江	五七・一〇三・一〇三	高 尾	一三三	高 輪	一五六・三六六
添 田	七九	高 川	九五一	高 野	二五二
曾 谷	五七・五三・一〇三	高 木	三九・三九・四三・四三・五〇	高 野 香 葉	五
反 町	一四三・三三・五七・七六	高 城	一八〇・一八六・二八五・二四八	鷹 羽	五・一六・二八・二七・三三
		高 倉	四七	鷹 羽 井 折	三六・八〇一
		高 倉 寺	五九・三三七	鷹 羽 車	八〇五
		高 倉 喜 天	六九	鷹 羽 蛇 目	八〇五
		高 倉 第 十	九八	高 橋	一四四・四四・五二・五九・六〇

高 階	〇・六三・九九・一〇三・一〇三 三・一〇五八・一三二・三六三・一 元五	抱 稻	六六六	武 川	八四七・三〇八
高 島	五九六・五九・一〇〇〇・一三九 一五九・九二・一〇〇一	抱 海 老	八三三	武 崎	二八〇・二五七
高 林	四〇九・五九六・六九・六四三・八七 六・二二四・三三・二四四・一 四二五	抱 車 前 草	七五五	竹 島	六二
高 種	三〇九・三三・二八二	抱 澤 瀉	六二六	武 島	三三三・五三三・二〇四
高 松	一三三	抱 杜 若	六三	竹 田	三〇九・三〇三・四七・四三・六〇 九・一一〇
高 宮	七九五	抱 桐	七七一	武 田	一四六・一八〇・二八五・三〇 七
高 棟 流	一三三	抱 三 枚 柏	五九一	武 田 信 玄	三六
高 室	四三・三四・三二八	抱 棕 櫚	六七九	武 田 支 流	一四
高 屋	五三・八四七・二二・二〇八	抱 大 根	六六一	武 田 氏 略 系	一〇三
多 賀 谷	一三九・七三六・八七七	抱 鷹 羽 二 引 兩	八〇三	武 田 元 信	三九七
高 安	六五〇・七五九・九七	抱 鷹 羽 九	八〇五	竹 中	六〇・九三
高 柳	四六	抱 丁 子	六一	竹 二 雀	六五
高 山	一三〇・三七・四六・五二・七三 七・八八・一八・二三四・二二 八五	抱 角	七五九	竹 二 岩	三三・二四・三三・一六六
瀧	九四・一〇九	抱 波	三三	竹 二 飛 雀	六三
多 紀	四一〇・五〇	瀧 野	五三・五三・五三・九五・三 四	竹 二 虎	三三・六五
多 喜	一三四・一七一	抱 萩	七〇一	竹 二 雛 雀	九一・六二
抱 銀 杏	六八	抱 柵	六八	竹 二 雁	四〇・五〇・四九
				竹 丸	一五三・六三・六四・六七

竹丸ニ銀甲 六四	竹丸ニ桐 六四	竹丸ニ鳩 七三	竹丸ニ割菱 六三	竹葉丸 二四	建部 三七・四三・五三・六三・八四・八四	武部 一〇三	竹村 五八・四九・六九・三三・三六	竹本 五八・五八・一〇三・一〇三・一〇六・一〇六	竹屋 六五	竹輪 六五	竹輪ニ桐 二五	多胡 二五	田子浦 三〇	大幸少貳 二八〇	田澤 一〇五・一〇六・一〇六・一〇六	田島 六一・二四九	田代 五七・五九・二〇八・二八八・三九・四一六	多田 一三三・三三・五九・四三・五九・五九・一七五・一八七・二八〇・二八〇・二八〇
タダの紋 一七	多多瓦 一三〇	立葵 一三三・三六・四三	立綱 一〇五	立澤瀉 五七	立杜若 六三	立大根 六九	立鶴 七三	立花 八四・八八・九三・九三・九四・一〇	立花香葉 五	丹比 五〇	夕チビ 六五	多連比 六五	立風風 八六	多治見 五九	辰市 一三・五〇			
田付 七九・八九・三三七	龍崎 一三六・二五五	龍田川 三三	伊達 五九・九二・一三三	立波 一四七・一六八・一七四・一八一・一九	伊達 二・三〇七・三二〇・三三三・三三三	立石 三九・二八五	節野 四六・六三	節野 四六・六三	節野 四六・六三	節野 四六・六三	節野 四六・六三	節野 四六・六三	節野 四六・六三	節野 四六・六三	節野 四六・六三	節野 四六・六三	節野 四六・六三	節野 四六・六三
田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三	田邊 一三三・三三・一三三・一三三

ち

田村 一三・一四六・三二五・三三三・四一	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三	田村 七・四三〇・四六・五三・六三
智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七	智惠輪 一〇七
違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九	違大根 六九
近山 一三六	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇	千木 一〇九・三三〇

長	一四九・三八・六六・一〇八・一 一三三	長劍梅鉢	九三・六三	都築	九三・九三・一〇〇一
丁子	一五〇・二五・六二	丁子車	六六一	都築	三二九・五五・六四・一〇九・一 三九四・二五五・一四六
丁子車	六六一	丁子井桁	六六四	筒井	一三三・一三三・一四八・五〇 二・六八九・九九・二四九
丁子車甲	六六三・六六四	長字鶴	一四三	筒威園守	八三三
丁子巴	六六三	丁子菱	六六三	堤	一四一・六八・五三・七四六 四七・六三
丁子梅鉢	一六六・四三	長曾我部	一三九・五三・五三・六六 三三・九六	包慶斗	一〇〇
打版	九〇六	打版	九〇六	繁五	三九
打版頭	九〇八	津輕輪寶	八九九	繁九目結	一八二
定紋	九〇三	月形蝶	八九三	繁四目結	一八二
茶釜	一〇五	月二杵	一〇一	恒川	九二
茶壺	一〇五	月二九曜	一〇八	恒川	五〇・五〇・一三九
茶寶	一〇五	月三引兩	一〇八・九一	恒田	五三
中興	一〇五	月星	一〇八・四六・五八・六六・六 二・九六	常見	六〇・一四五
中車	一〇三	月見草	一〇七	角田	三〇
		築山	一〇九	角巴	一〇〇
		津久井	一一二	山茶花	七四

椿井	三三三・八三二	蔓二葉唐花	一三三	蝶星	四七・八三	東儀	五三・六三・一八七
燕	一〇四	蔓藤	四六一	蝶圓	六五・八三・一三・八六 八五八	藤堂	五〇・六九・六五・五五・四 一四
津布久	一〇一	弦卷	一三〇・九〇	蝶九瓶子	八五八	東條	四三・七〇・一〇五・一三六 一三三・一〇〇・一三三
圓井	一三二	弦卷二邊鷹羽	八四	蝶菱	七六・八四	富樫	一四九・三〇・三〇・九・五七 四九・五〇・六五・二六・一 二四六
壺井	三七〇・五九・一〇七・一三四	弦樹	一〇三	田字草	六〇	戸川	四九・五〇・六五・二六・一 二四六
坪内	六九・一〇一・一〇二	鶴丸	三六・二九・八九・三三・七 三二・四五	天地	一四六	土岐	一四〇・六三・三四・七二・九 六四・三三・五三・三六 一四八
坪田	四七	鶴見	三二・四五	天竺	一四六	土岐桔梗	五四
妻木	三六・五九	蔓桃	七四	天滿宮	三三	時田	七七
妻住	八七	蔓龍膽	四六	天王寺	六三	常田	七七
露	九			寺尾	四二・七三・二八・一三三 七六	常葉	一三八
露點	六三			寺倉	一五・八四	土岐流	一五
釣鏡	八三			寺澤	一五・八四	德川	一八・七四・四〇・六六・九 七・一三五
釣巴	一六五・一六九			寺島	四〇・九七・一一一	德川家康	五九
鶴	五三・五三・七九・七九・三九			寺西	一八・一四五	德川氏略系	四七
蔓葵	七			寺町	九九	獨鈷	九一
蔓銀杏祇園守	四四					德里	一三四
蔓柏	五九・九一					德大寺	三四・三三・一七一 八七・八七
蔓柏二源氏車	九七					德富	
蔓下藤	四九						
鶴田	五九・七九・〇九						
蔓丁子	六六						
蔓葛	五〇						
蔓花菱	二九						

德永	六五・一〇三・一〇三	遠山	五六	巴	三三・二九・二九・二六	豊臣秀次	五三
徳山	五三・一〇三	遠山	二六・五七・九三・一〇〇・一〇一	巴	三三・二九・二九・二六	豊臣秀吉	三三・五三
徳力	四四・六三・二八六	遠山	一五・三三・二四六・二四六	巴	六〇・二六・三三・二四〇・二四八	豊永	一八・一三〇
戸澤	七〇・三〇・三三・七〇・二九	遠山形	一三六	納給	一一九	豊原	五三・九三・六六・六三
利仁流	三・四一四	戸祭	三九・五三	巴梅鉢	一一九	鳥居	七六三・八四八・一〇一・一〇四
戸田	一三五	止蝶	八四一	巴桔梗	一一九	鳥居鶴	七八四
戸田	三二・三九・三二・三二・三二	富岡	三三・四六・二六六	巴桐	一七〇	鳥居三鳥	一〇四
鎖金	九・四七・六〇・六三・六四	富澤	三九・三二・一〇五九・二五二	巴字	一一三	鳥居三雀	一〇四
栃木	七六・九三・九三・三五	富田	三六・五〇・六一・八九・九三	巴字丸	一一〇	鳥居三巴	一一〇
栃淵	九八七	富地	一一・二四・三六・三三九	巴二柏	一七〇	鳥居三二羽鶴	九一
戸塚	三三	富津	七二	巴二上文字	一七〇	鳥居ノ上ニ鳩下ニ鹿	八六
戸張	七六	富永	二〇八	巴木瓜	一一六・二六九	鳥山	五八
土肥	八〇九・七九〇	富小路	二七・七二・四一・五三・二	豊田	一三六・二六	内藤	一五・一七・三三・三三・六九・七
問田	一三六	富小路藤	一三・三三・二六・三六・二	豊島	一三六・二六	中坊	三三・四〇・二八・四九・四九
飛雁	六五・七六	富松	二七・二七・二七・二七・二九	豊岡	一七三・二九・一三三	長濱	一三三
飛蝶	一八二	富見	五九・四六・二四四・四二五	外山	一七三・二九・一三三	中原	二六・九三
飛鳳	七九五	富安	五九・四六・二四四・四二五	鳥谷	一七三・二九・一三三	永見	八〇・〇八四・二四
遠雁	一四一・三七・七五	フン・ドワルテ	四〇	鳥谷	一七三・二九・一三三	中結祇園守	八九〇
		蜻蛉	八三	豊臣朝臣	一七三	中御門家略系	九三

な

永井	一三〇六・一三〇九・三三六・二四	中川久留子	一三七・一三三九	永田	四七・六三・六〇・六三・一〇	中御門家略系	九三
中井	九・三六・一三九四・一四五	長木	八八	永	六〇・二五・一七三・三三・七	中坊	三三
永井	四九・五八・五三・二九七	長九曜	三〇九	長瀧	二八八・二四四	長濱	一三三
長井	三三・三三・三三・三三・三三	永倉	七九七	中津	一八五・一三〇	中原	二六・九三
長井	九・七三・八〇・八〇・一〇三	中黒	六・七八・一三三	中津木瓜	八〇・三三〇	永見	八〇・〇八四・二四
長井	三九・三九四・三九・四〇九	長崎	五八・二四・五・四六	中條	四三・五三・六三・七九〇・一〇	中結祇園守	八九〇
長井	三二・二八・一一三・二二〇	長坂	四二・九三・二二四・二二八	永富	〇・一八・二〇七・三三三	中坊	三三
長家流	一三九四・三九・四二	中澤	五三・五七・五七・一〇三・一	中西	三三	長濱	一三三
中内	五〇・一〇五七	仲澤	一三・一八〇・三三	長沼	五三・五三・七〇・八二・九五	中原	二六・九三
中尾	一〇三	中島	八八	中根	四一・五三・五三・二七六	永山	一〇一
中尾	一五〇・五八・六五・八一・四	長澤	六二・七九・二八六	中野	四一・五三・五三・二七六	永山	一〇一
長尾	一〇三	長島	一五三・三六・三三・四六・四六	永野	九八〇・八四八・八四九・二四六	永山	一〇一
中尾	一〇三	長島	四・五七・五三・五三・六九	長野	四六・五三・五三・二七六	永山	一〇一
中尾	一〇三	長島	六三〇・六五・九三・一〇九・一	中野	四六・五三・五三・二七六	永山	一〇一
中尾	一〇三	長島	一八〇・二八四・二〇五・二〇八	中野	四六・五三・五三・二七六	永山	一〇一
中尾	一〇三	長島	一三・二五・三三・三三	中野	四六・五三・五三・二七六	永山	一〇一
中尾	一〇三	長島	五三・一八四	中野	四六・五三・五三・二七六	永山	一〇一
中尾	一〇三	長島	四〇	中野	四六・五三・五三・二七六	永山	一〇一
中尾	一〇三	長島	六〇〇・七六・一〇三三・一〇三三	中野	四六・五三・五三・二七六	永山	一〇一
中尾	一〇三	長島	一五七	中野	四六・五三・五三・二七六	永山	一〇一
中尾	一〇三	長島	八〇七	中野	四六・五三・五三・二七六	永山	一〇一
中尾	一〇三	長島	九五一	中野	四六・五三・五三・二七六	永山	一〇一
中尾	一〇三	長島	八三・三三〇	中野	四六・五三・五三・二七六	永山	一〇一

三三

中輪	空	七桔梗	三五三	南條	一五五・四六五・七三〇・七〇八・四	成瀬	四六六・五三〇・五四一・六三三・三
柳	六五八	七月	二九一	難波	八・一〇五	名和	九六四
竹	二九・一四・五八	七巴	一六九	南部	五三・八七六		
名倉	六〇	七引兩	一三六	南部鶴	一〇〇・一〇七・一三九	仁賀保	三三三・四六四・二二四
名越	一〇九	七目足	三六五	行方	二八五	西井	三三・七・六〇・六三・七三
奈佐	一〇七	難波田	三六四	蛸鱒巴	一五五・二六	西尾	四一四・六五・六〇・六四・七〇
梨沼	七三	鍋島	三三三	檜岸	一〇五・二八六	西大路	三・一〇五・一〇七・二八七
奈須	六三	鍋島香葉	九五一	檜村	九・九七六・二三四	西	八〇八
那須	二八三・二三五・三六	鍋島牡丹	五六一	並扇菱	一〇九	西	四一四・六五・六〇・六四・七〇
那須支流	二二	鍋釣	九六六	並九曜	三〇九	西	三・一〇五・一〇七・二八七
齊	六七	生首	八七七	並鷹羽	八〇三	西	三・一〇五・一〇七・二八七
夏目	九・七二・六六・二四八・三	波切車	九三三	並菱	一七七	西	三・一〇五・一〇七・二八七
撫角	〇〇・三三八	波巴	九四	並柘	六四六	西	三・一〇五・一〇七・二八七
撫角	七三	波二兔	三五五	並瓶子	八三	西	三・一〇五・一〇七・二八七
撫角	一〇八	波二千鳥	三五五	檜葉左京亮	七三三	西	三・一〇五・一〇七・二八七
名取	二九・一四〇・二五・二六七・八	浪二月	三五五	成田	一六・三九二・四一・四七・五	西	三・一〇五・一〇七・二八七
七種	六六	波二燕	三五五	成宗	四・八七四・二四九・二五二	西	三・一〇五・一〇七・二八七
七梅	一三〇	波二落標	二二六	成島	八八・一〇三	西	三・一〇五・一〇七・二八七
七酢漿草	五四	波丸	六・三三			西	三・一〇五・一〇七・二八七

西谷	二五三	蛇河	次三	二本松	四四・五五	根有棍葉	七二
仁字	三三三	二宮	五七九・八六	仁和寺	一三三	臥牛	一一五
仁科	六五三・二〇六	丹羽	一七四・四九〇・四七・五三・六	二文字二結脈	七九・九三〇	根岸	三九・三九四・四二・六三・五
西野	七三	二羽雁	九二	二文字三星	一三三	根來	四・七三・九三
西洞院	一三・八四	庭田	二八・四六	輪井	一六三	根來寺	五八・三三六・二六九
西牧	五七〇	二羽鶴	九一	仁和	一四・五九	根來寺	一五
西山	〇・八四・七三・二八八	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
西四辻	一三三	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
二重九曜	三〇九	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
日像	三六	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
日輪	三六	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
日蓮宗寺院	五五九	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
仁木	一六・九六・六〇・二五九・一	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
新田	三三・三三・三三	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
新田義貞	一三三・一三三	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
新田流	一三三	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
入野	六〇・一〇六・三六	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
二條	四六	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
二條藤	四九	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
仁戸田	三〇一	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六
蛇川	三三・二六・三二・二四	二羽鶴丸	七七三			根來寺	六四・六六

野一色	二八七・二三八	野宮	六三三	野野村	九九四	野野山	四二・六〇・三四・三六六	野邊	四六・二四六	延野	二三四	昇降の雨龍	八七	昇降龍	二四九	昇鶴	七九三	野間	五八・五八・九五・九六・七	野町	七・三二・二七三	野見	四〇・三一一	野村	三三・三七・四〇・五二・七	野尻	九・八四・八四・〇〇・一〇・八	能勢	六・一八・一・二七・二八	野田	四九・四九・五〇・八〇・三	野梅	七四六・八五〇・一〇七六・三二一	野中	一五・二四・三〇八	野條	六五	野中	一五・二四・三〇八
野	二八七・二三八	野	六三三	野	九九四	野	四二・六〇・三四・三六六	野	四六・二四六	野	二三四	野	八七	野	二四九	野	七九三	野	七・三二・二七三	野	四〇・三一一	野	三三・三七・四〇・五二・七	野	九・八四・八四・〇〇・一〇・八	野	六・一八・一・二七・二八	野	四九・四九・五〇・八〇・三	野	七四六・八五〇・一〇七六・三二一	野	一五・二四・三〇八	野	六五	野	一五・二四・三〇八		
野	二八七・二三八	野	六三三	野	九九四	野	四二・六〇・三四・三六六	野	四六・二四六	野	二三四	野	八七	野	二四九	野	七九三	野	七・三二・二七三	野	四〇・三一一	野	三三・三七・四〇・五二・七	野	九・八四・八四・〇〇・一〇・八	野	六・一八・一・二七・二八	野	四九・四九・五〇・八〇・三	野	七四六・八五〇・一〇七六・三二一	野	一五・二四・三〇八	野	六五	野	一五・二四・三〇八		
野	二八七・二三八	野	六三三	野	九九四	野	四二・六〇・三四・三六六	野	四六・二四六	野	二三四	野	八七	野	二四九	野	七九三	野	七・三二・二七三	野	四〇・三一一	野	三三・三七・四〇・五二・七	野	九・八四・八四・〇〇・一〇・八	野	六・一八・一・二七・二八	野	四九・四九・五〇・八〇・三	野	七四六・八五〇・一〇七六・三二一	野	一五・二四・三〇八	野	六五	野	一五・二四・三〇八		
野	二八七・二三八	野	六三三	野	九九四	野	四二・六〇・三四・三六六	野	四六・二四六	野	二三四	野	八七	野	二四九	野	七九三	野	七・三二・二七三	野	四〇・三一一	野	三三・三七・四〇・五二・七	野	九・八四・八四・〇〇・一〇・八	野	六・一八・一・二七・二八	野	四九・四九・五〇・八〇・三	野	七四六・八五〇・一〇七六・三二一	野	一五・二四・三〇八	野	六五	野	一五・二四・三〇八		

幡野	七九・二二九・三四五・二九五・二五〇	波多野	五五〇・六五	巴且杏	一〇〇	八曜	一〇九・三〇四・三九八	八劍	九七	八劍輪寶	八九八	蜂須賀	一六五・四三〇・五九八・九	蜂須賀齊裕	二・五九六・五九八・三九四	蜂須賀正勝	四四六	八段鞠挾	一〇六	八條	二六・七三	八戸	一四七	蜂巢	四七・百三	八羽鳥	七七八	八本格子	一一五	八本骨風車	一〇七五	八本骨源氏車	九七四	八本瑞籬	一〇一	八本矢車	九三
幡野	七九・二二九・三四五・二九五・二五〇	波多野	五五〇・六五	巴且杏	一〇〇	八曜	一〇九・三〇四・三九八	八劍	九七	八劍輪寶	八九八	蜂須賀	一六五・四三〇・五九八・九	蜂須賀齊裕	二・五九六・五九八・三九四	蜂須賀正勝	四四六	八段鞠挾	一〇六	八條	二六・七三	八戸	一四七	蜂巢	四七・百三	八羽鳥	七七八	八本格子	一一五	八本骨風車	一〇七五	八本骨源氏車	九七四	八本瑞籬	一〇一	八本矢車	九三
幡野	七九・二二九・三四五・二九五・二五〇	波多野	五五〇・六五	巴且杏	一〇〇	八曜	一〇九・三〇四・三九八	八劍	九七	八劍輪寶	八九八	蜂須賀	一六五・四三〇・五九八・九	蜂須賀齊裕	二・五九六・五九八・三九四	蜂須賀正勝	四四六	八段鞠挾	一〇六	八條	二六・七三	八戸	一四七	蜂巢	四七・百三	八羽鳥	七七八	八本格子	一一五	八本骨風車	一〇七五	八本骨源氏車	九七四	八本瑞籬	一〇一	八本矢車	九三
幡野	七九・二二九・三四五・二九五・二五〇	波多野	五五〇・六五	巴且杏	一〇〇	八曜	一〇九・三〇四・三九八	八劍	九七	八劍輪寶	八九八	蜂須賀	一六五・四三〇・五九八・九	蜂須賀齊裕	二・五九六・五九八・三九四	蜂須賀正勝	四四六	八段鞠挾	一〇六	八條	二六・七三	八戸	一四七	蜂巢	四七・百三	八羽鳥	七七八	八本格子	一一五	八本骨風車	一〇七五	八本骨源氏車	九七四	八本瑞籬	一〇一	八本矢車	九三
幡野	七九・二二九・三四五・二九五・二五〇	波多野	五五〇・六五	巴且杏	一〇〇	八曜	一〇九・三〇四・三九八	八劍	九七	八劍輪寶	八九八	蜂須賀	一六五・四三〇・五九八・九	蜂須賀齊裕	二・五九六・五九八・三九四	蜂須賀正勝	四四六	八段鞠挾	一〇六	八條	二六・七三	八戸	一四七	蜂巢	四七・百三	八羽鳥	七七八	八本格子	一一五	八本骨風車	一〇七五	八本骨源氏車	九七四	八本瑞籬	一〇一	八本矢車	九三

濱田	二四・二四三	林田	九五・二三七	日足	二六五	彦坂	三六八
葉室	二四・六九・三二	早瀬	八〇七	日足内三巴	二七〇	彦部	二九三
伴氏略系	二九・七四・三〇・七〇・七四 六・一八・二四六・二六七・ 三七	早淵	五五・八〇	檜扇ニ大文字	一三六三	久田	一六六
半月ニ丸菱	二九〇	葉山	三七・五八・三〇・二四〇	日向	八〇八・三〇七・二八・三三九	藤付	五九
半月	二九四	速水	四一・六四・三七	日置	一三六七	久永	六五・七八・二〇六
吐田	八〇〇・二二二	原	一五八・六四・〇九	東久世	四七七	久松	四〇・四四六・四四四・五三七
坂内	一五八・九三〇	原木	三〇四・三〇九・三〇八・三〇七	東窪川	八七四	菱	一
坂東	一五八・三六六	原田	五・九五・二〇八・三〇四・四	東坊城	六八五・九五	菱打板	一四四・二九・二二・二九
早川	二八七・六三三	張弓	二〇四	比企	四九四	菱刈	九〇七
林	三九五・四三・五五・五八・五九・五九 〇・六四三・六四八・八九・九六・ 一〇七・三六・二四九・二五	春田	一〇〇・三九・四六・五七・三	引合澤	三三・四一・五・三三〇	菱九曜	三〇九
	三六九・三九・三二・三三・三三・三三 三・四三・四一・五〇・五〇・五〇 六・一六三・六三・六四・六六・ 九・八四・八五・九五・一〇二 一〇三・一〇六・一〇六・一〇六・一〇 一四・二四九・二七三・三三六・ 一四三・二四六	葉若	五八・九九・〇五八・二四五	正田	三三・五〇・五六・七〇・七九	菱鶴	九六〇
		發藤	一三七	引通	八八六	比志島	一六三
		日	九七・三六	引領	九一	菱實	七三
		葉		引輪	一〇六・三三	菱餅	九三
		原		引筋	三三	柄杓車	一〇二
		原		引龍	三三	聖神社	八八六
		原		引料	三三	備前源氏	三六
		原		樋口	三三・四三・五九・二九・一	肥田	四三・五九・五九・五三・五三
		原				左巴ニ三柏	一三

左萬字	一三五	一柳釘拔	九六	兵藤	八六	平野	五四・三・四八・五二・七五五
土方	一七四・三二・四三・六九・六	一目結	一〇五	ひやうもん	一〇三・一〇七	平林	八〇九・一〇三・一〇九・二八
秀郷流	七・八四七・二六・二八〇・二	一柳	一五九・五五・八六・八三・八七	比翼菊桐	三六七	平松	三・一〇五・一〇九・一三七・一
尾藤	八	人見	五・一〇四・一〇五・二九七	比翼紋	三〇七	平目結	三〇・一〇五・一〇九・一四一
一重菊	二五	日根	一〇五	平井	三三六・四五一・七六・一〇三・一	平山	一三・一三三・一八・三〇九
一重櫻	四六・五二	日根野	三二・二五・二七三・三九四	平賀	一三三・一三三・一三三・一三三	平四目結	一三六
一重葉	七二	日野	一〇〇	平角	一三三・一三三・一三三・一三三	比留間	五七五・七三
一葉	七〇三	日野家略系	七〇・一〇一	平尾	一三三・一三三・一三三・一三三	比留	七六
一舵	九七〇	檜	六・四六・六二・六三	平岩	七九・九〇・一〇四	比留	三六・四二・五〇
一角巴字	二七〇	日野西	九	平尾	五三・六〇・一三三	比留	三三・二八
一頭巴	一七	日丸	七六五	平賀	三二・三四・四九・八八・三	弘岡	三六
一葛葉	七〇六	檜葉	二八五	平形九曜	四六・一七三・二九五・三六六	廣木	一四〇
一巴	三三	枇杷	七〇六	開扇	一〇九	廣瀬	一三
一葉	三三	日比野	七〇	披傘	一〇八	廣戸	五三六・八八・九五
一花菱	二九六	日比野	一三三	開中啓	一〇九	廣橋	三一九・一〇四・一〇三六
一引兩	二二	日比野	一五五・六四六	開始	八三	廣幡	七八五
一引兩並巴	一〇	日比野	六四六	平釘拔	七六・一〇六	日和佐	一六九・一八
一引兩ニ水瓶	一三	日比野	六四七	平田	五三・六〇・六九・七二・九二		
一引兩ニ遊鷹羽	一五・八〇	日比野	八六	平塚	八五・一三八・三六九		
一引兩ニ巴	二九	日比野	八六	平戸梶葉	五〇・一八		
一引兩ニ頭左巴	二六	日比野	八六				
一帆	九六	日比野	八六				

斑入向梅	四九三	福林	五九・二八七	二頭波	三四
深尾	一四〇・三六・四四・四九・五九・九一 九・五〇・一〇〇・二八七	福原	一三五・一四六	二頭右巴	一六・一四六
深川	八〇七	福光	五九	二雁=菊水	一五
深澤	三二五・五九・五九・八八・一一 五	福村	一〇五七・一一一	二葛葉	七〇六
深津	五九・一〇四〇・一〇四一・一三三 ・一三三七	福守	九一九・一〇四	二銀形	九四一
福釜	四五一	福屋	一五四・一三三	二劍	九七七
深見	五五・二〇八	福眞	一五七・五三・八七三	二琴柱	一〇七六
深溝	四五一	服雀	三三	二鷹羽	八〇四
福井	五八・二二・二九七 三三・五三・四四・五三・八〇 四・八〇・九二・九二・二八	袋角	七九	二丁子巴	三三
福島	三三・三三・三三・三三・三三 六・五三・九八・一八五・二九 五・一〇四・三六・三六七	福家	三三・四六・九六 一五・六〇四・六九	二遠雁	七九五
福島正則	五九	伏木	五九・二二六	二遠雁=龍膽	一四二・二四
福田	一三九・五〇・二六六・二四五 六三〇・一〇七	富士	六八〇	二蜻蛉	八五三
福地	一三〇	富士大宮司	六八〇	二巴	一三三・三七・二六・二六
福知	一三〇	富士山=霞	三七	二巴の眼點	一四五
福富	五七・五三	臥蝶	一三八	二藤	四八
		富士名	一五	二藤巴	四八
		富士ニ巴	一三九	二柳葉	六〇
		伏原	七九	二引兩	一三・三三・一三・三九・二六・ 一三八・四七・四九・五〇・一五 三・一三・三三・六六・一三三 ・一三三・一三三・一三三
		伏見	五〇・五三・八四・八五・二 八五・一九六		
		陀螺	一七三		
		布施	一四一・五三・三六・四〇・五五		

二引兩=十文字	一五	藤丸	一〇・一三・五九・四六・四八 ・四九	古郡	八六
二引兩ニ巴	二六・三三	藤丸之内三階松	六九	古坂	六五
二引兩ニ三頭左巴	一六一	藤丸ニ加文字	三	古田	三七・八八・〇三・一四九
二引兩三頭右巴	一六〇	藤村	一八五	古橋	四三
二瓶子	八七	藤本	四七・四六・一〇六・一〇四 六七・四八		
二星	六	藤輪	一三七		
二帆丸	九六	亞	一三七		
二松	一三〇	佛光寺藤	四九		
二蕪荷	五八〇	亞字	六〇・九〇		
二矢	九三	佛足石	八六		
二矢筈	九二	筆車	一〇六		
二横矢筈	九八	筆車	七三		
二輪鼓	一〇九	太輪	七三		
二刺棍葉	八八	船越	一〇五・一〇四		
二刺棍梗	五	船田	五九・一〇七		
二刺棍	五	船橋	四六・三三・一三三・一三九 九百		
フタバアヒ	四七	分銅	一〇九〇		
二葉葵	四三	古市	一四		
雙葉細辛	六五	古江	六五・二八一		
二葉龍膽	四七五	古川	五〇・九五		
二重桔梗	五三				
二重龜甲ニ唐花	一三四				
二重菱	二九				

ほ

二見	四六・五〇	古郡	八六
藤	一〇・一五・三九・四四・四六 ・五三・四三	古坂	六五
藤井	五九・二四・四四・六五・九 二五九・一三・二八・一三 六	古田	三七・八八・〇三・一四九
藤枝	一〇五・一八七	古橋	四三
藤枝三打逆	四八		
藤懸	一六二・八七・九七		
藤方	一三六・四二・一〇八		
藤川	一三七		
藤澤	三六・四六・八九		
藤田	四二・四六・六五・八〇六		
藤谷	五九		
藤巴	七九・五三・三七・四七・四六三		
藤波	六三		
藤ニ吉文字菱	一三九		
藤沼	三〇九・三三・二八四		
藤野	四六・六六		
藤原	一〇・三三		
藤原支流	一五		
藤原信頼	三三		
藤林	一三〇・六五		
藤園	四四・四八		

帆 ホイノシ 1072	星村 464	宿智 1477	宿生 755
豊州 1368	穂薄 701	穂積 1990	法螺 904
寶珠 1009	細井 343	穂長 740	後尾螺 904
北條 956	細井戸 33	穂波 1346	堀 904
北條鱈 1001	細川 477	穂玉 1003	堀 904
北條支流 1308	細川齋 323	保馬 336	堀 904
北條時政 133	細川九曜 308	本郷 336	堀 904
鳳凰 389	細川櫻 711	本庄 1340	堀 904
鳳凰堅引兩 86	細川藤孝 397	本多 1001	堀 904
帆懸船 158	細川頼之 173	本堂 1001	堀 904
保木 368	細野 185	本目 1001	堀 904
北郷 1357	細谷 185	本貝 1001	堀 904
架鷹 801	帆立貝 89	本間 1001	堀 904
星 97	牡丹 1001	本文字樓 1001	堀 904
星合 371	牡丹折枝 751		堀 904
星梅鉢 491	堀田 88		堀 904
星田 371			堀 904
保科 311			堀 904
星野 160			堀 904

ま

藤田 320	樹位 1091	松居 640	松田波 640
曲木 769	樹形二月 128	松浦 640	松平 640
曲淵 1019	樹形三頭右巴 126	松尾 640	松平(石川) 640
牧野 1005	増子 129	松岡 640	松平(大給) 640
牧内 847	増島 562	松崎 640	松平(小澤) 640
牧村 1005	増田 562	松崎 640	松平(大草) 640
正木 1005	増田 562	松崎 640	松平(形原) 640
眞子 1005	増田 562	松崎 640	松平(河越) 640
眞下 1005	増田 562	松崎 640	
眞島 1005	増田 562	松崎 640	

松平(五井)	四五一・五九六	松二鶴	八九九・二八四・三七三	間部	六六・二四九	滿月	三九一
松平(櫻井)	三二・四二・五二・五	松二半月	三六・六四・七六	眞野	三七・四六・四九・五八・七三	萬字	一七・二四・九四
松平(龍野)	五五・六三・二五八	松二幣	三九三	舞造三羽雀	三三	卍	六〇・三九〇
松平(竹谷)	一四三・六九・四二	松野	四三・四八・七六・六〇・二	舞造鶴	七六三	卍	一三九
松平(長澤)	四二・四五・六九・六	松葉桔梗	八二・二八四・二八七	舞造鳥	七七八	卍	一三九
松平(龍見)	六五・七九・一〇三・一三三	松葉櫻	六〇八	舞鶴ト松皮菱	一八二	萬年	四九・五五・七三・九七・二五
松平(龍峯)	三九・四二・四〇・五	松吹鶴	七八・六八	舞鶴ト松皮菱	一七七	萬字餅	一〇四〇
松平(龍峯)	五八・六九・一〇九	松前	一五・六二・七六	馬淵	一七二・二六・三三	萬力	一〇五一
松平(龍峯)	六九	松村	八七・二二六	前川	一〇五九・一八六	鞠挾	一〇七五
松平(龍峯)	四九・五〇・四二・五	松山	三六五・四六・四〇・六二・九	前島	三五	丸	一六一
松平(龍峯)	五八・九二・一〇三	松文字	三九・九二・六二・六四・七〇	前田	五二	丸内ニ丹文字一引兩	一四一
松平(龍峯)	一〇七	松小	八二〇	前野	一四〇・一七四・二五・三七・五七	丸内一引	五二
松平(龍峯)	七二〇	松山	四・三五・五九・五七・八・九	前場	四・三六・三五・四〇・四八	丸内ニ三遺雁	七九五
松平(龍峯)	三二・四二・五三	松山	六・一〇九・一四	前宮	四・三九・四八・五〇・五〇・五	丸内ニ三遺雁	七九五
松平(龍峯)	三二・三九・五三	松山	一四四	間宮	三・六一・六五・七一・九二	丸ニ三葉葵	三五二
松平氏略系	四四六	松山	五〇三・一〇九	間宮	一〇三六・一一三・一三〇・二六	丸ニ三葉葵	三五二
松長	一八二・一三三	松山	一四六・二四六・六三	間宮	八・二九九	丸ニ二本松	六九
松永	六五・八七・七二・九二・三五	松山	三・七九・八四・七二・八・三六	間宮	三・七九・八四・七二・八・三六	丸ニ二本松	六九
松永久秀	三九七	松山	三・七九・八四・七二・八・三六	間宮	三・七九・八四・七二・八・三六	丸ニ二本松	六九
松波	四九・七九・八〇・九八・九三	松山	三・七九・八四・七二・八・三六	間宮	三・七九・八四・七二・八・三六	丸ニ二本松	六九

み

丸毛	五六一・三二四	右田	四六	水葵	一八・六九・六六	三頭波	三三
丸茂	一三二	右萬字	一〇五	雨久花	四三・六四	三頭左巴	一三・三七・四六・五二
丸文字	一三九	三雲	六二・九七	水葵三本立	六四	三頭左巴ニ文字	一六二
丸餅	九三	御子左	五〇	水葵二本立	六三	三頭右巴	一四・四六・二六
丸山	四六・一〇三・一〇七	三澤	五二・一〇三	三井	六三・八四・三六・二八	三酢將草	五三
三池	一六〇・九五六	三島	三九・四六・五五・九五・一〇	三磯	七二	三船	九〇
三浦	三・三七・三・四六・五三	三島神社	八六	三磯	二四・一一	三河骨	七〇
三浦流	・五九・五二・一〇三・一〇五	御籠	八五	三銀杏	六六	三楓	七七
三枝松	・一三・一四・一〇四	御籠	二四	三入子枿	八三・一〇九	三雁	八四
三賀	三三	御籠	二四	水色桔梗	五三	三雁	八四
三笠松	六六	御籠	二四	三團扇	九六	實附柏	五九
三笠松ニ鎗矢	六九	御籠	二四	三團扇	一八・二六・一〇〇・一三	三桔梗	五三
三日月	二九	御籠	二四	三折敷	八八	三香葉	九四
三河口	七三・八四・一三六	御籠	二四	三追稻	六六	三串團子	九四
三上	五九・一〇五・一六七	御籠	二四	三追稻	六六	三葛葉	七六
三神	三三	御籠	二四	三追稻	六六	三銀形	九四
御神本	一五	御籠	二四	三追稻	六六	三組巴	一六・二六
三木	四二・六三・七六・一〇九	御籠	二四	三追稻	六六	三軍配團扇	九三
		御籠	二四	三追稻	六六	水車	三三・一〇一
		御籠	二四	三追稻	六六	三琴柱	一〇七
		御籠	二四	三追稻	六六	三笹	一〇
		御籠	二四	三追稻	六六	水差ニ大文字	三五

三推葉 七四六 水鳥 四六・六九 三蛇目 九三 三洲濱 一五・九九 三桶 五五 三堅矢管五文字 九八 水谷 四四・四六・五〇・五二・五 三・五三・八〇・二七四・二八 四・一九・三四七 三連權 九七 三連鐵形 九四 三地紙丸 一〇〇 三軸銀杏 六六 三丁子巴 六三 三打板 九七 三茶實 七九 三槌 一〇五 三椿車 七四 三積巴 二六 三蔓河骨 七〇 三連雁 七六 三蜻蛉 八五 三巴輪邊 二五	御綱柏 六〇三 三嬰麥 一六・七〇 三並矢 九三 水ニ水車 一〇四 水ニ月 二九 水ニ巴 一六・一七 水野 二六・二六・七〇・七二・四 三角字巴 一〇八・一〇九・一〇八 三角字巴丸 二七一 三角字巴丸 二七一 三葉葵 六五・六五 三葉柏 一四六・一六・四三・六六・一三 三橋 三三・三七・三三・五〇・五九 八・七二・八五・一九四 三花菱 二九 三蛤 八〇 水原 五五・二九 三葉龍膽 四七 三引兩 三三・三三・一六・三七・二六 一四六・五三・二五・六〇・一	三麥 三二・三七 三枇杷葉 七一 三柘 六四 三開中啓丸 一〇三 水蔞丸 九 三藤丸 四九 三瓶子 八七 三帆丸 九 三木瓜 三五 三木瓜ニ二引兩 二六 三星 八・二〇・三三・六・一五 三星一文字 八六・一九・三三・三三 三星ニ一文字 一三三 三間 五八・五八 滿政流 二六 三松皮菱 一九 三松葉ニ三松種 六八 三舞連雁 七五 三日結 三三・三七 三盛桔梗 八 三盛菊 五 三盛龜甲ニ唐花 三二	三盛龜甲ニ七曜 三三四 三盛香葉 九五〇 三盛琴柱 一〇七 三盛立澤瀉 五五 三盛桶 五五 三盛丁子 六三 三盛葛 五 三盛巴 八二・二〇・二六 三盛蛤 八三 三盛一巴 二六 三盛木瓜 二六 三盛松皮菱 一九 三盛輪鼓 一〇六 水谷 一四 三矢管ニ五文字 九八 三山吹 七三 滿快流 二六 三寄覽 二二 三寄澤瀉 八二 三寄酢葉草 八三・五五 三寄棍 五七 三寄葛花 七六 三寄鐵形 九四 三寄地紙 一〇〇
--	---	---	--

三寄茶實 七九 三寄蔓龍膽 四七 三寄分銅 一〇二 三寄矢管 九八 三寄橫見梅 八二 三寄橫見桔梗 五三 三寄龍膽 四六 三輪鼓 一〇六 三龍膽車 四六 三連蝶 八四 三蘇 七四 三割棍 七〇 三割棍葉 八八 三割河骨 七〇 三割唐花 一三三 三割桔梗 五三 三割菊 五七 三割菊三文字 五七 三割龜甲ニ唐花 一三三 三割酢葉草 五五 三割劍花菱 一九 三割五角唐花 一三三 三割橋 八 三割橋丸 五五	三割茶實 七九 三割花菱 一九 三割菱 一九 三割白梅 四九 三所紋 一〇三 三刀谷 一五 皆川 七九・二六・二六・一九〇 水上 四三・四四・五二・五五・一 八六・三三〇・三三二・三七 一三二 皆木 八四 皆岐 九九 水無瀬 五八 水無瀬岩系 三九 淡 一〇三・一〇六 源賴朝 三三 峯岸 一三 峯 四九・一〇四・一〇八 美濃部 八四 美濃部 三九・三三・三三・一〇六 箕勾 七六・三五 箕輪衆 一四	三原田 一三三 壬生 六六・九五・二九 壬生香葉 九五 三淵 一三三・三三四 三重唐花菱 四四 三重巴 二九 三重菱 二九 美馬 八四・一三三 御牧 六九・四二六 美作菅家 五九 三樹 一〇三 三村 一五・七一 三室戸 七五 宮 一五三・一六五・三九七 宮井 二八 宮石 四三 宮内 一七・六三 宮川 四六・四八・六三・八八・一〇 〇一・三〇四 宮河 一三 三宅 一五・二六・三五・三七・三 一・四二・四九・五三・六四・ 八二・八五・八八・八九・九七	宮崎 六二・八二・三九・三八六・一 三七五・四四 宮重 七九・一〇一・一〇〇 宮城 三〇四・四〇・六三・八五・一三 一六 宮田 四六・五三・八七・三九・一 三三 宮任 一三五 宮之城 一三七 宮原 三九・四九・四七・九五・三 四 宮村 六二・六四・八八・九五 宮本 五九・九一 宮脇 二二 三好 一五・五三・四三・八五・一〇 五九・一三三・一〇三・三三 一三六・一四二 三好義長 五九 三善 九 三吉 一五三・三九七 三吉文字龜甲 一三九
--	---	---	---

水松丸 七六七	水松 七六八	對筆 一〇九六	對法螺 九〇六	對結雁 七六八	向深瀉 五五九	向櫻 七三二	向橋 七五・五八八	向茶實 七五・七六	向蝶 八三三	向牡丹 五二四	向松毬 六〇八	向山 四九・五〇四・三三・二〇八・一	麥生 三二・三二八	牟久 九五九	武藏 一四八・〇二八	武者 八四九・二四六	武者小路 一〇九〇・一三〇・一三〇〇	結柏 五九一	結雁 七七・七五	結草 七〇六	結柴 七〇六	結巴 一五五	結無祇園守 八五	結三輪遊 二九四	ムダノ紋 一九九	六銀杏 六六八	六梅 四九三	六櫻 七三二	六桔梗 二二二	六鷹羽車 八五	六丁子車 六三	六巴 二六九	六葉葵 四三	六葉裏葵 四三	六葉柏 五九	六日足 二〇	六菱 二九七	六藤 四六	六星 一三・一六・三〇	六鏡丸 一〇三	六鐵 九三	六輪茶敷 九五	武藤 一四七・四八・四四・四六・二〇 〇九・一三・二八・五二・三〇五	宗像大宮司 五九三	無文字 六〇・三七九	無文錢 一〇七九	村井 五八・二八一	村岡 二九八・四四・四五	村垣 五二九・二八	村上 一四・三二・三二・四三・四六 七五〇・五八・五五・五二・ 七三〇・六〇・六〇・四〇・一 七三・三〇・六〇・四七	村上源氏 一八・四七・四七	村上源氏略系 四七七	村濃 一三〇六	村越 一三〇六	村田 三二四・七五・四八・三三・五五 一・一八五	村島 四八・一三三	村松 三二・三二・七三・八六・二 二・一八・一三三	村山 六六・一〇三・一三三	村禮 一八・一四六・三〇・三三 九	室 六二・六三	牟禮 五三・五九・五九・〇七五
------------	-----------	------------	------------	------------	------------	-----------	--------------	--------------	-----------	------------	------------	-----------------------	--------------	-----------	---------------	---------------	-----------------------	-----------	-------------	-----------	-----------	-----------	-------------	-------------	-------------	------------	-----------	-----------	------------	------------	------------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	----------	----------------	------------	----------	------------	--	--------------	---------------	-------------	--------------	-----------------	--------------	--	------------------	---------------	------------	------------	--------------------------------	--------------	---------------------------------	------------------	-------------------------	------------	--------------------

む

室賀 一四・六〇・七九・一四〇	室田 三二・七〇	室本 七六七	蕨荷(茗荷) 三三・五五	蕨荷巴 五二	妙見菩薩 二九六	妙法院 一三三	目賀田 七九・九三・四九・九三	目結 一三六	目良 六〇	毛利 八六・五二・七四・七六・一三 ・五九・八・三三・三三・三 六九・七三・四八・四九・五五 ・五九・五三・七六・七〇・九 一六・九九・一三三・二五七 八五九	最上 一四七・八一・三三・四九・六 九・六六・六〇・三三・二四	茂木 一〇一六	餅 九〇	持合井筒 八	持合吉文字鑰甲 一五六	持合花輪達 八	持合三魚甲 一三四	モチ草 六九	持田 六五	望月 二八・三九・三〇・三九・四六 八・六五・一三・一一	もつから 一五八	木瓜 一三・一八・二九・一三七・三 八・三三・七三・八四・一三七 ・一三三	木瓜ニ庵 一〇七	木瓜ニ二引兩 一三四	本告 一六一	本賀 六三	本宮 四三	本康 三三・三七・四三	本山 五三・九七	物部 六〇・五七・〇九	毛 一三〇	紋切形 三三	紋盡 一六〇	門奈巴 八八・五六・八九	桃井 七三	桃 三九六・一三九	桃 一七四・三〇・四二・四八・四 九・三〇・五二・五二・五八・ 五九・六二・六九・七三・八 一六八・四八・四九・九三・一〇四 一・一〇九・一〇五九・一八一・ 一〇八・三二・三六・一三七 ・二八七・三三九・三六六・三 四九	森川 三三・三四・五九・五九・一〇 三二・一〇三・一三〇・一三八・ 一〇〇	森木 一〇〇	森崎 二〇九・二八九	森島 五九	森鶴 七四	森野 七七	森野邊 七六七	森本 一〇三	守屋 四六・六五・七四・一〇六・一 三五	守山 四八・一〇〇・一八三・一七三 四・五七・九・一〇一・一三六・ 一三三・一七三・一三六	毛呂 三九四・七九・八七	簡井流 一三	諸星 三二・三三・四八・一一・一 三〇七	矢 九一	矢扇 九三	矢井守 七九七	八日月 三九一	陽菱内八文字 一三七	八木 一五・四七・六九・七三・八一 〇・一〇六・一八六・二六五・一 三六七・一七三・一三七・一三五	胃額 八五九
--------------------	-------------	-----------	-----------------	-----------	-------------	------------	--------------------	-----------	----------	---	---------------------------------------	------------	---------	-----------	----------------	------------	--------------	-----------	----------	------------------------------------	-------------	--	-------------	---------------	-----------	----------	----------	----------------	-------------	----------------	----------	-----------	-----------	-----------------	----------	--------------	--	--	-----------	---------------	----------	----------	----------	------------	-----------	----------------------------	--	-----------------	-----------	----------------------------	---------	----------	------------	------------	---------------	--	-----------

柳生 六三・七〇八・一〇三三	八鷹羽車 八〇五	山内氏畧系 五九五
藥師寺 三三・三九七・四七・五九六・六六	八丁子車 六六三	山岡 五八・一〇三三・一〇三三・一〇三六
矢車 六・二・一六三	八頭 七四	山鹿 八〇六
藥研鈔 一〇五	八頭波 三三	山形 一三六
矢鳥 一四七・七〇・九二・九七・九三	八軍配團扇 九三	山形村紺 一五三・一〇七
八代 八〇七	八葉抱蕪荷 五	山角 三二四・四六七・五八・七六・一三
屋代 八〇七	八引兩 一三六	山川 九六・一三六
安井 一四一・六〇・八四・二八・一	八藤 四九	山木 七九・八〇・一七五・一八二・一
安岡 四〇一	八星 三九	山岸 一〇五九
安木 九三	矢頭 四四	山口 五〇・五七・六六・六〇・六三
安田 一〇〇・一七・一〇六・三三	ヤドリギ 七六六	山口菱 四・七〇・七七・八〇・八〇・
保田 五〇・六二・一五・三九	柳澤 四二・七九・一〇六・一一・	山崎 一〇三・一〇五
安見 三三・八〇	柳原 一六	山坂 二九六
矢田 五八・三六・四二	柳世 六三	山崎 四二五・四八三・五三・八四九・八七
矢田部 八三	柳田 一八・四一・四六・六九・七三	山下 一六二・一八・一八五
矢田牡丹 五二五	矢野 一五・一三六	
矢田堀 五七・六四・九〇・九六	矢橋 三九・六二・七三	
八居 五九	矢管 九六	
八銀杏 六六	矢管車 一五・九二・九七	
八下 一五	矢管十文字 八四・九七	

山科 六三	山二霞 三三	湯淺 一五・四四・八四・一〇三・一	結城 一六・四一・四一・五九・二
山菅 八四九・二八四	山二雲 三三	湯川 三三・一八〇・二八六	結城氏畧系 五九・一七二・一七四
山瀨 三〇・六六	山井 五九	由井 五九・一〇八・一三〇・一三七	結城成朝 七五
山添 四三・九五	山上 三〇・三三・三六・七・八	湯上 一三七・一〇三	結城秀康 四〇
山田 三二・三七・四二・四四・四	山吹花 七三	至藤 四〇	結崎 一三三・九四
	山吹 七二	雪 九・三〇	弓長 九〇・一〇一
	山吹水 三六・七三	雪笹 六七	動三文字 八六
	山吹流 七三	雪薺 六八	
	山邊 二二・三〇・七〇	雪薄 七三	
	山村 三三・四〇・五三・五五・一〇	雪輪 六	
	山文字 五三・三八・二八〇・二九	雪輪=薄下露 七三	
	山本 一三六	弓削多 五七・三三・一〇四	余吾 四〇・五三
	山脇 五三・七二・七五	遊佐 二二・四九・一八四・二六四・	横扇菱 一〇九
		由佐 四三・三九	横尾 五九・一〇三
		由田 九七	横澤 一三五
		由比 一〇一	横田 四二・六九
		結比 一三・三〇・三三・三三・三九	横鷹羽 五七・三八七・三三三・三三九
		結綿 一〇五	横地 六〇・七〇・一三〇・一三六
		夕顔花 一五・七六	横手 一三八
		夕顔月 三三	横見梅 七五・四九

渡邊星 三三	割桔梗 三五	割茗荷 五〇
瓦理 一四六・二〇	割菊 五六	割矢羽 九三
輪違 六五・三三・五五・三三 ・三四・三六・二九	割菊葉 五六	地榆 七七
輪違柏 五二	割桐 四九	地榆ニ雀 七八
輪違崩 三三	割九曜 三九	
輪違茶實 七元	割大根 六九	
輪違巴 二六	割鷹羽 八〇	
輪違内規葉 三三	割葛 五〇	
	割菱 一六・四・二八・五・二五	
		割貫石 一〇五
		藥科 一〇〇・一三九
		蕨車 七三
		蕨手 二七
		蕨丸 七三
		割梅 四二
		割楓 七六

大正十五年三月十日印刷
大正十五年三月十五日發行

日本紋章學
定價金拾五圓



發行所

東京市神田區錦町一丁目
〔振替貯金口座東京四九九一番〕

株式會社 明治書院

〔電話大手五八四五番・六八六九番〕

著者 沼田 賴輔
東京市小石川區原町百十九番地

發行者 三樹退三
東京市神田區錦町一丁目十番地

印刷者 瀬戸岡 赫郎
東京市本所區番場町四番地

印刷所 凸版印刷株式會社分工場
東京市本所區番場町四番地

~~534~~ 288.6
~~164~~ N99口

終

